

平成24年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成24年9月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2		一般質問	
第 3	報告第11号	専決処分の報告について (農業集落排水施設使用料請求事件の和解)	報 告
第 4	認 第 3号	平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 5	議案第54号	平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 6	議案第55号	平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 7	議案第51号	大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について	
第 8	議案第46号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 9	議案第47号	大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について	総務文教付託
第10	議案第48号	大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第11	議案第49号	大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	
第12	議案第53号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について	生活環境付託
第13	議案第50号	大竹市立学校設置条例の一部改正について	総務文教付託
第14	議案第52号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託
第15	議案第56号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 (一 括)
第16	議案第57号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第17	議案第58号	平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第18	平成24年請願第1号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願	生活環境付託
第19	平成24年陳情第3号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求める陳情	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について（表決）

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 11 号から日程第 7 議案第 51 号 (報告・説明・付託)
- 日程第 8 議案第 46 号 (説明・表決)
- 日程第 9 議案第 47 号 (説明・付託)
- 日程第 10 議案第 48 号から日程第 12 議案第 53 号 (説明・付託)
- 日程第 13 議案第 50 号 (説明・付託)
- 日程第 14 議案第 52 号 (説明・付託)
- 日程第 15 議案第 56 号から日程第 17 議案第 58 号 (説明・付託)
- 日程第 18 平成 24 年請願第 1 号 (付託)
- 日程第 19 平成 24 年陳情第 3 号 (付託)

○出席議員 (16 人)

1 番	西川健三	2 番	大井涉
3 番	網谷芳孝	4 番	藤井馨
5 番	乃美晴一	6 番	児玉朋也
7 番	北林隆	8 番	山崎年一
9 番	細川雅子	10 番	日域究
11 番	上野克己	12 番	寺岡公章
13 番	原田博	14 番	二階堂博
15 番	田中実穂	16 番	山本孝三

+

+

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎				
副市	長	大原豊				
教	育	長	西尾裕次			
総務企画部	長	太田勲男				
市民生活部長	兼	塩田小百合				
福祉事務所	長					
都市環境部	長	長谷川寿男				
上下水道局	長	北地範久				
消	防	長	賀屋幸治			
総務課長	兼任	選挙	西岡靖			
管理委員会	事務局	長				
総務課	危機管理	監	平池泰憲			
企画	財政	課	長	政岡修		
地域	振興	課	長	兼任	中川英也	
農業	委員会	事務局	長			
福	祉	課	長	米中和成		
保	健	介	護	課	長	山本八州宏

監 理 課 長
土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
環 境 整 備 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
上 下 水 道 局 工 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長
消 防 本 部 消 防 課 長
監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

青 森 浩
平 田 安希雄
栢 英 彦
野 田 英 之
重 本 隆 男
稲 田 正 文
小 西 啓 二
吉 原 克 彦
國 本 美 之
黒 田 孝 士
小 松 正 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

正 木 丈 治
三 浦 暁 雄

+

会期決定について

平成24年9月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

平成24年9月4日提出

大竹市議会議長 西川 健三

自 平成24年9月 4日

11日間

至 平成24年9月14日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 4	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決、付託） ・請願、陳情上程（付託） ・散会
5	水	(予備日)		
6	木	休会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
7	金		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
8	土			
9	日			
10	月		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
11	火		議会運営委員会 安心安全対策特別委員会	10時～
12	水			
13	木			
14	金	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・議案委員長報告（表決） ・請願、陳情委員長報告（表決） ・閉会

平成24年9月大竹市議会定例会（第3回）

一般質問通告表

1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

危険視されるオスプレイの試験訓練について

- ・岩国基地への搬入・試験訓練計画発表後、これまでの市長の対応
- ・市民不安に応えるこれからの対応について

第5期介護保険事業について

- ・建設予定施設の実現に向けた取り組み
- ・制度変更に伴うサービス・給付の実施状況

定住促進事業の実績・評価について

- ・計画実施の成果・問題点をどう評価されますか。
- ・一層の充実・拡充を目指してのこれからの取り組みを伺います。

2 9番 細川雅子 議員
質問方式：一問一答

手すき和紙のこれからについて

本市の手すき和紙は、かつては産業として栄えたと聞いていますが、現在では「大竹手すき和紙保存会」の皆様によって細々と生産され技術の伝承がされています。原料である楮（こうぞ）の栽培から大竹市産にこだわって製品化しているのが大竹和紙の特徴であり、他の和紙にない強みともなっているそうです。

県内唯一の存在である大竹手すき和紙は、観光資源として、まちづくりの資源としての可能性があると思います。手すき和紙の今後のあり方と支援について市の考えを伺います。

本市の医療費適正化の状況について

広島県は平成22年度に「国民健康保険広域化等支援方針」を定め、事業運営の広域化を目指して市町間の調整をしていくこととしています。当初は平成25年度を一つの区切りと聞いていましたが、いまだに明確な方向性が定まっていないようです。

このような状況ではありますが、保険者である市は、国民健康保険の持続可能性を高めるために、確かな施策が求められると考えます。

呉市では、全国に先駆けてレセプトのデータベース化によるきめ細かな指導を行い、医療費の適正化に効果を上げていていると聞きました。本市も呉に学び、医療費の適正化に取り組まれてははいかがでしょうか。本市の状況と合わせてお尋ねします。

3 12番 寺岡公章 議員
質問方式：一問一答

本庁舎や出先機関をもっと明るくしませんか。

現在の本庁舎や出先機関・公共施設には、一部分を除いて暗い廊下、閉ざされた執務室というイメージがあります。節電の取り組みの成果である一方、本市行政のマイナスイメージを生む要素だと思っています。一部、本庁舎2Fなどは開放感や職員さんの熱気でいわゆるにぎわいに近いものすら感じられます。他のフロアや、施設でも同じような雰囲気はつくれないのでしょうか。

総職員数の減で、事務担当も窓口接客を求められますし、市民自治が進めば市民が各フロアに訪れる機会もふえていきます。

来庁者が気分よく訪れ、職員さんが気持ちよく仕事のできる環境づくりについて、廊下と執務室の間にある壁（パーティション）を取り払うなど、工夫をお願いします。

4

15番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

保健衛生の推進について

イ) 流行している風疹について

本市の現状と対応は？

ロ) 歯科口腔の保健推進について

国は国民に対して定期的な予防を行うことを責務だと認めている。児童、生徒の検診だけでなく、社会人に対しても検診の呼びかけや助成が必要と思う。本市の取り組みは？

防災、減災対策について

イ) 公共施設の耐震化と改修スケジュールを

ロ) 防災教育の実施を

ハ) 防災行政無線のガイダンスによる対応を

街灯や公共施設のLED（発光ダイオード）化を

節電と低炭素社会づくり推進のために

5

13番 原 田 博 議員

質問方式：一問一答

工業用水道事業の現状認識とこれからの本市の工業振興、まちづくりについて

第五次大竹市総合計画では、第四次総合計画に引き続き、工業振興を本市の重要な施策の一つと位置づけています。

特に、今後、既存の企業が大竹の地で事業を継続し、さらに発展していくためには、企業ニーズを把握し、それを踏まえて工業振興、産業振興策を展開することが重要だと総合計画には明記されており、それら産業のまち「大竹」として、発展に向けた協力や支援など、補完していく大きなインフラの中に、安定した工業用水を供給していくことが挙げられます。

そのためには、今後、工水事業経営の健全化を含め、これらの工業用水施設を確実に維持していく、供給できる体制づくりが責務です。

その一方、一例ではありますが、工水施設は老朽化しており、取水・送水施設や管路の改良更新整備・耐震化に向けた対応などには、莫大な費用が必要です。私としても、

工業振興という御旗の下、いろいろと対応したことが、結果として、上水や一般会計などに影響を及ぼすことを心配しています。

このように、工業用水道事業は、本市の未来への維持・成長において、多くの制約要因が存在していることであり、極めて深刻な問題だと捉えています。

結論から申し上げますと、これは工水事業の経営にとどまるものではありません。工業振興策であり、本市のまちづくりです。これから先の産業基盤に向けて、克服すべき施策です。

係る状況から、工業用水道事業の現状認識、これからの本市の工業振興、まちづくりをどう描かれるのか、市長のお考えを問います。

6

10番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

扶助費を詐取されていませんか。

住宅扶助を受けながらの長期家賃不払い事案について、賃貸契約は平成17年3月23日に解除されていると思われまます。保護決定日はその前ですか、後ですか。

保険に加入する義務が定めてあります。

1年前の防災無線装置の落雷破損時に機器が保険未加入だった事案について、これは大竹市公有財産管理規則第8条に違反していませんか。

応礼したこと自体が、摩訶不思議な出来事です。

公有地の売却は適正な価格で行わねばなりません。通常、適正とは鑑定価格以上でより高い価格のことです。また、予定価格を事前公表しない場合でも、その予定価格は時価と同等以上であることは言うまでもありません。もしも適正価格以下で売る場合には、公募条件もその旨表示し、議会の議決を得る場合にも、安く売る理由を付して審議されることが必要です。しかし、大願寺の土地売却は3.5億円での売却を承認しただけで、他は満たしていません。

7

2番 大 井 涉 議員

質問方式：一問一答

地域担当職員制度の取り組みについて

主権者である市民を起点とする協働のまちづくり及び行政経営を進め、市民自治社会の実現に寄与することを目的とした制度だと思えます。

行政は俗に「縦割り」と言われていますが、この制度はそうした弊害を少なくし、横断的な仕組みで地域づくりをサポートするものです。

また、職員が地域の生の声を聞き、職員と地域の連携が深まることで、職員自身の意識改革を図ることも目的の一つです。取り組む時期だと思えますが、執行部のお考えをお聞きます。

(財)大竹市文化振興事業団と宮島競艇施行組合の職員の身分について

二つの組織がもし解散した場合、それぞれの職員の身分と、処遇についてお聞きます。

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番、藤井 馨議員、5番、乃美晴一議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに、大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、専決処分の御報告を初め、平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、平成23年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、大竹市営住宅等の指定管理者の指定について、平成24年度大竹市一般会計などの補正予算など合わせて15案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西川健三） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（西川健三） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（西川健三） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、各会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は、一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けていますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 24年度のちょうど中間地点に至りました。私は、本席で市長に、率直に三つの事項について質問させていただきます。

その第一は、今マスコミ報道でも御存じのように、オスプレイというヘリコプターが日本に配置をされるということが報道されまして、この半年間、毎日のようにこの問題が紙面を飾っております。そこで、市長にお伺いするんですが、このオスプレイの配備、とりわけ岩国基地での試験飛行に関する問題について、防衛省初め関係機関からの具体的な説明なり、また、市長としてのこれまでの対応について、多くの市民の皆さんが非常に心配をされておる問題ですから、この席から市民の不安を払拭できる内容が関係機関からの説明等であるなら、説明をお願いしたいと思っております。

それから、問題は、多くの関係自治体を初め、国民の皆さんが不安視をされているこのオスプレイの問題については、近く政府としては安全宣言を出して予定どおり岩国での試験飛行、後に沖縄への配備を進めるという態度でございますが、市長として、こういう国のあり方、どういうふうにお考えになっておるのか、私は、市長としてこれからの取り組みが市民にとっては非常に重要な問題でもあり、注視をされているところだというふうに思いますけれども、この問題についても、ひとつ率直な見解を伺いたいと思っております。

2番目に、第5期介護保険事業についてお伺いしますが、24年度から21%程度の介護保険料が値上げをされました。その値上げの根拠として29床の特別養護老人ホームを建設するとか、10床のショートステイの施設を増設するとか、あるいは制度改正に伴って、24時間深夜であろうが早朝であろうが夜間であろうが、必要に応じて介護と看護を随時行える体制とサービスの供給を図る、こうしたことが値上げの根拠にされてきました。そこで、具体的に特別養護老人ホームの建設やショートステイの施設を増床計画は、その後、どのような進展を見ておるのか。さらには、制度改正に伴ってのサービスと供給の実施状況は、

どういう状況にあるのか、具体的な説明を求めます。

3番目の問題ですが、定住促進事業が平成22年度から発足をしまして、各行政分野での展開がされてきたと思います。23項目に及ぶ事業内容があったように思いますけれども、これは24年度で一応区切りをつけて、再評価をして次の段階に進むというふうなお考えのようでございますが、この計画がスタートしてから今日まで、定住促進事業の行政評価をどのようになさっておられるのか、成果なり問題点なり、この時点で、ひとつ具体的な状況の説明をお願いしたいと思います。

また、私としては、従来から定住促進事業の性格づけとなるかどうかは別として、市域の活性化、雇用の拡大、経済対策の一環として、従来から住宅リフォーム助成制度の思い切った実施をすべきだということを提案をいたしてまいりました。これまで県が実施をしていた福祉分野に限ってのこの住宅リフォーム助成制度は、県のほうは余り人気がなく、利用者もないということで廃止をいたしました。これを受けて、県内でも幾つかの市町が県に習っての住宅リフォーム助成制度を実施しております。大竹市も、平成24年度当初予算では、600万円の予算措置をいたしました。私が見る限り、大竹市が今、実施しようとしているこの制度は、県がこれまで実施してきた制度に少し色をつけたような内容にとどまっておるのではないかと。これでは本当に市民の皆さん方の要望、期待あるいは経済活性化を含めた成果ある制度とは言えないと思います。そこで、大竹市が実施しようとしている24年度600万円の予算措置に伴う事業の内容について改めて説明を求めた上で、

+

+

ただいま私が申し上げておりますような市域の活性化、雇用にも役立つようなそういう実のある住宅リフォーム助成制度に充実発展をさせてほしいと思いますけれども、市長の見解をお伺いします。

さらには、大竹市に若年層も含めて、市民の皆さんが定住をしてもらう、あるいは大竹市はいいまちだというふうなことで土地を買い求め、大竹市に住んでもらうような施策をどう展開するのか、この問題について一、二、提案をさせていただきたいと思います。御承知のように、大竹市の人口は、毎年200人前後減少を続けており歯どめがかかっておりません。このまま行けば、各専門家なり国の調査機関なり県の推計値のように、20年30年先には2万5,000人台に減少するという推定値をそのまま現実のものにしかねないという状況にあります。こうしたことに歯どめをかけて定住促進を図る上では、他市に負けない思い切った施策がとられるべきだと私は思います。そこで一つには、先ほど申し上げました住宅リフォーム助成制度の一層の拡充、さらには、近く市域に広大な住宅分譲地が完成をする予定であります。市内各地にも、大竹市が所有する分譲地も売れ残りがたくさんあります。全市的に新築をされる消費者の皆さんが土地を購入したり家屋を建築される場合に、市の独自の融資制度を設けて、大竹市では土地も安いし良好な宅地もあると、その上にさらに用地を求め家屋を新築する場合には、それなりの融資制度もあるというふうなことを周辺の皆さんはもちろんですが、市内企業にお勤めの皆さん方にも周知をさせて、大竹に土地を購入して住んでもらえるような効果的な施策として考えられないか。このことをひとつ提案をさせていただきます。

また、さらには、他市では市が所有する土地を10年間、新築をされて居住してもらえば、

土地は無料で提供するというふうな施策も展開して成果を上げているというふうなことも聞きます。また、市営住宅にしましても、乳飲み子から高校卒業まで、家賃は半額にして、居住年限を子供が高校卒業するまでの期間は居住するという契約のもとに、新婚さんいらっしゃいというふうな施策を展開して、成果を上げておるといふ例も聞きます。

さらには、子供が生まれれば、第1子については100万円、第2子については150万円、こういうふうな報奨制度を設けて、若い人が喜んで安心をして子供が生まれるような、生めるような環境も整えるという施策も展開しているということも聞きます。

私は、ありきたりの定住促進計画では人口減に歯どめをかけることはできないと思います。思い切った他市に負けないユニークな施策の展開こそ、今、求められておるのではないかというふうに思いますので、二、三の提案を含めて、市長の見解を伺いたいと思います。

登壇しての質問は以上でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 誰もがお世話になります介護保険制度、わがまちプランの「住みたい、住んでよかったと感じるまち」の実現へ向けての定住促進事業など、市民生活に密着した事例につきまして、具体的、思い切った施策を御提案いただきながら、いつも市民の皆様に優しい気持ちで御質問をいただいております。ありがとうございます。それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のオスプレイの試験訓練についての御質問にお答えいたします。オスプレイの米海兵隊岩国基地への一時先行駐機につきましては、事前の情報提供はなく、新聞報道で初めて知り大変驚きましたが、その後、中国四国防衛局より適宜、状況説明をいただく中で、市民の皆様の不安を払拭するためにも、わかりやすい説明をいただくとともに、基地周辺の住民の安心・安全の確保に向けて、十分な配慮をしていただけるよう要望してまいりました。国防は、国の専管事項であります。国との信頼関係を築きながら、国防に協力していくことが一自治体としての役目であると認識しており、米海兵隊岩国基地に隣接する本市といたしましては、安全性への説明が十分されないまま岩国基地へオスプレイが陸揚げされたことは、まことに残念であります。

国からは、7月23日、米海兵隊岩国基地に陸揚げされたオスプレイは、普天間飛行場に配備する12機で、あくまでも一時的に陸揚げ等をしたものであり、米海兵隊岩国基地への配備を目的としたものではないということ、また、陸揚げ後は、地上におけるエンジンの調整等を行うことはあり得ると承知してはいますが、米国政府は、事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるオスプレイの飛行運用も控える旨、説明を受けています。8月30日、中国四国防衛局より、モロッコで発生したオスプレイの事故原因について、「機体の構造に問題はなく人的ミスが原因であった」と説明を受け、一定の理解はいたしました。しかしながら、人が操縦する以上はいろんなミスがあり得ます。このミスの確率よりもオスプレイを導入する意義・役割ということが十分理解されたら、国民の皆様、市民の皆様も納得されると思いますので、

このことにつきまして、国においてはしっかりと説明していただくよう要望いたしました。市といたしましては、引き続き国及び米国政府が、誠意を持って説明責任を果たされるとともに、基地周辺の住民の安心・安全の確保に向けて、十分な配慮をしていただくよう機会あるごとに要望していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の第5期介護保険事業計画についてお答えいたします。

最初に、入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームの公募の状況についての御質問がありましたので、公募の経過等について御説明申し上げます。

本年7月23日に、小規模特別養護老人ホームに係る事業者募集の公告を行い、8月31日までの間、応募受け付けを行ってきたところでございます。今回の公募に当たりましても、ショートステイの施設を併設できるようにしていたほか、応募者の要件としまして、今後、社会福祉法人の設立認可を受ける予定の者であっても応募を認めることとし、事業者の確保に向け配慮してきたところでございます。その結果、1事業者の募集に対しまして、複数の者からの応募がございました。今後は、それぞれの応募者から運営方針等についてのプレゼンテーションを受けるとともに、地域密着型サービス指定候補事業者選定委員会の審議を経まして、今月中旬を目途に、特別養護老人ホームの運営法人として最適と思われる者を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、いわゆる24時間対応サービスと言われております定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてお答えいたします。

本サービスは、本年3月に策定いたしました大竹市高齢者福祉計画・第5期大竹市介護保険事業計画において新たに位置づけられたものであり、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に提供するサービスでございます。本サービスの提供を受けるためには、事業所の開設を希望する者に対し、本市が地域密着型サービス事業所としての指定を行う必要があります。そこで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましても、小規模特別養護老人ホームと同様に、本年8月31日までの間、事業者の公募を行ってまいりましたが、残念ながら応募者はありませんでした。本サービスは、今後、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるよう介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアを推進していくに当たり、中核をなすサービスと認識しておりますので、今後も時期を見ながら事業者の公募を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、制度変更に伴うサービス給付の実施状況についての御質問にお答えいたします。山本議員御指摘のとおり、このたびの介護保険法改正により、本年4月からサービス内容の一部が変更されております。そのうち訪問介護における生活援助のサービス提供時間が60分から45分に短縮されたことにつきまして、利用者からの苦情等がないかとの御質問でございますが、これまでのところそのような意見等は聞き及んでおりません。

本改正の趣旨は、サービス提供時間を細かく区分することにより、利用者のニーズに対応したきめ細かなサービス提供を行うことが可能となるよう配慮がなされたものでございます。利用者にとりましては、1回のサービス利用料が軽減されたことに加えまして、全

体のサービス利用回数はふえる方向であることから、受け入れられているものと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。本事業は、要支援者及び二次予防事業対象者を対象として介護予防サービスとは別に、介護予防、生活支援のほか、見守りや配食等を含めた総合的で多様なサービスを提供するものでございます。この介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの導入に当たりましては、介護保険や福祉の公的な制度では供給し切れないサービスも含めた基盤整備を行うための時間を必要としますので、本市では、直ちに本事業を導入することは考えておりません。また、仮に事業を導入した場合であっても、サービスの選択に当たりましては、本人の意向を最大限尊重することになっておりますので、山本議員が御心配されておられます要支援認定を受けられている方が、介護予防サービスを利用できなくなるということはありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の大竹市定住促進アクションプランの中間検証において、どう事業評価したのかについてお答えいたします。定住促進アクションプランは、平成21年度からの5カ年を計画期間としましたので、平成23年度に中間検証を実施いたしました。アクションプランの総合的な検証内容をまとめた報告書につきましては、今年の4月に議員の皆様には配付させていただきましたが、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、事業の効果でございますが、アクションプラン実施後の人口推移を見てみますと、平成22年国勢調査の人口等基本集計結果では、大竹市の人口確定値は広島県が推定した値にほぼ近い結果となっております。推計どおりの人口減少が続いており、残念ながらアクションプランの目的である「人口の減少カーブを緩やかにする」までには至っておりません。

次に、全体的な評価ですが、個々の事業につきましては、担当課で事業評価しておりますが、アクションプランの策定趣旨であります「今できることについて、できるだけ早く取り組む」ということにつきましては、既存事業が着実に進み、新規・拡充事業についてもおおむね実施されていることから、早期に事業に取り組むという所期の目標は達成できたものと評価しております。また、検証の視点として、わがまちプランとの整合を図っております。定住促進は、わがまちプランにおいて、重点取組方向と定めており、アクションプランの掲載事業は、わがまちプラン実施計画の中で、定住促進に向けた重点事業として位置づけて実施していくこととしました。定住促進の特効薬となる事業というものなかなかございませんが、今後も、わがまちプランが目指すよいまちに近づくよう総合的に本市のまちの魅力を高めていき、そうした魅力を市内外に積極的に発信していくことにより、社会減による人口流出に少しでも歯どめをかけていきたいと考えています。以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） 住宅取得の施策につきまして御提案いただきましてありがとうございました。私からは2点ほど答弁させていただきます。

まず1点目の住宅リフォーム補助制度について、その内容等についてでございます。住

宅リフォーム補助制度は、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に新規事業としまして本年度から開始をいたしました。これは5月の市広報に掲載をさせていただいております。補助額は、工事費が30万円を超えるものに対して、補助対象費用の10分の1以内、10万円を限度としております。ことしの8月末までの申し込み状況は14件となっております。現在の制度は初年度のみであります。県の補助制度を利用している関係から、対象世帯や対象工事が限定されております。なお県内の他の自治体においては、県の補助制度とともに市町の独自財源を用いて対象工事を拡大して補助を実施しているところもあり、利用状況も好調であると聞いております。つきましては、事業の実績や他の自治体の実施状況等を踏まえ、来年度以降は対象を拡大するなど市民がより利用しやすい制度について検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の住宅資金に対する融資制度についてでございます。

これにつきましては以前、昭和60年度に大竹市住宅建設資金貸付要綱を定め、融資制度を実施しておりました。この制度は、利用の低迷などにより、平成16年1月1日付で廃止いたしました。廃止理由としましては、廃止する年の前4年間について新規の貸し付け申請がなく、他市においても同様な貸付制度を随時廃止されていることに加え、昨今の金利低下に伴い、1年のうち数度、貸し付け利率等の変更が実施される事例もあり、民間金融機関の貸付制度のほうが有利となっていたことから、平成15年末をもって廃止するものとなりました。したがって、金利変動に対して迅速に対応していくことが難しい行政主導の貸付制度より、民間金融機関による市場原理を活用することのほうが、借り主にとりましても有利であると考えております。

なお、新たな住宅取得支援策につきましては、現在行われております定住促進戦略会議において検討しておりますが、本日御提案いただきました提案につきましても、さらにこの会議において検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最初のオスプレイの問題ですが、これまでの関係機関との折衝、説明というのは、具体的にはどこといつどのような話であったかということを知りたかったんです。そこをもう少し詳しく説明してもらえませんか。

それで事実上、地元が何を言おうが国民が何を言おうが、予定どおりやるんだという国の姿勢が、私は国防とか安全保障は、国の専管事項だと言っても問題がありやせんかという疑念を持っておるんですが、市長として、恐らく市民の皆さんの中にも直接被害を受ける危険性を、住民の皆さん、甘んじて納得されるということはまずないと思うんです。だから、このオスプレイというのは、結局は沖縄に常駐させる上で、岩国で事故が起きるだろうということを前提に試験をしてみるんでしょう。機体に欠陥があるとかないとか、操縦士の訓練が不足しているとかどうかということはあるかもわからんが、要するに岩国基地で安全を確認するということですから、事故が起きるということを前提に訓練をしてみ、それで沖縄に持っていくと。ここに大きな危険性と住民の不安があると思うんです。そのところを市長として、市民に対してどう説明するのか。

それから、なし崩し的に国が決めたことよと、国の安全保障の問題からいけば専管事項

だから文句を言ってもしょうがないよというふうなことでは済まされない問題だと思うんで、9月下旬、中旬ごろから岩国では試験飛行をやると言っております。こういう事態に、市長としてどういう対応をなさるのか、明確に関係機関への申し入れなり抗議なり安全対策についての注文なり、しっかりした対応を、市民の皆さんが納得できるようにしてもらいたいと思うんで、再度御答弁をお願いします。

それから、介護のことで、幸い複数の業者が施設の建設に向けた応募をなさったということで、これはこれでいいことだと思うんです。問題は、新規に事業を開始するという業者も含めて応募対象にしたということの中で、具体的な建設の時期とか規模とか、こういうようなものは、公募の際に細かく規定をされておると思うんですが、そののところをもう少し詳しく説明してもらえませんか。あわせて、ショートステイの10床の増床問題。これもお願いしたいと思います。

さらに、24時間体制、夜間だろうが深夜だろうが早朝だろうが、介護看護を必要とする介護認定者の方に対応できる事業所なり、事業所としての体制が整っておらんというふうに聞こえたんですが、そういうことですか。制度は4月1日にスタートして、24年度これだけの費用が要るんだと、24時間対応をやればかなりの費用を食うから料金を値上げするんだとおっしゃったんですから、24年度も9月になったのに、まだその体制もできてない、事業者もおらんと、これは私からいけばけしからん話じゃないですか。これは市の怠慢でしょう、そういうことは。そのところをきちっともう一度説明してください。

それから、定住促進の問題で幾つか提案したんですが、土地の取得、家屋新築に当たっての融資制度は検討されるということをおっしゃったんですか。検討に値しないということをおっしゃったんですか。もう一回そこをはっきりお願いします。

それから、それ以外に幾つか私なりの提案なので、取るに足りないということかもわからんが、せめて提案をさせてもらったんだから、こんなことはだめよというのならだめでもいいし、検討しましょうというのなら検討しましょうということでいいですから答弁をお願いしたいんですが。

○議長（西川健三） 総務企画部長。

○総務企画部長（太田勲男） まずオスプレイの関連でございます。

説明というのはその都度、例えば陸揚げされたときとかモロッコでの事故の原因について、米軍のほうから資料が届いたよと、またそれにつきまして日本国といたしましても検証検討し、その結果こうだったというその都度、報告には来られています。中国四国防衛局でございます。その都度、我々といたしましては、「基地周辺の住民の安心安全の確保に向けて十分に努力してください。」と、「私たちも、極端な言い方をしますと決して賛成しとるわけではございませんよ。」と、「しかしながら、国の専管事項でありますので、私どもとしても意見は言わせてもらいますが、国民に納得ができるような説明をしていただきたい。」ということを常々お願いしているところでございます。また岩国市とも、ある意味、共同歩調はとっていきたいと考えております。

オスプレイを、事故が起きることを前提にテストをするために、岩国に揚げたというような話は、まことに申しわけございません。私どもは聞いておりません。まず、陸揚げす

るのに一番みやすい港が岩国であったよということではないかと考えております。また、基地から海が近いので、海上での訓練がしやすい、またある意味、沖縄での反対運動がかなりあるから、その政治的配慮で岩国で、1回ワンクッションを置くとかいうようなことが、あくまでも推測でございますが、あるやには聞いておりますが、私どもといたしましては、その辺のところは関知しておりません。

また、私どもとして、一地方公共団体としてできることは、地域の住民の安心と安全の確保が十分でき、住民の方が安心できるような説明をより専門的、より具体的、より簡単にわかりやすく説明してくださいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 29人の特別養護老人ホームの公募に当たりまして、どのような条件で公募をしたかということなんですが、応募が1事業者で定員が29名以下の特別養護老人ホーム地域密着型を、大竹市内に設置をします。短期入所生活介護事業所の併設も可能とします。その中で応募条件は、社会福祉法人であることとか、あるいはできる限り平成24年度中に整備を完了することとか、あるいは建物の規模はユニット型にしてください等々の条件を付しまして公募いたしました。その結果、複数の事業者が応募に来られたということになります。

それと、床との関係は、先ほど申し上げましたとおり10床程度を併設も可能であるということも事前に申し上げました。

それと、24時間の対応の訪問介護・訪問看護の関係なんですが、当初、我々が担当課で市内の訪問介護・訪問看護の事業所を当たる段階では、かなりいい感触を得た事業所もありました。しかしながら、実際に8月に入る手前にその事業所と話をする中で、もう少し様子を見たいということで、今回は応募をされなかった経緯があります。今後、我々も市内の訪問介護とか訪問看護の事業所以外の、例えば施設を有してる事業所なんかも含めまして、あらゆる手を使いまして、またお願いをしていこうかなと考えております。以上です。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） 山本議員からいただきました御提案につきましては、財源それからその事業の効果、具体的な手法等につきまして、定住促進戦略会議におきまして十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川健三） 地域振興課長。

○地域振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 今、山本議員のほうから、新しく提案がございました事業につきまして、今後、定住促進戦略会議の中で調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） ちょっと質問事項が前後するんですが、具体的に聞いてるんですが、定住促進事業の展開の中で、助産婦の育成事業とか奨学金制度に伴う助成の形、そういう事業をやるということで実施をされてきたという経過があるんです。それから、妊婦の通

院交通費の支援、さらには妊婦の健康診査、それから先ほどの住宅リフォーム助成制度の問題、幾つかの具体的な制度は、既に要綱もできたり実施の期間も一定期間経過をしておったりするんですが、実績はどうですか。今、私が触れた制度で件数的にちょっと話してください。どういう成果につながってるのか。

それから、今、部長からオスプレイの話が出たんですが、はっきりわからんじゃないですか。どこの誰と話をしてこういう責任ある回答をもらったとか、こういうきちんとした申し入れをしたとかということ言ってもらわないと、一つも私の質問の気持ちなり市民の皆さんの心配に応える話にならんじゃないですか。それで、岩国では訓練しないというふうな話のように聞こえたんですが、そうなんですか。12機ほど岩国の基地へ置くだけなんですか。訓練するんでしょう。既に中国山間地、ブラウンルートというようなことがいわれておったり、四国ではオレンジルートだというふうな飛行訓練までマスコミが報道しているような状況で、岩国へ持っていく前に、そういう中国山間地を中心にした訓練をやるんでしょう。それで、防衛大臣は、オスプレイに乗ってみたら快適だったというようなことを新聞報道で言っておりますが、巡航速度でかければそりゃあ快適かもわからんが、訓練といったら戦闘参加の飛行機ですからね。しかもこれは攻撃型のヘリですよ。卑近な話が、マロンの里まで186を駆けて「よかったのう。」いうのと、谷和のあの曲がりくねったでこぼこ道を駆けて快適だといえますか。これは卑近な例で申しわけないが、そんなことで安全だというようなことをよく言うと思うんですが。

だから、あのオスプレイは攻撃型の空輸機ですよ。それを巡航速度で走って快適じゃったというようなことをよう言えたもんじゃ思うんですが、それはさておいて。岩国で訓練やるんでしょう。だからみんな心配されとるんです。だから今からでも、機体に不備があるということをアメリカのペンタゴンでも指摘してるじゃないですか。しかももっと大事なのは、「操縦士の未熟さ」というんです。ほいじゃ、しっかりアメリカで訓練してライセンスを認定して、安全確認されるまで日本でやらんとアメリカでやりゃええ思うんじゃがね。だから、ここに私は大きな問題があると思うんで、今から岩国、9月の中旬から下旬にかけて訓練をやるという予定どおりだという話ですから、それに対応する市長の確固たる姿勢を示して、市民の皆さんの不安に応える対応をしてほしいと思うんですが、時間も余りありませんので、最後に市長からコメントをいただきたいと思います。

それで、保健介護課長に聞くんですが、この公募の際の応募規定はどういう内容なんですか、はっきりわかりません。29床をとることを規定しとるんですか。29床以下だから10床でもええ、15床でもええ、特別養護老人ホームはそういうことですか。29床をしっかりとつくってくださいと、ショートステイについては、10床の増床を併設でいいからしてくださいと。それができるんかできないのか、早い時期に安心できる施設として完成できるかどうかを審査するんですか、どうなるんですか。29床は20床にもなる、15床にもなるんですか。

それから、24時間体制の問題も、公募したが事業者が決まらんというんじゃサービスはどうなるんですか。この公募についても市の責任でしょう。4月からスタートした制度が、いまだに給付の保障ができんと、これは全県的にもそういう実態なんですか。それで各市

町が競って保険料を値上げしたということなんですか。そんなひどい話はないでしょう。保険料の値上げをやるんなら、それに見合う給付の保障があってこそ介護でしょう。何でその24時間体制の事業所が決まらないのですか。もう一度答弁お願いします。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 1点目のオスプレイについては、どういう方が説明に来たかということでございます。いつ来たかということにつきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、事態の変化があるたびに中国四国防衛局長がこちらに説明に来ております。

あと訓練をしないとは言っておりません。沖縄に配備する前に、岩国基地で安全確認と安全確認のための訓練をするというふうに聞いております。極力海上でしたいというふうには聞いておりますが、岩国基地では、安全確認のための訓練をしたいと聞いております。

次に、定住促進アクションプランでございますが、今、御質問のありました件につきまして、具体的な数字を現時点でこの場で持っておりませんので、後日まとめてペーパーにして報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） オスプレイの件につきましては、事態の変化のたびに中国四国防衛局長が外向いてきて丁寧に説明をされます。

ただ、その内容につきましては、新聞報道がある内容とほぼ同じであるということから、我々、説明を受けた詳細にわたりまして細かく議員の皆様方や市民の皆さん方に広報するというのを、今しておりません。そのことの難しさについて、いつも考えているところでございます。先ほど、議員が、「国民が何を言おうと国が決めてしまうのか」というようなことがございました。民主主義のこの日本の国の制度の中で、選挙で選ばれて、そして多数の与党が政府をつくられます。政府は、国民全体のことを考えて一つのことを決定をいたします。大竹の地域だけのことを考えますれば、オスプレイ、岩国なんぞに持ってきてほしくない。絶対に困るということを申し上げるわけでございます。

しかし、国は、国全体のことを考えて決められたということで、国民の多数がそのことを賛同しているというふうに判断をせざるを得ない状況にあるというふうに、私は思っております。ちょうど、後期高齢者の制度、多くの国民の皆さんが反対をされても国が決めました。そして実際に、その保険料等を徴収するのは、その窓口である地方公共団体、我々はその窓口で執行する役割を持ちます。国が決めたことと、そしてその実際にそれを執行する役割を我々が持つその役割でございます。その一つの役割を果たすべき行政の長の役割と、それから市民の皆さん方の反対する御意見を伝えていく役割、その二つの役割のはざまの中で、大変苦勞するわけでございます。しかし、来られるたびに「市民の皆さん方が反対されるのは当たり前でしょう。そのことをしっかりと理解してくださいよ。」と。「市民の皆さん方が納得する説明をちゃんと国としてしてください。」ということを言い続けているわけでございます。

それと、担当部署の防衛省のほうでは、理解をすることの説明をされます。しかし、市民の皆さん方を説得する役割は誰が持つのかということ、いつも考えております。その役割を地方行政の長である私を初め職員みんなが持つのか、または本来なら、そのことを

決めた国の国会議員の皆さん方が地方に出向いてきて市民の皆さん方に理解を求め説得をする役割を持つのか。そのことの役割について、非常に難しい問題を持ちながら対応しているような状況の日々でございます。

しかし、確実に、市民の皆さん方が反対されているというお気持ちについては、大切に扱わせていただき、そのことを率直に申し上げているようなところでございます。ぜひ、国が決めたから地方行政では何にも知らないでうのみにして、そのまま動くかということについては、自分自身の役割としては、市民の皆さん方が反対されるというそのお気持ちについては、しっかりと国のほうに伝えていくその役割はしっかりと果たしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） まず初めに、子育て世帯の妊婦通院費、交通費支援あるいは妊産婦の健康診査の関係なんですが、評価とか実績の関係なんですが、具体的に数字は持ち合わせておりませんが、やはり大竹市内に出産する場所がないということで、検診から始まりましてよそのほうに行かないといけないもんですから、安心なあるいは安全な出産に臨むため、大いに役立ってるとか助かっている制度であると私は理解をしております。

それと、介護の関係なんですが、公募の際の29床の関係なんですが、中身のほうは事業所数（1事業所）定員29名以下となっております。いわゆる広域型の特別養護老人ホームじゃなしに、地域密着型、ということは29人以下の特別養護老人ホームを募集しますということで公募をかけております。

それと、24時間のサービスの関係なんですが、広島県内も当初、5つくらいの市町が手を挙げて、24年度当初臨むような感じがしとったんですが、実際のところ、福山市の事業所1カ所がやっているのみになっております。また中国地方を見ましても、米子のほうの3事業所だけで、やはり全国的に事業そのものがなかなか当初の予定と違まして、手をつけにくいとかいう感じになってるのかなと思っております。

先ほど、私申し上げましたが、今後は、一つの訪問介護・訪問看護の事業所じゃなしに、事業所の持っている医療系とか施設系のほうの業者の方へお願いをして、また広く協議のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 回数的にも時間的にもこれが最後になると思うので、ぜひ市長に、オスプレイにかかわる岩国基地強化の危険性の問題については、交付金をもらっているからといって、私は遠慮すべきではないと思うんです。このオスプレイの問題だって、基地容認の際にはこんな話は全然なかったんですから。なし崩し的に次から次へ、地域の住民が危険にさらされるような事態を甘んじて受けることはないと思うんです。交付金をもらってしようが。だから、毅然として、このことについては対処してもらいたいと思うんです。

最近、政府のほうは、安全宣言を出すということになっておるようですが、私は、たまたま8月29日の読売新聞の社説なんですが、こんなことを書いておるんです。「米軍の詳細な事故調査に基づいて、納得できる報告書だ。オスプレイが、他のヘリコプターなどと比べて特に危険であるかのような評価は公平でない。」主張でこう言ってるんです。米軍

の他のオスプレイ以外の輸送機が開発されて軍用機として利用されたこの間、オスプレイは53回も事故を起こしている。他のヘリコプターがそういう事故を起こしたという報道はほとんどありません。それでもこの読売の主張は、他のヘリコプターと比較して特に危険であるという評価は公平でないというようなことを言ってるんです。それで、飛行訓練について、過剰反応すべきではないということまで言っております。こういう潮流もありますから、こういう潮流に毒されないように、毅然として対処してもらいたいということを最後に申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて、9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 9番、市民ネットワークの細川雅子でございます。会派を代表して一般質問をさせていただきます。質問に入る前に、きのうの雨と雷について、触れさせていただきます。

きのうの雨、急に降ってきて大変驚きましたが、広島県全域にわたっていたようでございます。幸いにも、短時間だったこともあり、今のところ大きな被害は聞いていませんが、玖波地区、安条地区で長時間にわたり停電をしたと聞きました。特に、玖波地区などでは、薄暗くなってくるまで電気が復旧しなかった地域もあり、心細い思いをした方もいらっしゃると思います。日ごろの備えの大切さを再認識させられる出来事でした。自然災害は、私たちの予想を超えて予想を超える速さで迫ってくることがありますので、日ごろよりの緊張感を持って対処していただきたいと思っております。

では質問に入ります。このたびは、2点について、手すき和紙のこれからについてと本市の医療費適正化の状況についてを問います。

本市の手すき和紙は、特産品として、市のホームページの観光チャンネルの特産品のページの一番上に紹介されています。しかし私は、本市の手すき和紙を、大竹市の特産品と紹介するには若干の抵抗を感じています。皆様はいかがでしょう。

特産品という意味を、実用日本語用語辞典で調べてみますと、その地域で特に盛んに生産されている品物、生産量が多い、品質がすぐれる、あるいはその両方である場合が多いとありました。私たちが一般的に特産品に持っているイメージというのは、その土地の気候風土を生かして生産されるその土地特有の産品であり、市場にも一定程度流通している商品ではないでしょうか。いわゆる辞書的な定義からいいますと、残念ながら大竹の手すき和紙は、特産品ではないといわざるを得ません。このように、市のホームページでは特産品として紹介している手すき和紙ではございますが、その実態は、市においては、教育委員会の生涯学習課が伝承すべき伝統文化として、技術の継承を支援してきたという経緯があります。この私が感じてきた違和感というのは、外に向けて市として特産としての宣伝をしていきたいという期待感と、実際に市の内側に対しては、教育委員会が主導しているといった実態との違いから来るものではないかと感じました。このたびの一般質問では、この違和感をなくして大竹市の手すき和紙が名実ともに本市の特産品、伝統工芸品としての名誉ある地位を得てほしいという思いで取り上げさせていただきました。

本市の手すき和紙は、戦国時代末期から江戸時代初期に始まったと伝えられ、その最盛

期には、広島藩屈指の生産高だったようです。大正時代には、およそ1,000軒の生産者が軒を連ねていたそうですが、時代の流れに押され、現在では大竹手すき和紙保存会の皆様によって技術の伝承がされています。原料である楮の栽培から、大竹市産にこだわって製品化しているのが大竹和紙の特徴であり、大量生産はできなくても、他の和紙にない強みともなっているというふう聞いております。

また、手すき和紙の体験学習ができる施設は、県内には数少なく、防鹿の手すき和紙の里はその一つであると聞いております。生産基盤を整え、魅力的な商品開発と販売ルートができれば、特産品また伝統工芸品として十分よその町と勝負ができる強みが大竹和紙にはあると感じています。皆さん、想像してみてください。大竹の手すき和紙が、実用品あるいは装飾品として商品開発され、市内各家庭に行けば必ずどこの家にも目にすることができる。または市外からのお客様には、土産として持って帰っていただける。そして、商品が売れたら、原料の生産量が足りなくなります。生産量をふやすためには、原材料である楮の作付も必要となり、耕作放棄地が減り、里山が整備されます。また、和紙を使った文化芸術などのイベントが開催されれば観光客がやってきます。お客様がふえれば地域はにぎわいます。よい方向に循環が始まれば、可能性はどんどん広がっていきます。長い歴史を現在までつなげてきた大竹の手すき和紙には、それだけのポテンシャルがあると思います。

現在、市は、手すき和紙の技術の伝承のための施設として、防鹿地区に作業所を設置し、管理運営を手すき和紙保存会に委託していると聞きました。しかし、施設は老朽化した上、狭いので多くの方を受け入れることが物理的にも難しいようです。さらに、生産基盤も脆弱に見えます。原材料である楮の生産は、地域の方のボランティアに支えられているようです。また、大竹和紙を使った製品の作成も同様です。できないから売れない。売れないからかわれる人が減っていく。ますますできなくなる。今は、悪い循環にはまり込んでいるように見えてきます。市は、手すき和紙の現状をどのようにお考えでしょうか。また、今後のあり方と支援について、市の考え方を伺います。

次に、本市の医療費適正化の状況について伺います。

国は、社会保障と税の一体改革において、医療保険制度改革について国民健康保険の財政基盤強化の目的として、都道府県単位での財政運営の方針を打ち出し、2012年以降、速やかに法案を提出するという作業工程を組んでいるようです。

また、広島県は、平成22年度に、国民健康保険広域化等支援方針を定め、事業運営の広域化を目指して、市町間の調整をしていくこととしています。当初は、平成25年度が区切りと聞いておりましたが、いまだに明確な方向性が定まっているとは聞いていません。このような状況ですが、国民健康保険の保険者である市が、被保険者の、つまり市民との距離の近さを生かして、被保険者が主体的に自分自身の健康寿命の延伸に寄与できる保険事業を一層進めることが、国民健康保険の広域化の後にも、本市の被保険者の利益につながると考えてこのたびの質問でございます。

実は私、先日、呉市の国民健康保険事業の医療費適正化に向けた取り組みについて、学ぶ機会がございました。呉市の国民健康保険組合のジェネリック使用促進による医療費削

減についてはよく知られているところでございますが、この取り組みが呉市でできたのは、全国に先駆けてレセプトデータのデータベース化ができたからだそうです。このデータベース化により、呉市では、ジェネリック以外にもさまざまな事業に取り組むことが可能になったと聞きました。

少し紹介させていただきますと、まず重複受診者、これは同じ病気で幾つもの医療機関にかかっている方です。この方への指導。次に、頻回受診者、驚きましたが、一週間は7日しかございませんが、10日も11日もお医者さんに行っている方がいたそうです。次に、重複服薬というのでしょうか、重複受診の結果、同じ薬を、それぞれのかかった医療機関でもらっている方が大勢おられました。これらの方々への保健指導を、呉市ではされています。

さらに、糖尿病性腎症の重症化の予防などに取り組み、効果を上げているそうです。糖尿病性腎症は、重症化するにつれて医療費も上がりますし、患者本人の体への負担もふえます。投薬だけのときには年に3万円程度だった医療費も、病気が進んでインスリン治療が必要になりますと、約60万円ほどになるそうです。さらに悪化して人工透析が必要になると、年に600万円程度の医療費になると聞きました。呉市では、この取り組みを始めてからは、糖尿病の重症化で透析となった被保険者の患者さんは、1人もおられないそうです。

データベースの活用で可能になった取り組みは、ほかにもあると聞きました。飲み合わせの悪い薬の発見が容易になったそうです。患者さんが、幾つもの医療機関にかかったときに、それぞれの医療機関で調剤された薬の中に、飲み合わせの悪い、場合によっては飲み合わせによって危険が出てくるような薬もあるそうです。これはそれぞれの医療機関ではわかりません。それをデータベースによって比較的簡単に見つけることができるそうです。これは、患者さんの命を守ることに直結した取り組みとなります。

さらに、生活習慣病が医療費の圧迫に大変問題とされていますが、これを放置している方のリストアップです。生活習慣病で、一旦は継続的に受診をされていた患者さんが、何らかの事情で受診をやめて、そのまま放置したままになっている。この方たちをリストアップして、受診勧奨をする取り組みがされています。御承知のとおり、生活習慣病は、自覚症状がありませんので、放置しているとどんどん悪化していく傾向にあるようです。このような受診勧奨の取り組みは、患者本人のためになる取り組みで、医療機関からはなかなか取り組めない、そのような事業だそうです。

このように、呉市の健康保険組合では、これらの取り組みによって削減された医療費の一部を、病気予防の事業に使っているそうです。国も、この呉市の成果に注目して、調査検討した結果、レセプト情報等の活用は保険者、自治体、医療機関にとって有用であるとの結論を出しているようです。本市も、呉市に学び、レセプトのデータベース化とその利活用に取り組まれてはいかがでしょうか。幸運にも呉市は距離的にも近く、大変好意的だったように思います。本市の医療費適正化の状況とあわせて、レセプトデータのデータベース化への取り組みについてのお考えを伺います。

以上、大竹市の手すき和紙のこれからについて、及び本市の医療費適正化の状況について

て、登壇での質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） ふだん疑問を持ちながら、また問題があると気づきながら、つい今までどおりと変えない問題点につきまして、御提案をいただきながら御質問いただきました。ありがとうございます。それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

手すき和紙のこれからについての御質問でございますが、私からは観光資源等に関する視点についてお答えし、その他のおおたけ手すき和紙に関することにつきましては、後ほど教育長からお答えいたします。

現在、市内には、手すき和紙に関する施設が2施設ございます。一つは、その技術の伝承を目的としておおたけ手すき和紙保存会が運営管理しておられます防鹿地区の大竹市手すき和紙作業所、通称、手すき和紙の里で、もう一つは大竹駅前商店街の活性化を目的として大竹駅前商店街振興組合が経営しております大竹和紙工房でございます。

手すき和紙の里は、県内では数少ない手すき和紙体験ができる施設でございます。また、大竹和紙工房は、便箋や手がきこいのぼりなど、手づくりの心温まる和紙製品を数多く販売している施設でございます。どちらの施設につきましても、観光資源として魅力のある施設であると思っております。これまでも、市内外に配布される情報誌などに、観光情報としてPRし、また市の特産品等を市外でPRする機会には、和紙製品を取り上げさせていただいております。また、大竹駅構内の特産品コーナーへの展示や市庁舎内での展示など、多くの方々に和紙製品を知っていただく取り組みも行っておりまいりました。しかしながら、施設面の問題から、観光客の受け入れ数の限界があること、また和紙製品の供給量の確保の問題などにより、現状では観光資源としての活用も、一定の範囲内にとどまっていることも承知しております。

大竹市の先人の蓄積を大切にしていくことは、私の信条でございます。手すき和紙につきましても、まずは手すき和紙にかかわっておられるおおたけ手すき和紙保存会や、大竹駅前商店街振興組合の方々としっかり協議する場を設け、観光資源として、またまちづくりの資源として、どのようにすればさらに有効活用できるのか、また、市としてどのような支援を行うことができるのかを探ってまいりたいと思っております。

次に、医療費適正化の状況についてお答えいたします。

国民健康保険には、高齢者や低所得者の加入率が高いという構造的な問題があるため、年々増加する医療費に対して、支出に見合った保険料収入を確保することが極めて困難な状況になってきております。このため、保険者として医療費の増加を抑制するより一層の努力が必要となっております。本市では、市民の健康づくりや適正受診を着実に推進することが重要と考え、特定健康診査等の実施に加え、頻回・重複受診者に対する保健指導、つまり同一の傷病で何度も医療機関等に受診や複数の医療機関等に受診する被保険者に対する保健指導や、レセプト点検の充実等に鋭意取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げますと、まず頻回・重複受診者に対する訪問保健指導ですが、この事業では、頻回・重複受診者である被保険者の家庭を嘱託保健師が訪問し、病気や健康に対する精神

的不安の解消や指導等を行っております。平成23年度の実施効果額は、約45万円でございます。

次に、レセプト点検の充実では、医療機関が作成する診療報酬明細書を全件点検し、診療報酬支払いの適正化を図っております。例年、1,000万円程度の効果を上げております。そのほかにも、後発医薬品のお願いカードの配布、イベント会場等で健康づくりに関する啓発を実施することにより、医療費の適正化を図っているところでございます。

細川議員御提案の呉市の取り組みは、全国に先駆けて生活習慣病・慢性疾患の重症化予防プログラムを実施して、糖尿病腎症患者の透析への移行者の数を抑えることに成功したと伺っております。本市におきましても、方法は異なりますが、本年度から大竹市医師会と共同で、糖尿病対策に取り組むこととし、先日、第1回目の対策会議を開催したところでございます。この事業は、大竹市医師会と協力して、糖尿病対策に取り組むことにより、市民の皆様の健康を確保すると同時に、医療費増加の抑制を図るものでございます。

具体的な削減目標等は、今後の作業となりますが、現在、取り組み内容や事業効果の評価方法などを検討しているところでございます。このほかにも、医療費の適正化のために、身近な運動に取り組む、健康づくりに取り組む、疾病予防に取り組むなどの奨励は、積極的に推進していかねばならないものと考えております。

医療費の適正化に関する取り組みにつきましては、議員御提案のようなすぐれた先進事例に学ぶ姿勢を持ち、今後も取り組んでまいる所存でございます。本日の御提案を生かしてまいりたいと思っております。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、手すき和紙のこれからについての御質問にお答えいたします。

まず、手すき和紙は、約400年前から始まったとされ、最盛期の明治8年、1919年には、製紙家が1,000軒を数えておりました。しかし、機械すきによる洋紙生産の急激な増大が手すき和紙業者に甚大な影響を与えることとなり、多くの家族労働に依存していた和紙生産は、終えんに向かうこととなりました。

戦後の物資不足の一時期に、和紙がすぐ端から売れるという好景気もしばらくは続きましたが、昭和26年のルース台風による小瀬川の氾濫で、流域の和紙のすき屋は壊滅状態となりました。再建は困難をきわめ、昭和60年代には、県内で唯一、広島県無形文化財保持者に認定されていた大竹在住の製紙家が廃業されました。これと時期を同じくして、伝統的工芸品としての手すき和紙の普及・発展を図るとともに、文化の心を広め、地域振興に寄与することを目的として昭和63年、おおたけ手すき和紙保存会が設立されました。現在も、精力的に手すき和紙の活動に携わっておられます。

また、平成7年に、大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくために、技術者の養成及び後継者の育成施設として防鹿地区にありました当時の水道局の官舎を改修し、大竹市手すき和紙作業所を設置して現在に至っております。

教育委員会といたしましては、おおたけ手すき和紙保存会と連携を密にしながら、大竹に連綿と続いてきた手すき和紙の歴史を通じて、大竹らしさを広く伝えることが大竹への愛着を深め、このまちを大切に思う心を育むきっかけになる大切な要素の一つであると考えております。この大竹手すき和紙を広く市民の皆様に伝えるため、すき手の育成や楮の栽培からすき上げ、乾燥までの一連の製造工程を体験する事業として、はがきや色紙、小学校の卒業証書等の紙すき体験を行っております。今後も、我々として、伝統文化としての大竹手すき和紙を、広く市民の皆様に知っていただけるよう取り組みを続けてまいりたいと考えております。

また、細川議員のおっしゃるように、観光やまちづくり資源として活用するためには、先ほど市長も申し上げましたが、おおたけ手すき和紙保存会を初め、さまざまな方面から大竹手すき和紙にかかわっている方々と、手すき和紙が持つ潜在的な要素を視野に入れた新たな大竹手すき和紙としての可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上で、細川議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 手すき和紙の現状については、しっかりと共通認識していただいているようでございます。今後の可能性として、やっぱり観光資源、産業としての可能性も探っていくということですが、実は、私が手すき和紙の観光としての資源に目をつけましたのは、昨年、総務文教委員会で先進地視察調査を、栃木県だったと思うんですけど、真岡市に行かせていただきまして、そこで真岡の魅力発見事業を学んでまいりました。ここでは、市民とともにまちの資源を掘り起こしてまちの魅力を共有化することで、まちを訪れる人をふやして、「来てよかった、そしてもっと真岡で働きたい、住みたい」、そういう人がふえるようなまちづくりの事業をしておられました。特に、わがまち自慢の推進事業として、伝統工芸品である真岡木綿を生かしたまちづくりをしているようで、木綿の体験館とか物産館のようなものも整備しておられて、とてもすてきな場所だったんですけども、長い歴史に培われてきた伝統芸能には、それだけまちの観光も引っ張っていく力があるのだということを実感させていただきました。本市の場合には、特に生産面での課題がまだまだ大きいように思いますので、まだまだ道のりは遠いと思いますが、それだけの可能性を秘めているということをしかりと認識していただいて、今後の可能性を探っていただきたいと思いますが、ただいま教育長から御答弁いただきましたように、文化としてのやはり大竹市では取り組みが主流になっておりまして、産業としてどのように見えていくかというかわりを、部課を超えて考えていっていただきたいと思うんですけども、そこら辺で何か市長のお考えがあればお尋ねしたいと思います。

一問一答でしたので、手すき和紙について、お答えをお願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 和紙というのは、風合いですばらしい生産物だというふうに考えております。ただ、コストそれから生産量、そういう多面的に考えると、産業として成り立たなくなってきた、大竹から全ての業者の皆さん方が撤退されたという過去がございます。これから次の産業としてどうやってこれを掘り起こしていくか。確かに行政の立場でいきま

すと、産業といいますのは民間でやることとございます。民間で一生懸命の方がいらっしゃるって自分の生涯をかけてこれを商品化して、何かいい物をつくり上げるというすばらしい方がいらっしゃるれば、私は可能性のある素材だというふうには思いますが、残念ながら今、そういう方が自分の周りにはいらっしゃらないという中で、どこかの時点でそういう方が出られたら、全面的に応援させていただきながら、新しい取り組みとして次の用途を考える、新しい製品をつくっていくというようなことについても、自分なりにふだん考えることがありますので、そういうアイデアも出させていただきながら支援をさせていただけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） もととの和紙の産業としてのあり方という意味では、かなり厳しい状況にあると思うんですけども、観光産業として目をつけていただければ、まだ伸び代はあると思いますので、ぜひそういう視点での支援のほうをお願いしたいと思います。和紙については、以上で終わります。

本市の医療費適正化の状況についてでございますが、ぜひ呉に行って、レセプトの電子データをデータベース化するというのは、どういうメリットがあるのかというのを、担当の方に実際に聞いていただきたいなというふうに思います。実は、私はこのたび、呉に行くまで、現在、大竹市でもレセプトの電子化、これは全国的にそうなってるんですけども取り組んでおられて、「医薬品を重複して使ってるとか頻繁に通っているとかがわかるんですよ。」というふうに聞きまして、実際に見せていただきまして、なるほどとは思ってたんですけども、ただ呉に行って聞いてみたところ、「とても楽にできるんです。」というふうに教えていただいたんです。さらに、データベースですから、いろんな切り口での使い方ができるようで、今回は単純に私は医療費適正化についてのことを取り上げさせていただきましたが、国のほうの研究でも単に医療費適正化だけではなく、データベースを使って医療圏の調査とかいろんな他のまちとも協力しながらどういったお医者さんにかかるとか、ああいったものもとても簡単にできるように聞いてまいりました。まだまだ勉強の時間が足りなかったのもっと聞けばいろいろ出てきたとは思んですけども、何分私は専門家ではありませんので、聞くべきところを多分、聞けないで帰ってきているところが随分多いと思いますので、ぜひ担当の方が、何が違うかと、単なるレセプトの電子化とデータベースとして利用していくのと何が違ってどういう利用の仕方ができるのかというのは、ぜひ一回、直接聞いて御検討いただきたいなと思います。いろいろと今後、医師会とも話し合っただけで医療費の適正化については取り組んでいかれるということでしたが、そういったデータベースについての利用の仕方についても、医師会と率直に、よそではこのようにやってるんですけどというふうな話をされてみたら、患者さんの健康を守っていききたいという思いでは、恐らく医師会も市も保険者も同じ思いだと思いますので、ぜひそちらの方向と一緒に医師会と手を取り合っただけでやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。ぜひ一回、直接話を聞いて研究されてみたらどうかと思うんですけど、思いがあれば御答弁をお願いします。

○議長（西川健三） 市民生活部長。

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） ありがとうございます。確かに呉の分は、レセプトとそれから特定検診で、それをもとに医師会といろいろなさっているようです。大竹市で今すぐデータベース化について取り組むことについて、ちょっとここでは回答できませんけども、大竹市においては一応3人の嘱託員の方がレセプトを点検しております。国保、医療費増加の抑制を図る取り組みは、すぐにはなかなか数字としてあらわれるのが難しいんですけども、今年度から特定健康診査の検査項目の追加と、先ほど市長が御答弁いたしました医師会と共同して5カ年という期間で取り組むことになった糖尿病対策や、さらにはがん検診の受診率向上などに取り組んでいっております。

しかし、基本、市民の一人一人が自分の健康づくりに取り組んでいただく気持ちを持っていただくのが一番だと思いますけども、市として啓発推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 今、部長から大変うれしいお言葉というか、健康に関しては市民一人一人が、やはり自分のこととしてやっていくべきものだと、そこを支援していきたいというふうなお話をいただいたんですけども、やはり医療というのは、泉のごとく湧いてくるものではなく、やはり一つの資源として大事に使わなければいけない。限られたものである以上、一人一人私たち市民も、自分のこととして健康づくりには我が事として参加していくと、そういう考え方で、ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、手すき和紙と本市の医療費の適正化について取り上げさせていただきました。両テーマとも、先進地で学んできたことを、ぜひ市民にお返ししたいという問題意識で質問として取り上げさせていただきました。手すき和紙については、今後も教育委員会だけではなく、行政の部課の枠を超え、また行政の枠も超えて、広く取り組んでいきたいという御答弁いただきましたので、今後も何らかの形で市民の皆様とともに協力していきたいと思っております。

また、医療費の適正化については、我が事として自分自身も取り組んでまいりたいと思っておりますし、よい経験をしているところには、ぜひ学んでいっていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（西川健三） 続いて、12番、寺岡公章議員。

〔12番 寺岡公章議員 登壇〕

○12番（寺岡公章） 12番、公正クラブの寺岡でございます。このたびは、本庁舎や出先機関、公共施設がもっと明るくならないか、こういった切り口から質問をさせていただきたいと思っております。

現在の本庁舎や出先機関、公共施設は、一部分を除いて暗い廊下、閉ざされた執務室というイメージがあります。テーマが分散しないようまずは、本庁舎を挙げまして発言をまいります。訪問者が本庁に來られた場合、ほとんどの方は、バス停のある2階市民課前の正面玄関か、広い駐車場のある南玄関、もしくは同じく駐車場横の公衆トイレのある

側の入り口、こちらから建物に入られることが多いのではないかと思います。正面玄関はともかく、ほかの入り口から入ると、明るいところから暗いところに向かうということになります。1階や3階、4階の廊下は、ここを歩いていいんだろうかと、立ち入ってはいけないような雰囲気すら感じることがあります。まるで職員さんのテリトリーであることを主張していると誤解されかねないそういうつくりになっていると感じています。照明が暗く、廊下そのものが閉鎖された空間になっていることが大きな理由なのでしょう。節電の取り組みもありましょうが、訪問者にとっては過度のアウェイの感覚が拭えずに、本市行政のマイナスイメージを生む要素になっていると思っています。

一方で、正面玄関から入る本庁舎2階などは、開放感や職員さんの活気でいわゆるにぎわいにも近いものを感じられます。ほかのフロアとの違いを考えてみますと、天井がやや高く、また執務室と廊下の間を低いカウンターで仕切っているため、空間が広がっているという点、また、執務室奥の自然光が廊下にも届くため、明るさが感じられるという点、さらに職員さんが業務に携わっている動きがあり、職員さんと来庁者間がバリアフリーであると、活気が伝わってくる点などが考えられます。市民自治が順調に進んでいくと考えた場合、今後は、市民課や税務、保健福祉といった市民生活のソフト面にかかわりのある部署だけでなく、全ての部署で訪問者が増加するであろうことは容易に想像できます。逆に、訪問者数に変わらない部署は、市民自治の取り組みが余り進んでいないあらわれの一つかもしれません。

十 今度は、執務室から訪問者を見る視点で考えてみます。現在、総職員数の減で、1人当たりの業務量は、一昔前と比べて随分とふえているはずですが、業務システムの見直しやデジタル化が人数減に追いついていないのではないかという疑問は、このたびの発言機会では控えさせていただくとしまして、訪問者への対応に丁寧さや誠実さが求められているのは今も昔も変わらないはずですが、お客があれば気づいた人が対応する。奥からでも声をかけるとするのは官民間問わず当たり前のことなのでしょう。また、スピードもサービスの一つであるという考え方も古くから言われていることです。ただ、各職員さんとも、各業務の担当者として集中して事務作業に向かうことも求められながら、同時に良質な来客対応も求められるというジレンマに陥ってしまうのではないかと心配しています。

次に、出先機関、公共施設について触れてみます。各施設とも、基本的なつくりはよく似ていると思います。建物に入ってすぐに事務室があり、初めての利用でも迷わずに問い合わせができるというつくりは共通しています。これは全国共通、古今共通なのでしょう。ただ、本市には一部、事務室から建物の正面玄関さえ見えないつくりになっているところがあります。また、見えたとしても若干名の窓口対応者に任せきりになってしまっているところもあります。これでは施設利用者の出入りが確認しにくく、能動的な対応には限界が生じます。職員さんが非常に気持ちのよい笑顔と挨拶で迎えてくださる施設もある一方で、利用者から挨拶をしないと声もかけてくださらない施設があつては、大きなギャップを感じざるを得ません。これは、一面には、物理的な理由によるものではないかと推察できます。訪問者を認知できなければ、声のかけようもないから当然でございます。多くの施設利用者は、入館後、やはり暗くて閉鎖された廊下を歩いて目的の部屋に向かうわけ

ですから、せめて最初だけでも明るい気持ちで利用していただきたいというふうに思います。

先ほどから申し上げている理由と、また防犯面も鑑みて、全ての施設で事務室全体からせめて正面玄関の人の出入りだけでも確認できるよう何らかの工夫をされるべきだと考えます。このように訪問者を認知できないという環境は、本庁舎の一部でも同じことがいえます。地域振興課では、工夫してドアに透明の亚克力板を取りつけておられまして、少しとはいえ廊下に自然光が漏れるようになりました。また、外から中を確認もできます。発想はすごくいいなと思いつつ、さらに何かもう一工夫できないかといういろいろ思いをめぐらせているところです。

さて、来庁者が建物に入り、廊下を歩いて執務室の前まで来ます。多くの執務室は、ドアをあけて中に入ることになります。中でお仕事をされている職員の皆さんは、その時点で自分の部署への訪問者に気づくことができます。同僚も多く出入りする中、しかも山積みのお仕事を抱えて集中して事務作業に向かっていた場合、訪問者から声をかけられて初めて接客すべき相手というのを認知して対応が始まる。というのは論理的には理解できます。しかし、情感的にも理解してもらおうというわけにはいかないのが自然でしょう。書類やPCに向かっていても、何となくでも視覚で人が通ったことを感じ取れ、迅速に対応できる環境が必要なのではないかと考えます。挨拶などを通じて、相手より先に発声できれば、イニシアチブを実感できて、行政組織の構成員として当事者意識につながります。当事者意識が身につけば、責任感が芽生えます。責任感とは人のフットワークを軽くします。フットワークの軽い行政は、住民の信頼を獲得できます。住民と行政の信頼関係は、市民自治にとって必要不可欠な要素であります。そして一般論として、何より挨拶は理屈抜きで気持ちがいいものです。

以上、主には明るい照度や挨拶という視点から、来庁者、施設利用者が気分よく訪れ、職員さんが気持ちよく仕事のできる環境づくりについて、まず廊下と執務室の間にある壁やパーティションを取り払うなどの工夫を提案しますが、いかがお考えでしょうか。御答弁をお願いしまして、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 形から入るとい言葉や生活様式がございます。大竹を愛する人づくりの最初の大きな事業は、学校の建てかえに代表される教育環境の充実でしたが、この裏側には、きれいな学校で学び生活することで、今よりもっと学校を好きになってくれるかもしれない、大切にしてくれるかもしれないという気持ちがございます。つい執務室と捉えてしまいがちな庁舎のあり方につきまして、一石を投じられての御質問ありがとうございます。それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

社会教育施設等における対応につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

寺岡議員御指摘のとおり、昨今の節電の取り組みのため、本庁舎内の廊下の消灯に努めるとともに、冷房効率を高めるため、一部を除いて執務室の扉を閉めているということもあり、市民の皆様には、市役所は暗く封鎖的な場所という印象を受けられる方もいらっしゃ

やるかもしれません。御指摘のとおりでございます。このことについては、取り組みの趣旨について御理解を賜りますようお願い申し上げる一方、市民の皆様が訪れやすい開かれた職場づくりを進めることも大変重要なことであると認識しております。そのための施設改修を行う場合は、特に来客の多い2階フロアについて優先的に取り組みたいと考えております。平成22年度には、正面玄関前に駐車場及び駐輪場を整備いたしました。これは、正面玄関のほうで窓口部署が集まるフロアに近く便利であるということもございますが、天井が高く窓も明るく、明るい雰囲気の入力口から入っていただきたいという思いもございました。現在では、オレンジ色のかわいらしい車体のこいこいバスが出入りする様子も、正面玄関前ロビーから見るすることができます。また、今年度は、手すき和紙を使った手がきこいのぼりの展示や、「平和へのおもい」のパネル展示などを正面玄関前ロビーにて行っておりました。それ以前におきましては、「市役所ギャラリー」と題しまして、市民文化祭などに出品された作品を展示するなど、市庁舎内を明るく、市民の皆様が足を運んでいただきやすい場所にするための工夫を行っているところでございます。現在、市民課においては、試験的に受け付けカウンターを従来よりも低く設置する等の改善を図っております。2階フロアにおきましては、このような取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、2階以外のフロアにつきましても、部分的に順次改善を図りたいと考えてはおりますが、本庁舎におきましては、エレベーターやエアコンなど老朽化の著しい設備の改修が当面の課題となっており、まずはこれらの設備の改修を中心に進めていくことになろうかと思われまます。

次に、執務室と廊下の間の壁の撤去についてでございますが、本庁舎2階フロア以外の壁を取り除いた場合、冷房する空間が増加するため、エアコンなどの空調機器の能力を高める必要がございます。そのため、空調のための動力源が今以上に必要となり、節電の関係上すぐに実行するのは難しいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市役所のイメージアップに向けた取り組みは、今後とも進めていく必要がありますが、ハード面の改修には必ず費用が伴います。初期投資に要する費用とその後の維持に要する費用を比較するなど総合的に検討した上で、経費のかからない方法などを工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

本市の社会教育施設等につきましては、寺岡議員、御指摘のとおり施設の受付窓口などでは、一部狭くて暗いといったイメージがあることも認識しております。こうしたマイナスイメージを速やかに払拭するため、当該年度の予算の許す範囲内で小規模な改修も検討してみたいと考えておりますが、大竹会館、玖波公民館、総合体育館、総合市民会館、栄公民館など、建築から既に30年以上が経過した施設も多く、これらの施設につきましては

老朽化や耐震化等の対策が急務となっていることから、抜本的な解決策といたしましては、今後の社会教育施設等の再編、大規模改修計画等の中で、開放感に満ち、来館者に気持ちよく利用していただける施設改修を検討してまいりたいと考えております。同時に、現在も多くの市民の皆様にご利用していただいておりますので、工夫を凝らしお金をかけずにできることに取り組んでまいりたいと思います。

まずは、利用者の方に対するきめ細かな対応をより一層職員に徹底させるなど、ソフト面での満足度を高めてまいりたいと考えております。寺岡議員には、常日ごろから貴重な御意見を頂戴しております。引き続き、本市のこれからの社会教育の充実に向けて、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（西川健三） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、午後の再開は午後1時を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時01分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（二階堂 博） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。

一般質問を続行します。

12番、寺岡議員。

○12番（寺岡公章） どうも御答弁ありがとうございました。

まず、市長の御答弁の中で、エレベーターとエアコンの改修が当面の課題であるというふうにはまずテーマを挙げていただきました。ありがとうございます。これらが完了すれば、先ほど私が述べました提案について、課題の一つとしてテーブルに上げていただけるのかなというふうに受けとめました。

以前申し上げましたように、市民生活の事務局である市役所でございます。今後、どのように改修・改善していくのか、その計画、大きな物でざくっとしたもので構いませんので、タイムラインなどをちょっと確認をさせていただきたいんですけども、そういった計画があればお願いします。なければ結構なんですが。

それから、教育長のほうから、社会教育施設の大規模改修計画についてのお話がありまして、これまで時間もかけながら担当課のほうでいろいろと取り組んでこられたと思います。議会のほうにも御説明をいただいた場面もありました。これに、ぜひ本日述べさせていただいた提案のそのものというより提案の趣旨をしっかりと組み込んでいただいて、よりよい改修につながるように、これからも頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

改修計画がもしあれば、お願いしたいと思います。

○副議長（二階堂 博） 総務企画部長。

○総務企画部長（太田勲男） 本庁に関しましての、お示しできるような改修計画を今、持

っておりません。まずエレベーターやエアコンの改修を一番の課題と考えております。また、3階、4階部分の壁でございますが、壁につきましても、過去設計当時は事務フロア、市民と接客のフロアというような感覚で物事は進んでおったのではないかと考えております。しかしながら、昨今、オープフロアとか市民に接しやすい職場の雰囲気づくりということも一つの考え方というか大事なものであると考えております。それゆえに、2階の低カウンターとかカウンター方式、いろいろやっておりますが、低カウンターは今、市民課のあたりまでですか、その辺でカウンターをやりかえれば、そのカウンターにつきまして一応、とっておきまして、もしするようなことがあれば、撤去がいつの時点かわかりませんが、撤去するようなことがあれば、そのカウンターを利用して、また3階のかえる部分についてもそのカウンターを利用して、一応の事務室との廊下の仕切りという感じのものは残していかなければならないと思います。それには当然、先ほど申しました一番の課題となっておりますエレベーター、エアコン等の改修をどういうふうと考えていくかがこれからの課題だと考えております。

○副議長（二階堂 博） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） ありがとうございます。私の提案がベストだというふうには、私自身も思ってません。ただ、このたびは、市役所とは何かという、建物ですね、ハードが何かというところを考える投げかけをさせていただいたかなというふうに思っております。皆さん方が、お仕事しやすいような環境をつくっていただくというのも当然ですし、来庁される皆さん方が気持ちよく使っていただく、お越しいただくというところもちろん外せないわけでありまして、今後また、よりよい方法というのを皆さん方の中でしっかり考えていただきながら、また議会に何か御紹介できることがあれば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

引き続き、よりよい職場環境、そして市民の市民生活の事務局ということを忘れないように取り組んでいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

休憩を挟んでいただきましたけど、私は特に再質問、これで終わりますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（二階堂 博） 続いて、15番、田中実穂議員。

〔15番 田中実穂議員 登壇〕

○15番（田中実穂） 公明党の田中実穂でございます。炎天下での夏の全国高等学校野球選手権大会が終わると、例年ですと秋の気配を感じるのですが、ことしはいつまでも猛暑が続いておりました。ここ二、三日、やっと秋を感じられるようになったと思います。

さて、先ごろ行われましたロンドンオリンピック日本選手団は、38個という史上最多のメダルを獲得し、日本中に歓喜と感動を与えてくれました。メダリストの多くが、「この勝利は、決して私一人の力ではない。家族を初め、多くの人に支えられてのもので、全ての人に心から感謝したい。」とコメントしておりました。現在行われているパラリンピックでも同じです。選手の皆さんの御活躍を願っているところです。いずれの世界でも、支え合う心、団結の大切さ、これが証明をされたと思います。行政も、また私たち議会も、しっかり議論し、協議をして市民の幸せのために働いていきたいと、こういう決意を新た

にしたところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

保健衛生の推進ということでもくりましたが、まず一つ目の流行の兆しを見せている風疹について伺います。三日ばしかともいわれる風疹は、せきやくしゃみなどによって感染し、発熱や発疹などの症状が出るほか、免疫が不十分な妊娠初期の女性が感染した場合は、胎児にも感染し、赤ちゃんに先天性心疾患や難聴、白内障、脳炎などが発症することがあるといわれております。かつては子供の病気とされていたこの風疹、幼少期に周囲の子供から感染することで免疫ができることが多く、昭和51年まではワクチン接種は行われていませんでした。昭和52年に、ワクチンの定期接種を始めたが、妊娠の際の胎児への影響、予防を目的に、対象は女子中学生に限定されました。

しかし、これでは風疹の流行を防ぐことができずに、平成7年から対象を女子中学生から1歳以降の男女の中学生に切りかえ、現在に至っていると思います。実際に、20代後半の男性の10人に1人、30代から50代前半の男性の4人に1人は風疹への免疫がないといわれております。感染症情報センターの調査によると、ことしは、関西地区と関東地区に多く、年代別では30代が最も多く、次いで40代、20代となっており、注目すべきは、罹患者の70%が男性ということであります。先ほど述べたように、昭和52年からワクチンの接種が行われたが、対象が女子中学生に限られていた時期と合致をしております。そこで、本市の現状と対応について、まずお伺いをいたします。

二つ目の、歯科口腔についてですが、昨年8月10日に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定をされました。その目的には、口腔の健康、歯と歯茎だと思いますが、「国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、基本理念を定め、国及び地方公共団体、歯科医師会、そして国民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。法律というのは、どうしても難しい表現になるのかと私は思いますが。

そして基本理念には、まず一つ目に、国民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、早期に発見し、早期に治療を受けることを促進する。

二つ目に、乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

そして三つ目に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進することとなっております。

つまり、簡単に言えば、歯科口腔の健康は、非常に大切である。歯科疾患の予防に向けて、国や地方公共団体、歯科医師会、そして国民にも責任を課して、財政上の措置等も講じて、早期に発見、早期に治療することを推進するということだと思います。子供には現在、小学校入学前の検診があるかどうか存じませんが、小学校・中学校での定期検診はあ

と思います。また、寝たきりの高齢者には、訪問歯科診療事業がありますが、一般社会人には何もございません。法律ができてこれからだろうと思いますが、本市の現在の事業と、今後の新たな施策についての考えをお伺いいたします。

次いで、防災・減災対策についてですが、先ほどの寺岡議員とも重なりますが、原稿をそのまま読ませていただきたいと思います。

9月1日は防災の日でした。全国でさまざまな防災訓練が行われ、その模様がテレビでも報じられておりました。その二、三日前に、東海・東南海・南海、いわゆる南海トラフ、マグニチュード9.1による巨大地震による被害想定が発表されました。死者・行方不明者合わせて32万3,000人、何と東日本大震災の17倍です。現在では、地震よりも津波に対する恐ろしさのほうが主になっている気がします。阪神淡路大震災以来、公共施設や小中学校を初めとする社会教育施設、また災害時の避難所等の耐震化が大きくクローズアップされ、国も耐震診断や耐震改修の推進のために、財政措置を講じてきたところであります。

本市においても、耐震診断により補強した学校や施設もありますが、一番の問題だった小方小・中学校も、来年4月には小方ヶ丘に移転・新築し開校となります。これで、本市の耐震化率も大幅にアップすることとなりますが、旧耐震基準で建設された施設が多く、老朽化も進んでおります。6月にいただいた社会教育施設等の再編基本方針の中でも明らかであります。6月議会の山本議員の質問に対する執行部の答弁では、23年度から、施設の再編について検討を始めており、平成27年度から改修を考えているとのことでした。27年度から改修を考えているとの答弁には、甚だ私も疑問を感じます。財政的なことももちろんあるでしょうが、市民の命を守る、安心安全確保のために、もう少しスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

防災教育の実施に向けてお伺いします。私は、何度もその必要性を訴えてまいりました。あの東日本大震災のとき、釜石の奇跡といわれた裏には、群馬大学大学院の片田敏孝教授の防災教育、そして津波対策の授業があったからであります。死者・行方不明者合わせて2万2,654人のとうい命が失われましたが、その厳しい状況の中で津波の直撃を受けながら、小中学生全員が命を守ったのが、岩手県釜石市であります。

少し紹介しますと、釜石市はこれまで、再三にわたって津波被害を受けてきた地域で、明治29年の三陸地震では、マグニチュード8.5、このときに起こった津波は、最大で海拔38.2メートルに達し、釜石には8.2メートルの津波が襲い、人口6,529人のうち4,041人が死亡しております。しかし、時がたつにつれて悲惨な歴史は忘れられ、津波警報が鳴っても誰も避難しなくなった。そんな意識を変えたのが片田教授で、きっかけは2004年のタイスマトラ沖大地震で、死者22万人、負傷者13万人の被害をもたらしたが、地震そのものよりも、その後に起こった津波被害の深刻さに衝撃を受けられたそうであります。日本で起こると大変なことになる。世界で起こるマグニチュード6以上の地震の2割が日本に集中しているといいます。片田教授は、全国の市町村に津波対策を呼びかけるとともに、たびたび巨大津波による被害に遭っている釜石市に焦点をしばり、防災教育、とりわけ津波対策の重要性を訴えるが、なかなか市が踏み切らない。大人はもちろん子供たちも、「津波が来ても逃げないよ。」と言う。なぜなら、釜石にはギネスブックにも登録された高さ6

メートルの津波にも対応できる全長1.66キロメートルに及ぶ防波堤があり、また各家庭には、ハザードマップも配られて、被害の防止に努めていたのです。だが、災害は思わぬ規模でやってくる。防波堤は高さ6メートルというけれど、現に明治三陸地震では、8メートルの津波が来ているのではないかと、片田教授の必死の訴えにより、市の防災課も小中学校の生徒向けならと、やっと災害対策教育への取り組みとなったといいます。片田教授は、生徒たちに、「ハザードマップの想定に捉われるな。そして、地震が来たら率先して避難せよ。」と教えます。そして、あの東日本大震災が起こったのであります。海岸からわずか1キロメートルのところにある小学校では、地震直後に、校舎の3階に児童が集まり出した。校舎には、地震による被害はない。しかも浸水想定区域外でありました。明治、昭和の津波でも被害はなかった。しかし、屋上から見ると、隣の中学校では生徒がグラウンドに駆け出していた。それを見た児童が、日ごろの中学校との合同訓練を思い出し、それぞれの判断でグラウンドに駆け出したそうであります。校内放送は、地震で使えなかったんです。児童ら600名は、500メートル後方の高台にあるグループホームまで避難をします。ここは、特定避難場所、だが、裏側の崖が崩れ始め、危険を感じた児童生徒たちは、さらに500メートル先の高台の介護福祉施設に向けて走り出します。その30秒後、そのグループホームは津波にのまれたといいます。最初の3階建ての小学校もすっぽりのみ込まれ、3階の窓には乗用車がひっかかっていた写真が掲載されております。7割の児童が下校していた釜石小学校でも184人全員が無事、特定避難場所の公園にいた児童は、津波の勢いの強さを見てさらに高台に避難して助かった等、日ごろの防災教育が活かされていたのであります。

十

我が大竹市とて同じです。四国があり、瀬戸内海には数多くの島がある。大きな津波が来ないだろうと誰しもが思う。実際そうかもしれません。防災教育は、何も津波だけではありません。地震による建物の崩壊、大雨による土砂崩れや浸水、隣立するコンビナート群の方が一の事故等、そう考えれば、いずれの地であれ防災教育が必要なんです。いつか来る日のために、本市の取り組みについてお答えください。

防災行政無線のことについてお伺いたします。

昨日の雷雨による防災行政無線への被害はなかったもので、安心をいたしました。現在、毎日午後6時になると放送が流れます。しかし、冷房をかけているとよく聞こえません。何か変わったことかなあとと思って窓をあけて見るのですが、もう放送は終わりのほうで、何を流されているのかわかりません。いつだったか、窓を急いであけたのですが、スピーカーからは「御注意ください」とだけしか聞こえませんでした。時間差で他のスピーカーからの放送が流れるので待っていましたが、どこかで熊が出たのというのはわかったのですが、どこで出たのか、スピーカーの向きが違うので聞き取れなかったのであります。悪いことに、直後に電話がかかってきました。「田中さん、どこで熊が出たの。教えて。」「ごめん、私も聞き逃したんよ。」と返事をしました。冷房をつけていてこうですから、雨がひどかったり実際に緊急の場合には、どうしたものかと心配になります。

そこで、市に問い合わせ用の専用電話でガイダンスによる案内をしたらどうかと思います。既に、ある自治体で取り入れているようでございます。費用もそんなに高くなかった

ようにお聞きをいたしました。ぜひ早急をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

最後に、LED化について伺います。今、脱原発の方向でのエネルギーの確保に向けていろいろと議論をされております。このほうは、我々でどうこうなるものではありません。火力発電、水力発電、風力や地熱の利用も取り上げられております。太陽光発電については、最後に触れさせていただきますが、大きなエネルギー源であります。

反対に、我々としては、省エネやクリーン化による節電と低炭素社会づくりのために、街灯や庁舎のLED化の推進を図るべきだと思います。街灯については、機器も傷んでいくところからLEDに切りかえているということですが、その現状をお聞かせください。

一例ですが、神奈川県箱根町では、町役場の本庁と分庁舎、それに町立郷土資料館の大半の照明を発光ダイオード、LEDに交換をしたそうであります。導入には、7年間のリース方式を採用し、約2,000万円の費用は、電気料金などのコストダウンの総額とほぼ同じとなる。また、リース期間終了後は、町に無料で譲渡されるために、引き続き使用できる。さらに、今回の取りかえにより、以前と比べ年間約62%の消費電力量と二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれているというのであります。新たに取りつけられたLEDは、直管方と電球型で、計1,700個、合わせて一部の照明で使われていたひもを引っ張ることによって、個別に点灯・消灯でき、さらに電気の無駄遣いを防げる装置を事務所などに増設したというのです。もっと安価に、いわゆる安くなることを待たれているのかもわかりませんが、交換の修繕料の軽減や、発熱量の少ないLED照明のために空調効果が上がり、その効果は大きなものがあるといわれております。いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

最後に、発電パネルについて伺います。

大竹小学校で設置し、大きな効果が上がっていると認識をしておりました。小方学園でも、当然、同規模かそれ以上のものが設置されると思っておりましたが、小方学園では、大竹小学校の3分の1の規模、10キロワットとなっております。その理由をお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。どうか簡明なる答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（二階堂 博） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様の安心につながる問題点につきまして、多方面にわたり具体的に御質問いただきました。ありがとうございます。できるだけ丁寧にお答えしてまいりたいと思います。長くなりますが、御容赦お願い申し上げます。

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。3点目の公共施設のLED化につきましては、教育長からも答弁がございます。

まず1点目の保健衛生の推進についてのうち、風疹の現状と対応についてでございます。風疹の流行状況は、平成24年1月から7月までの全国の累計患者報告数が、全数の届け出を開始した平成20年度以降、初めて1,000例を超え、昨年の同時期と比較して3.8倍となっております。風疹は、子供の病気と思われがちですが、最近では、20歳以上の成人の占め

る割合が大きくなっており、男性では86%、女性では68%を超えております。また、男性が全体の76%を占めており、成人男性の罹患が多くなっています。平成7年に予防接種法が改正される以前は、女子中学生のみを対象に風疹ワクチンを接種していた時期があり、原因の一つと考えられています。また、昨年度の調査では、30歳代から50歳代前半の男性の5人に1人は風疹に対する免疫を持っていないという結果も出ております。都道府県別では、平成24年8月15日現在では、東京都で260人、神奈川県で95人、また大阪府で214人、兵庫県で203人であるのに対し、広島県では9人にとどまっており、現在のところ関東地方と近畿地方で流行しています。しかしながら、風疹ウイルスは、感染した患者からの唾液のしぶきなどから、他の人へと感染が次々に拡大するため、今後、広島県内でも流行する可能性が否定できません。

また、妊娠初期の女性が風疹に感染したことで、胎児が風疹ウイルスに感染した場合、難聴、心疾患、白内障、精神や身体に発達のおくれなどの障害が出る可能性があり、子供の心身の健全な育成の観点からも、感染予防は重要といえます。

本市の取り組みといたしましては、予防接種法に基づき、麻疹風疹予防接種を実施しております。1歳で接種する第1期、6歳で接種する第2期が基本の接種パターンですが、平成20年度から5年間の経過措置として、1歳の接種のみで2回目の接種がなかった中学1年生及び高校3年生を対象として、第3期及び第4期の接種を実施しております。

未接種者には、夏休み及び冬休み前に個人通知を行い、接種率の向上に努めております。昨年度の接種率は、第1期から第4期を平均しますと96.8%であり、おおむね対象となる方には接種していただいております。また、妊婦につきましては、妊娠初期の検査内容に風疹抗体検査が含まれた受診券を発行し検査を実施しておりますが、妊娠後は、予防接種を受けることができないため、妊娠前に夫婦で風疹抗体検査や予防接種を受けるなどの感染予防対策が重要といえます。今後は、予防接種率の水準の維持に努め、また県内の流行の動向に留意しながら、妊娠の可能性のある女性への啓発や、感染例の多い成人男性への対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、歯科口腔保健の推進についてお答えします。

昨年8月に施行されました歯科口腔保健の推進に関する法律では、地方公共団体の責務として、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し実施する責務を有するとあります。

本市の取り組みといたしましては、まず、乳幼児から就学前までの子供を対象として、「子どもの歯を守るつどい」を行っております。このつどいは、市内の歯科医師を中心に構成されている大竹地区歯科衛生連絡協議会の主催で、今年度で30回を迎え、毎年500名前後の方に参加していただいております。歯が生え始めた時期から6歳臼歯の生える時期まで継続して参加してもらえれば、歯磨きの方法やフッ素塗布及び歯並びなどに関心を持ってもらえるのではないかと。また、将来的にもこの事業が、参加してくれた子供たちが、自分の歯を大切にしていくなかきかけとなるのではないかと期待しており、今後も継続していきたいと考えております。

次に、成人に対する事業では、大竹市国民健康保険被保険者を対象とした保健事業として、歯科健康診断事業を行っており、昨年度は68名が受診されています。また、65歳以上

の高齢者のうち、将来、介護が必要となる可能性が高い二次予防対象者には、介護保険法の地域支援事業として、通所型介護予防事業を行っており、その中で、口腔機能の向上を目標の一つに掲げて事業を展開しております。

一方、要介護状態で歯科医院に通院が困難な在宅の高齢者や障害者を対象に、歯科医師や歯科衛生士が訪問して歯科診療や口腔ケアを行う在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療促進事業を実施しており、歯科診療及び口腔ケアを行うことで、口腔内の健康のみならず栄養面の改善及び誤えん性肺炎などの呼吸器疾患の予防にもつながっております。

そして、80歳で20本の歯が残っている人を対象に、大竹地区歯科衛生連絡協議会の主催で、「よく噛める8020達成者表彰」を行っており、自分の歯を大切にしていくことで、毎日おいしく食事ができ、心身ともに健康で過ごしていることをお祝いしています。表彰を始めた平成22年度から、通算して83名の方が表彰されております。

また、歯の健康及び口腔ケアの重要性に関する啓発につきましては、市広報に平成7年度から国保通信のコーナーを設け、市内の歯科医師による記事を掲載しております。

歯の健康は、栄養面を含め、健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要とされる中、ほかの検診に比べ歯科検診を受ける機会は少なく、また痛みが出るなど治療が必要な状況になって初めて受診する傾向もあり、予防的観点で定期的な受診を勧めることが重要といえます。今後は、健康維持・増進のために、正しい歯磨きなどのセルフケアの知識の普及に加え、定期的な歯科医院の受診で専門的なケアを受けることを啓発してまいりたいと考えております。

次に、2点目の防災・減災対策についての御質問にお答えします。

まず、公共施設の耐震化と改修スケジュールについてお答えいたします。社会教育施設等は、市民の社会教育・生涯学習の場として活用されているだけでなく、大規模な災害時の避難場所にも想定されており、限られた人的・財政的資源で施設の安全性や時代に即した機能を維持していくために、計画的に施設を整備していく必要がございます。

本市の社会教育施設等の公共施設は、旧耐震基準で建設された施設が多く、老朽化が進んでいる実態がありますので、これらの施設の機能を維持していくためにも、3月に社会教育施設等の再編基本方針の総論を取りまとめたところでございます。

総論には、社会教育施設等の再編における基本的な考え方として、各地域に全て同じ機能の施設を整備することは困難であり、施設の集約化・複合化により、効率的な運営を図るという基本理念を示しています。また、沿岸部が非常に小さくまとまっているという本市の地理的な特徴にも触れ、今後の施設配置に当たっては、これまでの地域の概念に捉われない考え方で検討することもうたっています。そのような考え方のもと、どのように再編を検討するかにつきましては、耐震診断や利用状況などの現状を分析し、今年度中には、個々の施設の今後の方向性を決定する各論の策定作業に入る予定としております。このような状況ですので、社会教育施設等の耐震診断や改修の時期については、現在のところ決まったものではなく、前期基本計画にありますように、学校施設の耐震整備が完了するあたりから、施設の再編や改修を実施していくことになろうかと思っております。

次に、防災教育の実施についてお答えいたします。

防災教育の実施につきましては、総務課及び消防において、地震などの災害を想定した自主防災組織との訓練を実施しており、また、消防主体での火災を想定した避難訓練や消火器による消火訓練などもあわせて実施しています。

また、総務課においては、地域からの要請に基づき、市の防災に関することや、自主防災組織の育成に関することなどの勉強会も実施しております。小・中学校でも、消防が主体となって、火災を想定した通報・避難・消火訓練を実施していますが、昨年の東日本大震災では、津波によって多数のとうとい命が失われ、この教訓を後世に伝えていくことが大変重要となりますので、火災を想定した訓練のみならず、地震や津波を想定した訓練も関係部署と合同で実施していかなければならないと考えております。

なお、土砂災害及び浸水災害について、ハザードマップ作成の作業を現在、進めているところですが、防災意識の高揚や知識の普及のため、このマップを今後の防災教育に役立てていきたいと考えています。

次に、防災行政無線のガイダンスによる対応についてお答えいたします。

防災行政無線の情報伝達能力を補完するため、放送した内容を電話回線を利用して確認できるサービスにつきましては、現在、運用開始に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、3点目の街灯や公共施設のLED化についてお答えいたします。

環境整備課では、環境省が地球温暖化防止施策として実施した地域グリーンニューディール基金事業のうち、公共施設省エネ・グリーン化推進事業の適用を受け、平成21年度から3カ年の全額国庫補助事業として公共施設等のLED化に努めてきたところでございます。具体的には、後ほど各課の取り組みとしても申し上げますが、平成21年度から2カ年で、市立図書館のダウンライト95基、誘導灯11基についてLED型への更新を図ったところでございます。また、平成23年度には、JR郷水踏切地下道の蛍光灯10基、北栄新町1号線地下道の蛍光灯8基について、それぞれLED型への更新を図りました。

一方で、市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図るべく、行政が取り組む事務事業に係る地球温暖化対策実行計画を策定し、環境整備課が主体となって全庁的に取り組んでいるところでございます。

昨年10月には、財団法人省エネルギーセンターが実施の公共施設に係る省エネルギー無料診断を、本庁舎ほか2施設において受診し、42件の削減提案を受けたところですが、提案項目の中には、当該施設のLED化もございました。

なお、市では現在、庁内組織である大竹市環境調整会議において、第3次大竹市地球温暖化対策実行計画の策定を進めており、昨年3月に策定しました大竹市環境基本計画との整合性を図りつつ、また、省エネルギー診断に基づく提案も踏まえ、温室効果ガス総排出量の具体的な削減目標を掲げた実行計画を策定し、節電やLED化を含めた地球温暖化対策を、地方公共団体の責務として全庁挙げて積極的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

ここからは、個々の取り組みを紹介させていただきます。まずは、市営外灯のLED化への取り組み状況です。防衛省の再編交付金事業の補助金を活用し、平成21年度には20万

ット蛍光灯のLED化に着手して以来、既設の蛍光灯灯具の更新が必要とされた場合には、随時、単独市費でLED灯具への切りかえを実施しております。

また、平成23年度には、広島県市町施設省エネ・グリーン化支援事業を活用し、郷水踏切及び北栄新町1号線の地下道において、既設40ワット灯具のLED化を実施しました。これらの結果、平成24年7月末現在で、水銀灯及びナトリウム灯を除く市営外灯1,530基のうち296基、約19%がLED化されています。

御指摘のとおり、LEDは蛍光灯に比べ、二酸化炭素排出量が削減され、長寿命でしかも電気料金は低く設定されていることなどの利点がございしますが、市場競争によるさらなる低価格化を勘案しながら、当面は、必要に応じて随時切りかえてまいります。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、田中議員の3点目の御質問、社会教育施設等のLED化についてお答えいたします。

本市の社会教育施設等につきましては、昭和56年度以前の旧耐震基準の建築基準法で建設された施設が多く残っております。例として申し上げますと、大竹会館が昭和38年、玖波公民館が昭和49年、総合体育館が昭和55年、総合市民会館及び栄公民館が昭和56年の建設となっております。こうした施設の老朽化や耐震等への対策が必要であると認識しており、本年2月に、教育委員会が策定した大竹市社会教育施設等整備基本方針に基づき、市長部局と協議しながら、社会教育施設等の適正な配置と整備を検討してまいります。その中で、議員に御提案いただきましたLED化もあわせて検討してまいりたいと思います。

なお、社会教育施設のLED化につきましては、平成21年度から22年度にかけて、図書館の太陽光発電設備の設置にあわせまして、館内のダウンライトや避難口誘導灯を217カ所ほどLEDと省エネルギータイプの蛍光灯につけかえております。今後も、引き続き新耐震基準の建築基準法によって建設されたアゼリアホールなどを対象として、費用対効果を検証しつつ、設置を検討してまいりたいと思いますので御理解いただきますようお願いいたします。

一方、現在、建設中の小方小・中学校では、節電対策として廊下、トイレ、ポーチ、外灯等にLED内臓の電球を取りつけることとしております。また、太陽光発電設備を設置する目的でございますけれども、一つとしては事業所として自然エネルギーを活用し、CO<sub>2</sub>排出量の抑制に資すること。二つ目は、児童生徒にエネルギーの学習として、モニターを通して発電量を目で見て体験することなどの環境教育に活用することが考えられます。小方小・中学校におきましては、2の視点を重視して、10キロワットの太陽光パネルを設置することとしております。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 田中議員。

○15番（田中実穂） 答弁ありがとうございます。再質問の必要はないかと思いますが、一、二お伺いしておきたいと思います。

風疹のことについては、非常によく調査をされて、現状もよくわかりました。ただ、この風疹の流行というのは、二、三年続くといわれております。現在、大竹市では、ほとんどないということだと思いますけれども、これから十分な注意が必要だと思います。

また、ワクチン接種についても、複数回接種をしても健康を害するようなことはないということですので、ことし、また来年、再来年くらいまで、特に妊娠する可能性のある女性、またその夫となる人などには、接種をぜひしていただいたほうがいいのではないかと思います。その辺もあわせて、どうか呼びかけをしていただきたいと思います。これは要望でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、同じように予防接種あるいはまたそのほかのことについても、いろいろと広報おたけを通してPRをされております。ことし6月には、新たにかん対策推進基本計画というものが国のほうで策定をされました。御存じだと思います。既に、その中にかん教育という推進が実ほうたわれておりまして、予防治療の正しい知識を子供たちに教える取り組みが、実は早いところではもう広がりつつあるというふう聞いております。本市においても、健康を維持するために、あらゆる機会を通して、制度の内容やあるいは受診、検診の方法など、タイムリーな発信をぜひお願いしたいと、これも要望にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次の公共施設の耐震化のほうなんですけれども、老朽化が非常に進んでおります。先ほども答弁の中にも、もう大竹会館に至っては50年、昭和38年ということですから、築後48年くらい経過してるんですけれども、これを、今回の基本計画にあるように、27年度から改修に取り組みたいというような文言があるんですが、本当に大丈夫なのかなというふうに思います。山本議員の答弁にも、先ほど壇上でも言いましたけれども、急ぐものについては、この27年度からというので当然、対処していくということでしたが、大竹会館は、非常に使い勝手が悪い。ええことは、とにかく立地条件が非常にいい。大竹の真ん中であって大竹駅からも近い。我々も、ある団体では、非常にあそこをたびたび利用させていただいて、本当に立地条件は最高なんです。昨年度でしたか、少し改修もさせていただいて喜ばれておりますけれども。実は、ここはエレベーターがないんです、一番の欠点は。外側にエレベーターをつけることができないのだろうかというふうに思いますが、高齢者や障害者の方からの、「エレベーターをつけてほしい」「エレベーターがあればの」というような声がありますので、この辺もぜひ、前向きに検討していただけたらなというふうに思いますが、この件についてはどうでしょうか。お考えがあれば聞かせてください。

○副議長（二階堂 博） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 大竹会館、確かに築後49年たっているということで、もう半世紀ということで、今から各論を制定するわけですけれども、教育委員会としては、50年たっている部分につきましては、建てかえというよりも不要ではないかと。アゼリアホールとそれから現在の大竹小学校の体育館との兼ね合い等々、総合的に勘案して、現施設にエレベーターをつけるということはちょっと難しいのではないかとということになりますので、改修がいつから始まるかというのは、はっきり申せませんが、次に建てかえるときには、

そういうものも考えていきたいというふうに思います。

○副議長（二階堂 博） 田中議員。

○15番（田中実穂） 建てかえを、ここは考えていらっしゃると思います。そういうことでエレベーターをつけることについては、今のところ考えないということなんでしょうが、ぜひ、ここは緊急に、建てかえも必要なんじゃないかというふうに私は思いますので、どうか優先順位をきちっとして対応していただきたい。市民の皆さんが喜んで使える施設に、ぜひしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、ガイドランスによる対応については、もう既に準備を進めていらっしゃるということでございました。一日も早く供用できるように、お願いしたいと思います。

それでは、最後のLED化について、お願いしております。上を見ると、蛍光灯がたくさんついておりますけど、何と数えたら180本の蛍光灯が実はついております。LED化にすれば、3分の2くらいで済むかもわからない。高いところになりますので、その交換や修繕費、こういう削減にもつながるのではないかと私は思うんです。

それと、頻繁に使用するところほど効果が上がるわけです。当然そうなんです。そういう意味では、今、図書館であるとか踏切の地下道であるとかという形で、街灯とかそういうところにもLED化は進んでいるようではすけれども、やはり値段が安くなるのを待つというのも、これは一つの方法ですが、でも、費用対効果、節電とかいうところから見ると、大きな効果が上がっているというのは事実でございますので、契約にしてもリース契約とかあって、今の電気料金ぐらいでそういう効果が上がるということですので、ひとつ研究していただいて、早期に地球温暖化のためにも取り組んでいただきたいということをお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（二階堂 博） 続いて、13番、原田 博議員。

〔13番 原田 博議員 登壇〕

○13番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今、9月定例会一般質問は、工業用水道事業の現状認識とこれからの本市の工業振興、まちづくりについてです。御答弁につきましては、どうぞよろしくお願いいたします。

工業用水道は、ダイセル、戸田工業などの7事業所に、日量6万6,600トン进行給水しており、未売水が1万2,800トンあります。これの水源について、一日当たり河川水1万トン、ダム用水6万8,400トン、湧水1,000トンで、合計で1日としては7万9,400トンとなっています。また、湧水を除く7万8,400トンは、小瀬川の伏流水を取水し、送配水しています。

御承知のように、第五次大竹市総合計画では第四次総合計画に引き続き、工業振興が本市の重要な施策の一つと位置づけています。特に、今後、既存の企業が大竹の地で事業を継続し、さらに発展していくためには、企業ニーズを的確に把握し、それらを踏まえた工業振興、産業振興策を展開することが重要だと総合計画には明記されており、それら産業のまち大竹市として発展に向けた協力や支援など、補完していく大きなインフラの中に安定した工業用水を供給していくことが挙げられます。そのためには、今後、工水事業経営の健全化を含め、これらの工業用水施設を確実に維持していく、供給できる体制づくりが

責務です。

その一方、後で、るる申し上げますが、一例ではありますが、工水施設の老朽化に伴う改築、更新整備、耐震化に向けた対応などには莫大な費用が必要です。私としては、工業振興という御旗のもと、いろいろな対応をしたことが、結果として水道事業会計や一般会計など市民生活に波及していくおそれを心配しています。このように工業用水道事業は、本市の未来への成長において、多くの制約要因が存在している極めて深刻な問題だと私は捉えています。

一つは、先ほど申し上げましたように、旧第1期工業用水道施設の老朽化です。旧第1期工業用水道施設は、昭和20年代後半から30年代後半にかけて竣工・拡張したもので、設備の老朽化は想像以上に厳しい状況です。そのため、取水能力が低下していることから、旧第2期工業用水道施設から、日量1万トンの融通を受けています。改修事業の規模については、私としては把握できていませんが、今後の維持管理費を含め、設備の改築更新や耐震構造化などには相当規模の投資が必要だと推察されます。当然のことながら、受水企業への安定的な供給を果たすためには、計画的な施設改良などを実行しなければならない責任があります。供給ができないことになれば、損害賠償など社会的、公的負担も懸念材料です。

2番目の制約要因は、平成20年度から始まりました給水契約、日量4,000トンの延長切れです。この給水契約によりまして、税込み総額で1年間、6,900万円、5年間で約3億4,500万円が契約企業から支払われてきています。今般、該当企業が、グループ会社の事業再編などを含め、この契約が25年3月をもって契約の延長が期待できない状況にあり、平成25年度以降の財政収支、予算の赤字や企業債元金償還、資金繰りなどへの大きな影響が気になります。

第3の要因は、先ほど申し上げましたように、4,000トンの契約の更新など、今後の契約水量の見通しです。現在、社会情勢や産業構造の変化、円が急に強くなり、コストを下げても追いつかない。今までと同じでは成り立たない状況下、水使用がだぶりぎみ、余剰となっていることは、工水事業の本質的な問題です。つまりは、現在の契約水量の維持、発展していくことは、工業用水道事業の収益、基盤、経営の話でもあり、新たな水使用の発掘など、これら契約水量、水使用の積極的な対応は、行政を挙げた重要な工業振興施策だと認識しています。

第4は、工水事業費用の削減の限界です。工業用水道事業費用の中身は、平成24年度予算を参考にした場合、総額5億2,700万円のうち、減価償却費2億2,000万円は全体の42%、支払い利息1億3,400万円は25%、弥栄ダム維持管理負担金などの負担金、委託料、動力費、消費税及び地方消費税など、従前よりの工水事業への危機感や全庁努力などから、既に一定の整理が実施された部分が90%以上を占めており、さらなる削減への可能性は難しいものと考えます。それでも削減がどうかとなれば、設備等補修費の修繕費800万円、民間委託部分を除いた3人分の人件費2,700万円ぐらいとなりますが、これらの対応にしても必然的な限界も感じています。

5番目の要因は、財政面への圧迫についてです。平成19年度までは、第2期工業用水道

事業の企業債償還利息及び減価償却費が、財政を強く大きく圧迫していましたが、何度も申し上げますが、平成20年度の追加4,000トンの給水契約締結により、財政面での改善が進んだことで、ここ5年間は収支が好転し一定の利益を確保することができています。

さらには、当面の資金不足を解消するため、資本費平準化債や未売水企業債利息債などの起債を発行することにより、起債償還額の平準化を図りつつ、経営の健全化が図られてきました。私としても、全国に先駆けての企画財政課、上下水道局など全庁総力を挙げた試み、努力に対しまして、改めまして敬意を表します。

しかしながら、これとて平成24年度予算審議の際に提出されました工業用水道事業会計の今後の見通し資料からも明らかなように、供用開始後15年以降は、借入れができなくなる未売水企業債利息債など借入れ条件つき、案件つき、期限つきの起債メニューであり、一転しての厳しい資金不足が想定されています。加えて、6億7,000万円にも上る水道事業会計からの長期借入金の返済など、今後の資金繰り、返済スキームは綱渡り、悲観的だと指摘せざるを得ません。

次には、平成23年4月1日に取り組みました旧第1期・第2期工水事業の統合による検証、今後の事業統合のねらい、目標の明確化、加えて2014年度からの地方公営企業の会計原則の抜本の見直しによる隠れ債務の明確化など、上場企業並みに財務実態を的確にあらわすようにする基準への全面移行など、公営企業の経営体質の改善が求められます。さらには、2014年4月から実行されます消費税アップなど大きな問題、多くの難題が山積しており、残念ながら私には解決の糸口が見えません。そこにどうやって食い込んでいくのか、それら現実を直視した中で、危機打開のために私たちが新しい時代に向け、どのような判断、手法でもって乗り切っていくのか、踏み込んだドラスチックな対応を示すことが、私たちの使命だと理解をしております。るる申し上げました工業用水道事業を取り巻く現状認識について御答弁をお願いいたします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（二階堂 博） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 多くの産業に支えられ、工業の発展とともに歩んでまいりました大竹市にとりまして、そして企業にとりましても重要でありますとともに、解決の大変難しい問題を御指摘の上、御質問をいただきました。問題意識につきまして、共有させていただきながら、しっかりと考えてまいりたいというふうに考えます。今後とも、お力添えよろしくお願い申し上げます。

それでは、原田議員の工業用水道事業の現状認識についての御質問にお答えいたします。

工業用水は、「産業の血液」と称されるほど、製造業等にとりまして必要不可欠なものでございます。また、産業のまち大竹の今後の発展のためにも、将来にわたり安定的に良質な水を供給し、産業の活性化に寄与していく責務があると考えております。

まず、旧第1期工業用水道施設の老朽化についてですが、これは、全国的にも多くの工業用水道施設は建設から40年から50年が経過して老朽化が進み、施設の改築更新や耐震化の課題を抱えています。本市の旧第1期工業用水道施設も、昭和36年度から昭和39年度に

整備したもので、全国的な施設の状況と同じく施設の老朽化により、取水能力が低下している状況でございます。そのため、平成23年度に旧第1期工業用水道事業と旧第2期工業用水道事業を統合いたしまして、施設を有効利用した水の相互融通による給水の安定的確保を図っていますが、旧第1期工業用水道施設は、完成から約50年が経過していることもあり、今後の安定供給が懸念される状況でございます。将来にわたり受水企業に安定した水の供給を行うためには、施設の改築更新、耐震化は避けて通ることはできません。しかし、施設の改築更新や耐震化には、膨大な費用がかかることから、経営への影響を考慮しながら、旧第1期及び旧第2期の工業用水道施設を、将来どのように管理運営していくか、十分に検討を行う必要があると考えています。

次に、平成20年度に締結された日量4,000立方メートルの受水契約についてですが、本契約は、平成20年4月から平成25年3月31日までの5年間の契約となっており、期間満了の6カ月前までに受水企業から契約更新の申し出がされた場合に限り、契約が更新されることとなっています。

上下水道局といたしましても、契約更新に向けて協議を行ってまいりましたが、当該契約に係る工水の使用実績がないことや、また当該企業のグループ会社の事業再編等が行われていることもあり、契約更新は大変厳しい状況となっています。この契約が失効しますと、税抜きで年間約6,600万円の収入減となり、平成25年度から数年間は年間の損益に当たる収益的収支が数百万円の赤字になると思われます。その後は、施設の改築更新を考慮しないとした場合、企業債の利息の支払いが減少していくため、収益的収支は、再び黒字に回復していくと考えられます。公営企業会計は、収益的収支と資本的収支の二つの収支で成り立っています。先ほど申しましたとおり、収益的収支は、数年で黒字に戻ると思われますが、資本的収支につきましては、旧第2期工業用水道事業で借り入れした起債の元金償還が、平成30年度をピークとしてふえていきます。資本的収支の不足額については、当年度利益や減価償却費等で補填を行いますが、平成25年度から当面の間は、起債元金償還の増加分を補填し切れず、その間は、運用資金を使って補填していくことになるため、厳しい経営が続くと考えられます。

次に、今後の契約水量の見通しについてですが、現在、7事業所と受水契約を行っており、旧第1期工業用水が日量4万6,600立方メートル、旧第2期工業用水が日量2万立方メートルで、合計で日量6万6,600立方メートルの契約水量となっています。平成23年度の実績では、実際に使用されている水量は、日量4万4,667立方メートルとなっており、これは契約水量の約67.1%となっています。これは、全国の工業用水道事業者に共通した悩みであり、景気の状態や水の合理化利用の進展等により、契約水量と使用水量が乖離している状況でございます。工業用水道は責任水量制となっており、契約水量は料金収入に直結する経営の根幹にかかわることでもあり、現在の受水契約は維持していきたいと考えています。しかし、未売水の新規契約については、こうした水の需要の状況であるため、受水企業が契約水量を増量する可能性は極めて考えにくく、また、市内大手企業の多くはみずから工業用水道を所有していることもあり、現在のところ、新規受水契約の見通しが立っていないというのが現状でございます。

次に、工業用水道事業の支出の削減についてですが、収益的収支は減価償却費、起債支払利息、ダム維持管理負担金、動力費など、削減が困難な経費で占めているのが現状でございます。

企業債が借り入れできなくなった場合の財政面への圧迫につきましては、現在は資本費平準化債と未売水企業債利息債の起債を活用して、起債償還額の平準化をして経営の健全化を図っているところでございます。資本費平準化債は、当年度の起債元金償還額が減価償却費を上回る差額を起債できますが、その条件を満たせる平成35年度まで借り入れを行います。また、未売水企業債利息債は、使用開始後、15年以内の施設のうち未利用のもの、または当該施設の利用率が低いものに係る利息に対して、起債の借り入れができますが、その条件を満たせる平成30年度まで借り入れを行います。こうした企業債の借り入れができなくなると、収支が悪化し運営資金の現金が減少していくこととなります。そうしたことから、なるべく早い時期から現金の支出を極力抑え、運営資金が厳しくなる将来に備えて、運営資金の確保に努めたいと考えています。このように、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、原田議員御指摘のとおり、大変厳しい状況であると認識しているところでございます。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（二階堂 博） 原田議員。

○13番（原田 博） 先ほど、細川議員のほうからの質問にもありましたように、本市産業の成り立ち、生い立ちは、小瀬川流域での水資源を利用また活用しました和紙の生産を中心的に発祥したもので、その後の積極的な企業誘致活動によりまして、瀬戸内海地域での有数の臨海工業地帯、そして大竹工業団地の完売、企業進出が図られてきました。それら企業誘致策としてのセールスポイントの一つは、申すまでもなく上質な豊富な水資源がベースであり、多くの水使用のそういう企業が存在していることから明らかなでございます。それは、安定的な税収、雇用の確保、若者の定住化など、本市の財政的基盤、まちづくりそのものであって、今後もこれらの企業と共生できる流れづくりを推し進めていく必要性があります。確かに、先ほど市長の答弁にもありましたように、現状認識につきましては、表現の差はあれど、感觸的には同じだと理解をいたしております。個々について、それぞれは大変、また大切なことからして、その解決たるものは容易ではありません。工水事業会計の今後の見通し資料などから見ても、先の4,000トンの契約水量は、平成24年度末までとしています。それでは、改良事業費用はどうかといえば、毎年度2,000万円など、このまま何事もなく進んでいくという前提での見通しでありまして、事の重大さは認識されていまして、果たして半世紀も使用してきました旧第1期の用水施設は、どこまで耐えられるのだろうか。施設の改築更新や耐震化事業の利子などを含めた総事業費、財源は、旧第1期工水施設と旧第2期工水施設をどのように運転、そして運営をしていくのか。事業統合した目的は、事業統合の行方、到達点は等々、課題解決への方向性は残念ながら見えてはいません。

しかしながら、解決は容易ではありませんが、だからといってこのまま放っておくということではできません。現状認識からは、課題やまた問題も見えてきています。私としても、

この機会に課題をより鮮明にまた具体的に、時間がたとえかかったとしても一歩ずつでも解決に向けて動いていきたい、また切り開いていきたいというふうに思っております。そのことが、先の企業と共生できる環境づくりについてつながっていく一つの手がかりになるものじゃないかというふうにも思っております。

さて、登壇して申し上げましたことについて総じて言えば、第五次大竹市総合計画、前期基本計画における工業振興面からは、企業にとっては生命線であります水が安定的でより安価なことは魅力的なことであります。一方、前期基本計画、健全な公営企業等の運営面からは、上下水道局、市にとって無駄のないお金のかからない運営というものは魅力的であり、全てが目指します理想的な経営指針です。つまりは、この二つの相反する異なる考え方、目的をあわせ持ったとき、本市の工業用水道の能力のあり方を考えるということは、課題解決に両立に結びつくんじゃないかという私なりの結論に至ったものです。

この工業用水道の能力に関しましては、先ほど市長の答弁でございましたように、平成23年の実績では、配水能力が日量7万9,400トン、契約水量は6万6,600トン、実給水量4万4,667トンなど3つの数値、指標が示されていますが、まさにこの数値こそ2つの相反する指標だと私は理解をいたしております。

具体的には、今後の工業用水の経営健全化、工水の安定供給、工水インフラ施設の老朽化、耐震化構造への対応には、旧第2期工水施設の優先的運営は不可欠です。つまり、事業統合した意味を含め、選択と集中に向けた発想の転換が今こそ必要だというふうに思っております。

もう一つは、これからの工業振興、まちづくりをどう描いていくのか、それをベースにして強みである水資源の部分を、大竹の顔としてさらに魅力的に具体的にPRできるかです。そのためには、これら3通りの数値のうち、どれをこれからを見据えた指標としていくのか。特にそれを判断また確認することは極めて重要だと思っています。難しくても避けられない課題だというふうにも思います。

以上、いろいろと申し上げましたが、3つの指標など、今後の対応を提案するところがございますが、これら厳しい現実を踏まえながら、また第五次大竹市総合計画を絡めました工業用水道事業のあり方について、市長のお考えを聞きたいと思っております。以上です。

○副議長（二階堂 博） 市長。

○市長（入山欣郎） 工業振興のための産業基盤の整備は、わがまちプランにあるとおり、チャンスの多いまちづくりを進めていくために欠かすことのできない本市の重点施策でございます。議員御指摘のとおり、本市がこれまでに日本有数の工業地域として発展をなし遂げることができたのも、本市の強みである上質で豊富な水資源を、工業用水として効果的に活用した企業誘致に取り組んだ成果であると考えています。

しかしながら、原田議員も御心配されているように、現在の工業用水道事業を取り巻く環境は、長引く景気低迷や急激な円高等、社会情勢や産業構造の変化に対応し、経営を維持しようとする企業側の水の需要の減少や、老朽化した旧第1期工業用水道施設の更新をどうするのかといった今後の経営にとって、課題や問題を抱えた厳しい状況であることは、最初にもお答えしたとおりでございます。このような状況に直面している中、市の重要な

施策である工業施策の一つである工業の振興と、公営企業を経営する上で重要な企業の経済性という相反する目標を達成し、企業との共生を進めていくためには、ともに厳しい経営環境ではありますが、今後も水が安定供給される体制を維持することの重要性を、お互いの共通認識として持つことが大切であると考えます。その上で、産業のまち大竹市の発展のため、市としましては、今後も企業の発展に協力、支援するとともに、工業用水につきましても、企業と十分に情報を共有し合い、問題を共有し合い、双方が持続可能な企業活動が継続できるように歩み寄る努力を重ねることで、原田議員から御指摘のございました配水能力、契約水量、実給水量の3つの数値・指標の今後のあり方も含めて、この難題を解決する突破口を見い出していきたいというふうに考えております。

○副議長（二階堂 博） 原田議員。

○13番（原田 博） 最後に、工業用水道事業に対しての今後の対応について、私なりの意見を申し述べたいと思います。

まず一つは、施設賠償保険の加入についてです。工水の老朽化に伴って公共の責任については、特に検討しておくことは大事だと思います。その中でも気になるのは、先ほども言いましたが、上下水道局の責任範囲などによって工水が給水できなくなったときの賠償です。つまりは施設賠償保険の加入など、前広な御検討をお願いしたいと思います。

2番目は、水源地の保全についてです。御承知のように、全国的に外国資本によります森林の買収が拡大をしています。中国企業などが仲介する日本企業の名義で買収する事例も表面化しています。懸念されますのは、その買収案件に、地域の水源にかかわる森林が多く含まれているということです。特に、本市の先ほど何度も申しましたように、魅力であります水源の保全というのは最大級の取り組みです。すぐに我がまちではないと思いたいのですが、何年か前の産廃施設のそういう件もございます。水源地の確保につきましては、危機感を持ったそういう対応、また情報収集をお願いしたいと思います。

それから、3番目には、企業との環境づくりです。先ほど、市長の答弁にもありましたけど、産業のまち大竹市の発展のため、今後も企業の発展に協力また支援するとともに、工業用水についても企業と十分に情報を共有し合い、双方が持続可能な企業活動ができるよう、継続できるよう歩み寄りを重ねることで、配水能力など3つの指標また数値のあり方を、今後のあり方を考えていくということがありました。

私としても同感でありまして、まさにこのことを今回の質問の意味ということの中で、今後の企業とのそういう良好な環境づくりにつきましては、継続的な対応を重ねてお願いしたいと思います。

最後に、工業用水道事業への全庁挙げた取り組みです。先に申し上げましたように、給水収益が企業の契約水量どおり、これ以上の給水を見込めない状況下、また事業費用は減価償却費、支払い利息などの固定費がほとんどでありまして、その結果としての利益は、先日、24年度の資料の提供の際にもありましたように、利益としては25年度以降、8年間で約1億3,000万円、年平均をしますと1,600万円であり、とても内部留保としての第2期工業用水道事業のそういう投資のですね、減価償却費が毎年2億円弱というのがあったと

しても、今後の改築更新また耐震化投資への資金の調達環境は、ハードなどうまみのあるそういう企業会計環境ではありません。それゆえに、これからも工業用水道事業の運営は、工業用水道事業の経営だけにとどまるのではないというふうに思います。まさに、工水の安定化の供給を含め、工業振興、まちづくりなど本市全体の難題であり、今我々が取り組まなくてはならない政策課題の一つだと思います。そのことを十分に認識されました全庁挙げました取り組みに期待をし、また自分も取り組んでいきたいと思っています。

以上で、質問を終わります。

○副議長（二階堂 博） 10番、日域 究議員。

[10番 日域 究議員 登壇]

○10番（日域 究） 新生クラブの日域でございます。一番眠い時間帯かなというふうに思いますけども、できれば目が覚めるような質問をしたいんですけども。実を言うと、私も本当は建設的な意見をここで言いたいなという希望は強く持っているんですけども、なぜかあら探しのような質問になってしまいました。ただ、議会というのは、やっぱりチェック機能というのが第一だと思いますから、不透明感を自分が感じたら、やっぱり質問をするのが筋かなというふうに思います。

実を言うと、今回の3つの質問ですけども、1問目はある市民から言われたことです。2問目はある職員さんから聞いたことです。3番目は匿名の郵便物から始まったことです。それ以外に変な投書は来ますけども、変なやつは変なやつでいいんですけども、変じゃないよなっていうやつは、やっぱり一応きちんと調べてみるべきだと思って始めました。通告順に従って質問させていただきます。

この一番目のやつは、去年の9月にも質問したことなんですけども、その後の話です。

生活保護における住宅扶助の不正受給について、最初に私が質問したのは昨年9月です。この分野は、個人情報という建前、建前と言ったら申しわけないんですが、ありまして、なかなか難しい、本当に闇の中なんです。闇の中であるがゆえに、これはよそのまの例ですけども、鈴鹿サーキットのある鈴鹿市ですけども、平成17年から19年くらいかな、3億円詐取されてます。その実態を解明した調査委員会というのがネット上に報告書を出してますけど、その書き出しにこう書いてあります。「我々は、日々生活をしていくにあたって、家計から月に数万円から数十万円、多いときには月100万円を超えるタクシー代を払うことができるだろうか。それも何カ月もわたって支払い続けることができるだろうか。」要するに、ある方について、100万円前後のタクシー代が毎月、何カ月も出しているわけです。それを出す市の職員の神経がおかしいわけです。まずおかしいやんて、思わにゃいけんわけです。それに比べれば、大竹市のやつはかわいいものだと思いますが、私が指摘した後に、多分、調査をされて既に支給はとまっているように聞いています。それはそれでよかったんですけども、しかしそれで問題が終わるんだろうかという気がいたします。最近も、200万円か300万円か、ここ二、三日前ですけども、不正受給で告発してましたけど、これも計算したら200万円を超えますから、かなりの金額だと思います。

このケースについて、私の想定が当たってるというか匿名で話をせざるを得ないんですけども、この方については、平成17年の3月23日水曜日、大竹簡易裁判所において賃貸契

約破棄、要するに立ち退きの判決がおりています。要するにこの方は、平成6年から家賃を払ってないわけです。それで裁判で負けて、それで終わってるわけです。その方だと思っ  
たんですけども。もしそうだとすれば、その後に生活保護の決定がされたとすれば、そのと  
き彼が出してきた賃貸契約書というのはもう無効なわけです。自分が裁判所で判決を受け  
たわけですから、誰よりも知ってるはずですよ。その無効な紙切れを持って市に出して、そ  
れがゆえに生活保護の住宅扶助を受け続けていたとすれば、これはもう明々白々な詐欺な  
んですけども、これについて、いつから生活保護が始まったのかとお尋ねしても、個人情  
報だということを出してもらえません。それはそれでしょうがないのかどうか分かりませ  
んが、そこで私の質問はシンプルですけども、保護の開始は平成17年3月23日の前ですか、  
後ですか。それだけで結構です。よろしくお願いいたします。

次は2問目です。これはもっとシンプルなんですけども、これはことしの6月議会で質  
問したことの繰り返しといえば繰り返しなんですけども、議員というのは要は素人なん  
です。素人ですし実務に携わっているわけではありませんから、わからないことがいっぱい  
あるわけです。今回は、保険に入る全国社団法人全国市有物件共済会だったかな、そこに  
多くの保険を掛けているわけなんですけども、それについて入ってなかったことがどうだ  
という話はしました。しかしそのときに、本当に私の不徳のいたすところでお恥ずかしい話  
ですけども、大竹市公有財産管理規則第8条というのがありまして、「保険に入れ」と書い  
てあるわけです、要するに。保険に入れという規則をみずからつくって、そして保険  
に入らなかったといえ、これはどう考えても単純な話じゃありません。これも担当課  
のお話では、「あれは火災のための、いざというときのためのものだから、そういうとき  
にも耐えるんだ。」と言うんですけども、そんなことはなくてメーカーに聞いてみたら、  
「山火事になったらどうなるの。」って言ったら、「そりゃ燃えますよ。」って。消火装  
置があるわけじゃありません、山の上ですから。きのう、雷が鳴ったりすごい風が吹きま  
したけど、雨も降りました、停電もしました。ああいうものでもし何かあったら、そりゃ  
やっぱり無理です。消防車だって救急車だって車検受けますから。だから救急車だって  
タイヤはパンクします。だから、やっぱり壊れるときは壊れるんであって、それは保険は必  
要だと思います。ああいう詭弁を弄さないでほしいという気がしますが。

改めてお尋ねします。これは、やっぱり市の定めたルールに反していると認識されま  
すか、されませんか。改めてお尋ねいたします。これが2問目です。

3問目に行きます。大願寺の話ですけども、大願寺の売却から8カ月以上たちました。  
大願寺タウンという看板も出て、大分活発に動いているように思います。あれがうまいぐ  
あいに機能することを、私が願ってないわけではもちろんございませんが、なかなか苦  
労したあげくの結論だというふうにはもちろん思います、随分苦労しましたから。とは  
言いながらちょっと気になることがありまして、大願寺の売却から8カ月たちました。生  
活環境委員会に属さない議員として、昨年の12月議会は、砂がさらさらと手のひらから  
すり抜けていくような感覚だったことを、今も覚えています。8カ月が経過して、腑に  
落ちない点があります。

まず最初に、公有地を公募で売りました。公有地を公募で売るんですから、公正公平な

競争条件がつくられている必要性があります。しかし、予定価格について、その一部始終が不透明でした。予定価格とは、基本的には市場調査等から得られた適正な価格であったり、製造コストであったりもするんでしょうけども、要するに市が損をしないように、それと同等以上、同額でもいいんですけども、同額以上の適当な価格を市長が設定するものだと私は思います。カープじゃありませんけども、破天荒な価格を自由につけてよいはずがありません。ところが直前の不動産鑑定士の評価額7億円に対して、予定価格は何と3億3,700万円余でした。実は、予定価格の不自然さを感じ、それをどのように決めたかを知りたくて、情報開示を請求しました。意外なことに、不存在でした。不開示かなと思ったりしたんですけども、不存在、「ありません」と言われました。監理課長いわく、「市長の政策だから記録がありません。」そして、さらにもう一言。「建設工事でも、積算した予定価格を、市長が削ることがあるのと同じです。」私は知りませんよ、市長がそれを削られるかどうかは知りませんが、でもそのとき、私はこう言い返しました。「ちょっと待って。」と。「建設工事の積算額を下げるのであれば、10億円とあるやつを、おい、これ9億5,000万円にしとけやっていうのは、9億5,000万円で落札すると、5,000万円市が得するわけです。だけど、市の土地を売るわけですから、10億円と評価があるものを9億5,000万円にしとけやっていうたら、市は5,000万円損をするわけです。そういうことを市長が勝手にできるはずないだろう。」と。そしたら、課長は無言でした。で、私は思いました。ああ、課長はまたうそついてるなって。このときに、一般質問をする必要性を感じました。100円で買ったものだから100円で売る、わかりますよね。200円の価値があるとされるものを200円で売ったり250円で売ったりする。これもいいと思います。素朴なルールです。100円の価値があるといわれたものを50円で売るんだったら、絶対売ってはいけないとは思いませんけども、その理由や目的を市民や議会に示すのが当然だと思います。市がとりあえず損をすることを決める。もちろん損をしたんじゃ困るわけですけども、一見損に見えるけど、本当はこのほうが得なんですよということを説明する必要がありますよね。その手続の記録が残っていると思うんですが、不存在でした。何か、薬害エイズの資料じゃありませんけども、どこかに隠れているんかなと思います。

そこで質問です。そもそも予定価格とは何ですか。どんな役割を果たすものでしょうか。そして、今回の予定価格は、いつ、どのようにして、誰が決めたものでしょうか。お尋ねします。もし、手続に問題があったと自覚されているのであれば、先にお答えいただいても結構です。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（二階堂 博） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今回の案件につきましては、本会議、委員会、協議会を問わず、以前から多くの議員の皆様から御質問を受け、回答してきているつもりでございます。私は、常々信頼関係を大切にしたいと申し上げておりますので、議会でも、その都度、説明させていただいているつもりでございますが、なお、日域議員の頭の中に残る納得できない疑問の声を打ち消さずに御質問いただきました。理解を得るだけの説明が足らなかったもの

と思います。繰り返しにしろかと思いますが、お答えをさせていただきます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の生活保護に関する御質問についてお答えいたします。住宅扶助を受けながらの長期家賃不払い事案について、保護決定日は賃貸契約解除日の前か後かという御質問でございますが、特定の個人に関する御質問は、個人情報の保護のためお答えすることができませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、一般論といたしまして、市民の方から保護受給者と思われる方が、長期にわたって家賃の不払いをしているとの情報提供があった場合、その方が保護受給者であるかどうかは個人情報の保護のため回答はできませんが、現にその方が保護受給者である場合、その方に対して調査を行います。その結果、不払いが事実である場合、不払いとなっている住宅扶助費について、保護受給者と家主の方の間で不払いとなっている家賃を、計画的に支払っていくことで話がついたのであればそちらを優先し、支払わないということであれば不正受給として返還を求めることとなります。

私は、生活保護制度は、市民の皆さんの信頼に応えた制度でなければならないと思っております。保護が必要な方には支援をするという基本的な考え方を維持しつつ、不正受給の防止にも十分留意しながら、制度の適正な実施に努めてまいります。

次に、2点目の防災行政無線に関する御質問にお答えいたします。現在、運用しております防災行政無線設備は、平成22年3月に完成したものでございます。防災・減災に資する施設は、災害時に有効に機能する施設として整備していることに加え、平成10年4月から運用していた旧防災行政無線におきましても、保険には加入せず、12年の間、災害時に支障なく運用できておりました。したがって、大竹市公有財産管理規則第8条に違反しているという認識はございません。

最後に3点目の大願寺地区造成地の土地売却に係る予定価格に関する御質問にお答えいたします。大願寺地区造成地につきましては、平成23年11月に公募条件を示して、土地購入希望者を公募し、応募のあった1社と土地売却の仮契約を行いました。その後、土地売り払いに係る財産処分について、平成23年12月に、本市議会へ議案を提出し可決いただいているところでございます。

本市議会において、審議していただく際に、執行部として説明申し上げた点につきまして、改めて順を追って御説明申し上げます。

まず、平成23年11月8日に議員全員協議会を開催させていただき、公募条件等につきまして、次のように説明させていただきました。「物件を高く売りたいという考えと、いいまちをつくりたいという2つの考え方があります。その中で、値段を提示すると、その値段で固まってしまうため、よりいい値を出してほしいという気持ちがあります。その中で、まちづくりの計画、金額等を含めて、点数制にして判断することにしました。業者にとっては手間かもしれませんが、当分、地価は下がると思われ、何年間で売却して幾らで売れば採算が合うか、業者サイドで考えていただく中で、戸数なり面積なり、あるいは売買価格の提示があると考えてプロポーザル方式とし、予定価格は非公表としました。」以上が、公募条件につきまして、議員全員協議会において説明させていただいた内容でございます。

次に、平成23年12月8日に、議員全員協議会を開催していただき、予定価格の算定につきまして、次のように説明させていただきました。「地価が下落していく中で、単に販売開始時点の評価額を予定価格としたのでは、土地購入希望者があられないことが考えられますので、不動産鑑定士の知恵をお借りしながら検討した結果、宅地販売事業の中途の時期の地価を想定することにより、予定価格の設定を行っております。具体的に申しますと、売却地は広大な宅地となりますので、完売までには相当の期間を要することが考えられます。一方で、地価は年々下落する傾向にありますので、国の地価公示地となっております市内の同種の団地、玖波8丁目における年間の地価下落率を勘案し、事業の折り返し点である数年後の予想価格をもとに、土地の販売総額を求め、その価格から宅地開発のための諸経費を差し引いた金額を予定価格としたものでございます。」以上が、予定価格の算定につきまして、議員全員協議会において説明させていただいた内容でございます。

次に、当該土地の財産処分の議案を御審査いただいた平成23年12月12日開催の生活環境委員会におきましては、予定価格につきまして、次のように説明させていただきました。「予定価格は3億3,777万8,342円でございます。これは、上回っていたということで、この分については問題なくクリアしております。今回につきましては、鑑定自体は7億円という形になるんですが、その中で、10年後までは我々は計算しておりませんが、今回の不動産鑑定士の見込みは、現在の坪単価が約13万9,000円と見ております。その中で、我々は5年後の単価を10万9,000円というふうに見ています。その中で計算した結果が、先ほどに戻るんですが、予定価格というふうに戻ってきます。」以上が、予定価格につきまして、生活環境委員会において説明させていただいた内容でございます。

このように、大願寺地区造成地につきましては、公募条件、予定価格算定の考え方及び鑑定価格を下回ることになる予定価格等につきまして説明させていただいた上で、御審議いただきました。

土地の売却につきましては、売却価格3億5,000万円の処分価格だけでなく、経緯等を含めて市議会において慎重に審議していただき、その結果、議決をいただいたものと考えております。

御質問の予定価格とは何かということについてでございますが、予定価格とは、一般に、地方公共団体が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ作成する価格とされております。地方自治法では、第234条第3項の規定により、「普通地方公共団体は、競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と規定されております。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 日域議員。

○10番（日域 究） 難しい質問、御答弁ありがとうございました。順番に行きます。

確かに個人情報といえばそうですね、おっしゃるとおり、こんなところで言うべきことではないのかもしれませんが、生活保護ですから。ただ、明らかだったんですよね。それこそ名前を言ってもまずいですし、私会ったこともありませんから何とも言えませんが、

少なくとも支給はとめたというのは、私はとりあえず信用しております。チェックのしようがありませんから。でも、それがその後どうなったんですか。二百云十万、前半ですけども、そのくらいになるはずなんですけども。私が思うには、「返せ」と言っても、そりゃ生活する上で最低額のお金を渡しているわけですから、それから返せるんだったらまたそれもおかしな話になりますから、返せというのも難しいだろうなと思いますが。少なくとも、何か手を打つべきだろうと思いますが、何か検討されていることがあったらお願いします。

○副議長（二階堂 博） 副市長。

○副市長（大原 豊） 特定の個人についてはお答えできませんが、一般論として述べたような形の対応が考えられます。だから、特定の個人に関する回答はできませんが、一般論といたしましては、そういう状況があれば、不払いとなっている家賃を計画的に支払っていくことで話がついているのであればそちらを優先して、支払わないということであれば不正受給として返還を求めることになりまますという形の対応を、一般論であればとることになります。

○副議長（二階堂 博） 日域議員。

○10番（日域 究） 一般論の対応を、ぜひきちんとやってほしいと思います。以上で結構です。あとよろしく願いいたします。

2問目に行きます。防災行政無線について、アナログ時代から入ってなかったというのはそうみたいです。そう聞いてます。要するに、私にはわからんわけですから。何にもわかりません。当事者じゃないですから。アウトサイダーですから何にもわからないわけです。皆さんのおっしゃることを信用するしかないんです。

ただ、保険に入らなかったことが正しかったと言われたら、じゃあ後、入ってますよね。10月になって1万4,607円。あの防災行政無線に、大竹中にあるいっぱい立ってるやつをまとめて、期間は10月から多分、3月までだと思います。でも1万4,607円です。あほみたいな金額です。これを払えない理由なんかどこにもないわけです。結局、私は思うんですけど、この担当者、ペナルティーも何にもない、例えば市長、注意とか訓告とかなんとかあるじゃないですか、そういうものが何もないんですか。公務員天国ですよ、極端に言えば。私の前で、「保険に入らんでええ。」って、「じゃ、火事になったらどうするんや。」って言うたら、課長は黙ってましたよね。火事になりますよ。だから入ったんでしょう。「ありゃあ入らんでええんや。」って言うんやったらそれで結構ですけども。ちゃっかり保険に入っとって、それで「ありゃあ、過失じゃありません。」て、そういうそれこそ強弁なんですけど、そういうことをするから市民の信用がなくなるわけです。現に、防災無線には雷がたくさん落ちてますし、ほかの自治体でも保険には入ってるはずで

そして、あるところで聞きましたけど、例えば、さっき、橋には入ってない、道路にも入ってない。どうか知りません。だけど、さっき工業用水なんていうような話もありましたけど、あれは営業保証の話だと思いますけど。いろんな保険があるでしょうけども、例えばこの全国市有物件共済会でいえば、自動車共済と建物共済しかないんですと、建物共

済の中の拡大解釈としてこういうものがあるんであって、まさか橋は入りません。「橋はやってません。」とおっしゃってましたけど。でも、やっぱりミスはミスでしょう。どんなペナルティーがいいか私はわかりませんが、やっぱり入らんかった。1回入らんかったら、継続で手続するときに、前回のリストを見てやるじゃないですか、人間て。だから、最初のときに入らんかったら、次の年、次の年はつい忘れてしまう。これはしようがないと思います。でもその分、最初のやつが悪いんです。後からつけた理屈でしょう。

「防災絡みだから要らない」って。私から見たら大うそですよ。最初がミスをしたんですよ。その後は繰り返したから、そりゃやむを得ない要素はあると思います。ずっとやってきて、「まあ、あいつに言うのはかわいそうやね。」っていうのもわからんことないですけども。やっぱり白か黒か。一応ははっきりしてほしい、組織ですから。公のものを預かっているわけですから、そのあたりいかがでしょうか。

○副議長（二階堂 博） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員のおっしゃるところ、もし行政でミスがあったら、今後同じようなミスを犯さないためにどういうふうにしていくかということを含めて、大変重要なことだというふうに思います。今回のことに関しましては、どういう叱責をしたのか。自分は、職員に対して、このことに対しては、「きちっとメーカーからお金をもらってこい。」というようなことを厳しく言ったわけですが、弁護士とも相談した中で、裁判にかけてもそのことが難しいという判断の中で、そのことについては、取り下げをしたわけですが、職員については、厳しくこのことについては話をさせていただいております。ただ、組織として公的にどういうふうな処分の仕方をするかということについては、法令違反、その他いろんなことについて総合的に勘案した中で、最終的に結論を出したいというふうには思っておりますが、今のところ、当人につきましては厳しく言わせていただくということ、そのことを言わせていただきました。

それと、もう一点、予算をつけますことについては決裁が回ってきます。保険に入りますからお金をくださいというところには決裁が回ってきます。保険に入らないからという決裁が全然ないという行政の欠陥が、今回、露見をいたしました。そういうことで、市の公有財産等につきまして、全てのことに關して、これから経済性その他のことを考えて、同じようなミスがないようなことについては、再度、御指摘いただいたことについては大変重要に考えながら、次の手を打ってまいりたいというふうに考えております。

そういうことで、今回の件につきまして、法的にどうかということにつきましては、私自身の判断の中では、法的には逸脱がなかったというふうに考えている中で、こういう措置をさせていただいたこと、そういうことをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（二階堂 博） 日域議員。

○10番（日域 究） まあ、そうかなと思いますけども。確かに、実際に市長というお立場であればなかなか難しい。人間、感情がありますし難しいところはあると思いますが。少なくとも、「これが黒ってなったら、大変じゃけん、意地でも白って通そうね。」っていうんじゃおもしろくないわけで、やっぱり100悪いか、10悪いか、1悪いかはともかくと

して、ある程度のミスはあったと。そりゃ、いかなることでも、さっき「保険に入らないっていう決裁はない」っていうのと同じように、仕組み上の問題もあるでしょうし、いろんな判断があるんですけども、最後になって、「あれは防災関係のものだから入らないんだ。」って言った後で、「入ってる。」って、やっぱりその辺矛盾を感じます。だから、保険に入っていれば1,600万円の予算は要らんかったわけですから、そういう意味で、このことはもうちょっときちんとしてほしいな。メーカー行ってもらってこいっちゃうのはわからんことないですけども、それがだめやったけん、ちゃらっていうのは、ちいと優しい市長さんやなっていう気がいたしますけど。以上で終わります。

3番目に行きます。実を言うと、何度も何度も言いますけど、私はど素人ですから、こういうことをやりながら実際勉強してるんです。それで、この予定価格ですけども、まず最初言いましたけど、「予定価格をはじき出したプロセスを示すものがありますか。」って言ったら、「不存在」って返ってきたわけですよ。あり得ないじゃないですか、そんなものが。その前にもらったものがありまして、これはプロポーザル方式で公募することがいいか悪いかっていう是非、是非というのが庁議にかかるのかという気がしますが、庁議のメンバーの方も大変だなと思います。でも、ここにこういう文言があるんです。プロポーザルという定義もはっきりしませんが、その前に、適正価格という言葉が何度も出てきます。要するに適正価格で売らなくちゃいけない。要は市の財産ですからね。適正価格じゃなければ売れないわけです。適正価格じゃない値段で売るときには、議会の承認を得るというのが地方自治法の96条と237条に出てきますけど、売っちゃいけないとは書いてないです。そのかわり議会にそのことを説明して、オーケーもらったらいいって書いてあるわけです。

ただ、ここの庁議の文言を読むと、平成23年11月4日の出したところが監理課ですけども、「大願寺地区造成地の土地売却について」その中の課題・問題点という欄に、「予定価格(最低価格)の設定について、近隣宅地開発地(アクラス大竹)とのバランスを考慮しつつ、宅地分譲地として完売可能な価格を見越した上で、適正な価格設定を行うが、鑑定評価と比較とすると低額になる可能性がある。」と書いてあります。これは、大竹不動産開発株式会社の取締役会の話なら、非常によくできた文章です。でも、適正価格とかという話は、この中にはありませんよね。実を言うと、この前、私は県庁の中をぶらぶらしたんです。それで、何か所かで、あるところでは1時間くらい、参事という方は暇なのかどうか知りませんが、あるところの参事さんと小1時間話し込んできましたけど。

例えば、その人は、工業団地のことを言っていました。工業団地を造成しますよね。コストが発生します。それは当然、売却して回収するんですけど、なかなか思うようには売れない、かといってほっとくわけにはいかない。そうすると、値段を下げるわけにはいかないから助成金を出すんだと。だから大竹の工業団地でも、大竹は助成金をつき合っていましたよね。だから、企業のほうはねって、圧縮記帳でしょうねって、まさか。「お金もらいました。所得です。」って言ったらばかみたいですから、それは当然、圧縮記帳でしょうけども、行政としては、100円につくったものは100円で買ってもらう。だけど100円が通らんかったら50円ほど助成金を出しますよっていう処理をするんだとおっしゃってま

した。

あるところでは、広島県ですから広いですよ。売りにくい場所もあるでしょう。どことは言いませんけど、郊外のほうへ行ったら。中のほうへ行ったら売りやすい土地もありますよね。「今、抱き合わせ販売を検討してる。」って言いました。要するに、鑑定評価した金額じゃ絶対に売れん。だけど鑑定評価した金額より、倍ということはないかもしれませんが、それより確実に高く売れる土地もある。変な話、抱き合わせ販売って、大体いいイメージはありませんけども。でも、そこまで、まだ決定じゃないけど、官の中でやってるんだって。それはちょっと若い方でしたけど。そのくらい鑑定評価っていうのは大事なんです。彼らが言うのが、「そりゃ、国家資格を持った鑑定員ですよ。」って、「それが幾らって言ったものを、それを黙って安くするわけにいかないじゃないですか。」って。そう考えてこれを読んだら、大間違いですよ。これは大竹不動産開発株式会社の取締役会です。

さっきの、市長、ちょっと読んでいただきましたけど、今回の議案、まず安く売るっていうことはどこにも出てません、議案にはね。北地部長が、議案上程のとき読んだ文章がここにありますが、「本件は、大願寺地区造成地の住宅用部分について、本年11月の公募の際に希望があった者に対し、処分しようとするものでございます。」と書いてありますけども、ここに、全部を買ってくれる業者がいた。購入価格が幾らだと書いてありますけども、ここに、「鑑定評価額より安いけど、売ることにしたから認めてほしい」という文言がどこにも入ってません。これもさっき市長がおっしゃいましたけど、たまたま大井委員の質問に対して、3億3,777万8,342円ということがいわれてますけども、これも、もう一回繰り返しますが、「これから最低落札価格、これは我々でいう予定価格ということになりますけど、予定価格は3億3,777万8,342円でございます。これを上回っていたということで、この分については問題なくクリアしております。」っていうのが課長の答弁です。「問題なくクリアしてます。」って、そりゃ問題なくクリアするような金額を決めたんでしょうけども、適正価格が7億円だとすれば、7億円が3億3,700万円にどうやってなったかっていうのは、非常に大事なことです。そこで説明が漏れましたっていうんならまだわかるんです。「資料出せ。」って言ったら、「ない。」って言ったんですよ。一番肝心なものがないんですよ。それからこの13万9,000円とか10万9,000円もありますけど、確かに一理はあります。それと、不動産鑑定士が5年先の価格を言うんですか。こんな仕事はしてないですよ、この人らは。それじゃあ不動産予想士じゃないですか。これ、見れば見るほど一番肝心な。それともう一個、この金額を伏せてありましたよね、予定価格は。伏せてあって公募ですよ。11月8日でしたかね、最初の全協のときに、私が副市長のほうを見て言いましたよね。「金額はわからなくて、どうやって絵を描くんか。」って。その金額は、私はさっきから何度も言います、無知ですから。金額は知らなかったんだろうなと思いますけども。一般的にはわかるんです。予定価格っていうのは、県の人と言うみたいには、鑑定評価額から逃げないとなったら、あの鑑定士じゃたら10億って言うし、この鑑定士やったら3億って言う。そんな鑑定士はいませんよね。鑑定士たるもの一応の基準でやりますから、差はさほどないと思うんです。しかも、それより高いけど、あそこは売れ

んと困っとるんじゃないけえ、安いじゃろうなどは思うでしょうね。普通の業者は、一般的な業者は、あそこが7億円もつれっという鑑定評価額はわかると思うんです。言わずもがな。そしたら、幾ら何でも、そのあたりが予定価格よねって、そしたら計算したら合わんよねって。そしたらまた流れるよねって。だから、こういうふうにも公募する。しかも鑑定評価額よりかがんと下げるんじゃないったら、下げた状態で議会の承認を得て、そしてここまで下げましたって、堂々と公募に条件を付して公募すべきなんです。そしたら、この応札した業者をここに書きましたよね。応札したことが不思議なんですけども。世界のとかか日本の一般常識から見たら、外れてるところに、たまたまそこに金額の掲示があるんですよ。余りにも私は不自然に思うんですけど。さっきの評価を決めたものがない。課長は、「市長と電卓たたいて決めました。」って。この鑑定評価額って1円単位までありますよね。これ計算してますよね明らかに。おなかを裂いてみたら、中は空だったんです。何があるんだろう。売れなかったんで苦労されたことはよくわかります。それがうまいぐあいに行ったらいいと思いますが、最後の段階で、何で予定価格がこんなに軽んじられたんかなというのがあります。

もう一つ聞きます。予定価格調書というのがあるんです。調書は誰がつくられましたか。それもあわせてお尋ねします。

○副議長（二階堂 博） 監理課長。

○監理課長（青森 浩） 予定価格調書は、決裁権者ということで、今回については市長のほうで記載しております。以上です。

○副議長（二階堂 博） 市長。

○市長（入山欣郎） 大願寺の土地の売却については、何回も売却失敗ということで、応募をしてくれなかったということで、ずっと苦労をし続けてまいりました。職員のみなどと、議員が今、指摘をされた適正価格で売るという適正価格について、職員みなどと議論をいたしました。民間の感覚で申しますと、商売上、経済上、売れた価格が適正価格だという感覚を自分は持っております。それが、鑑定評価で、売れた値段以下で売ったら、「市長、それは訴えられますよ。」というふうに職員のほうが申し出て、一番最初の入札のときには、そういう答弁をさせていただいたというふうに記憶をさせていただいております。そんなのは売れるわけがないと、下がり基調の行政の資産を売却するときに、下がり基調であつたら、そのときの評価をしたもんで売ろうとすれば、それ以上で売れるわけがないということで、ずっと大竹中の公共の土地を売りそぐねてきているという現実に出くわしている中で、それは何とかしなきゃいけないということで、職員の皆さんにも、「適正価格ってそんなことじゃないじゃろ。」と。「もう一回、よう事例をしっかり見て、勉強してくれ。」ということはい続けてまいりました。その中で、前副市長ともしっかり話をした中で、適正価格というのは、いわゆる固定資産の今の評価をするときに、いろんな評価の方法があると。原価主義をとってみたい、それから今回やったように将来のことを考えて、利用価値を考えた中で正当に判断するとか、いろんなやり方があります。そして、その固定資産の評価額について、業者によって大きな乖離があることも、現実には、大竹の中では専門学校の売却のとき、売り手側と買い手側がそれぞれ適正な評価員を選んで評価し

たところ、大きな差額があるというようなことの事例にもあった中で、いわゆる固定資産評価額が全てのことではないということについて、職員にも理解を求め、そして判断をするに当たっては、それじゃあどういふふうな公平な中に、適正な、いわゆるちゃんとした理屈の立つ値段になるかということについて、しっかり計算してくれと。そういう意味では、実際に売れる価格になり得る、その理屈がきちっと通るようなことは、しっかり考えてくれよと。今の現状で、三井化学の社宅の跡地が売り出される、それじゃ、実際に業者の方がそこを買い取って、実際、自分が宅地開発をしてやっていただく中で、実際に売れる価格になり得るのは幾らになるかということも、一つの判断基準じゃないかというようなことでの計算も一つさせてますと。

そして、その中で、最終的な値段を決めるのは、いつも私でございます。物をつくるときに、自分は仕事をやっておりましたので、物がわかる部分もあります。わかる部分につきましては、予定で職員が提示した金額について、物によったら下げたり、物によったら「おい、これでできるわけじゃないか。」と、「原価、考えよ。」というようなことで指示する場合があります。最終的な責任は、もちろん私にあります。その中で、自分は、あの土地は幾らなら売れるかなと。民間のディベロッパーが、この経済情勢の中、それから自分自身が何とか売りたいということで、大手ゼネコン何社かに回って、何とかあれを開発してくださいとお願いして回っても、大手ゼネコンすら動いてくれない。その状況の中で、また、消費税がいつ導入されるかわからないこの経済情勢の中で、リスクを背負って買ってくれる値段が幾らかと。最終的には、自分の今までの商売の感覚の中で、自分なら幾らなら商売するな、勝負するなと、自分なら当然、幾らだなというのが一つの判断基準でございます。これはもう一番最初に失敗したときから、自分は言い続けておりましたが、具体的には、今の7億の金額の半分以下と、これでなきゃ自分自身なら商売できんなという感覚はずっと持っていたような次第でございます。別にそれにあわせてくれというわけじゃございません。職員の皆さん方が、一生懸命それぞれの正当な価格はどうなんかということを経験した上で提示された金額、そのことにつきまして判をついたような次第でございます。

それで、今回のことにつきましては、全部を1社が買い取ってくれるとは限らないと。前の状況を見て、大変厳しい状況の中にあるということで、部分的にも買ってくれる業者があったりして、いろんな提案の条件がいろいろあろうかというふうに考えた中で、プロポーザルということで、評価点を決めてやる方式をつくらせていただいたわけでございます。そういう中で、今回の業者が、この経済情勢、消費税がいつ入るかわからないあの状況の中で、大手ゼネコンすら誰も相手にしてくれなかったあの土地を、リスクを背負ってちゃんと購入してくれたことについては、私は感謝申し上げるような次第でございます。そういう意味で、自分自身が一番苦勞しておりますのは、今、議員が御指摘の予定価格、このことを決めること、このことが一番大変苦勞している日々の仕事であります。そういう意味で、ぜひ今回のことについては、御理解いただきたいというふうに考えます。

○副議長（二階堂 博） 日域議員。

○10番（日域 究） 市長のおっしゃることは痛いほどわかります。ただ、適正価格とか、

不動産鑑定士もそりや人間ですからね、私の記憶では、競艇議員をやっているときに、あそこの賃料を、借りる側と貸す側がいるわけです。ちょうど1対2の関係でした。だから鑑定士って、こういうもんかって思いますけども、でも鑑定士先生ですから、鑑定士先生のことを聞かざるを得ないんで、ある意味、安く売りたいかったら安い鑑定をしてくれる人を探しゃあええと 생각합니다。

ただ、民間的例を引いて説明されましたけど、例えば、会社でも、会社の大きさとかあれによって違うと思いますけども、ちっちゃなもんだったら別に担当課が適当にやりゃあいいかもしれません。大きいもんだったら、当然、取締役会にかけて、「これこれこういう案件があつてこうなんじゃけど、世間相場じゃこうなんじゃけど、ちょっと無理じゃけんこうしたい。」って言って、取締役の連中のところで、ある課長か部長か知りませんが行って話をして、ほんで「どうしようか。」って言って「えかろう。」って決裁もらってスタート。今回の仕組みで言えば、そりや、地方自治法を見れば、議会なんです。議会の承認とあるわけですけども、このさっきの北地さんの名前ばかり出して申しわけないですけども、提案理由とかそれから、そういうものを見て、その段階では予定価格は出てこないわけですから。だから、予定価格より安いけど売るっていう話はないんですよ。だから、それを取締役会に黙って売ったっていうことに当たるんだと、私は思います。黙って売るメリットがどこにあるんかって思うんですけども、課長のお話で、「金額言うたら、その辺にみんな張りつく。」って言うんですけど、張りつけば大正解ですよ。大竹のディベロッパーが買ってくれて言っても、あの金額じゃあ寄りついてくれなかったはずでしょう。それが、そこだけです。ほかの例を引くみたいに、予定価格を公表したら皆さん、そこへ並んでしまうって、これは詭弁ですよ。7億円じゃったら、7億円かどうか知りませんが、いわゆる適正価格というか不動産鑑定士の値段でいったら、多くの開発会社は寄りついてくれません。3億5,000万円だつたらどうか知りませんが、3億三千幾らって決めたわけですよ。内輪で決めたわけです。その内輪で決めて、「それを公表したら、みんな同じにそろってしまうからまずいんです。」っていう説明は、おかしいでしょう。不動産鑑定士が7億円でしたって、7億円にずっとこだわるんだつたら、「困った、困った。」でいいですよ。あんなふうに5年先、10年先って、今、自由なドラマを書いてくれるのであれば、3億3,000万円でも3億8,000万円でも幾らでもいいですけども、これならおろうじゃあつていう話になったら、それをつけて公募すりゃあいいじゃないですか。金額がわからなくて、どうやって公募を。あのかの11月8日、私が副市長に向かって言ったことですけども、底抜けですよ。鑑定でも何でもなくて、「このぐらいただつたら売れるだろう。」って言って皆さん考えた金額を内々に持ってるだけです。それで公募して、プロポーザルといつても、これはどっちかといつたら、そっちのほうがアンフェアじゃないですか。ほかの業者は来れません。私は、そこをすごく感じるんです。公募していったら条件を付するのが公募でしょう。どうでしょう。県の人の方が優秀かどうか知りませんが、あれだけ彼らがこだわっていた適正価格というものを、ここまで柔軟に扱って、なおかつそれを非公表で、ここにあのかのときの売り払いの分がありますけども、何も書いてありません。ここに書いたらいいですよ。「いやあ、7億円という評価なんじゃ

けど、とても売れんじやろうし、あんたらも買わんじやろうけん、大竹市はこれを3億3,300万円にしました。」と、「3億3,000万円以上だったら受け付けますから、いろんなアイデア出してください。」と言ったら、アイデア出すかもしれませんけども。その3億3,000万円と書かずに一般公募って言ったら、公募って言いづらいですよ。非常に特殊な経済下における現象ではあるんですけども、普通やったら高いもん買えるわけですから、自由につけりゃあいいんですけども、採算が合わなかったらつけませんよね。そのときに7億円ぐらいが、グラスシーリングという言葉がありますよね、アメリカでも女性が余り出世できないっていう見えない天井っていうのをグラスシーリングっていいんですけど、これなんかはそういう見えない何かがあって、幾ら何でも6億か7億かそんなもんよねって、ほかの人が思っているところで、実際は3億3,000万円だったときに、3億3,000万円で3億5,000万円と言えるかいなっていうのがありますね。やっぱり公募の形をなしてないと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○副議長(二階堂 博) 市長。

○市長(入山欣郎) 事が終わって買ってくださった後に、いろんな業者の方が、「それならわしが買うたんじゃ。」という方がいらっしゃいました。私は、そういう業者の方にも、いわゆる1回目、2回目という形でお目にかかったことがあります。そういうどの業者に対しましても、予定価格等については、一切言わず、「とにかく入札してください。」と、こっちの腹は、例えば予定価格がその時代5億円であったとして、4億円で入札があったとしたら、4億円で議会に諮りながら、「予定価格より低いけど、売りたいけどどうですか。」ということ、図る気構えでございました。だから、業者の方々には、「予定価格は関係ないです。」と。「とにかく応札してください。」ということをお願いしてきたわけでございます。

それから、大手のゼネコンに向かいましては、「幾らなら企画ができるんですか。」と、具体的に申し上げました。そのときは、まだ直近でなくて、まだ1回目、2回目の時代でございましたので、大変経済的にも厳しい時代、大手ゼネコンは、土地の資産売却についての、投資に対しては銀行が金を貸さないという状況の中にあつたということで、「幾らであってもだめです。」と。「事業計画を立てることが不可能です。」という返答があつたわけでございます。そういう大変苦勞する中で、3回失敗して、ずっとやってきたわけでございますので、議会にも、「売るためのあらゆる努力をしまります。」というように話をさせていただいた中で、もちろん、ある議員の方は、「営業せえよ。」というように話もいただきました。当然、営業もまるでしなかったわけではありません。そういうことで、いろんな範囲の中で、自分が範囲を決めさせていただいたということで、多くの業者の方が「3億5,000万円なら買うたのに。」っていうふうにおっしゃいますが、私はその言葉を信用いたしません。私は、そういう方々にも、「売りますよ。」と言ってきたわけでございますので、ぜひその辺のことは判断の中に入れていただきたいというふうに思います。ぜひ、あの経済情勢の中で、消費税がどうなるかわからない中で、あのリスクを背負って3億5,000万円、ひょっとしたら1億5,000万円か2億になるかもわからないような物件を買ってくださったわけでございます。こちらは、条件としては、「いいま

ちをつくってください。」と、「いい団地をつくってください。」というのが、いつも来られる業者に対する同じ言葉でございましたので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（二階堂 博） ちょっと日域議員、あと2回ある。2回とも言われると思うので、一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は3時45分。

次、日域議員、4回、5回をお願いします。

休憩します。

~~~~~○~~~~~

15時30分 休憩

15時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

10番、日域議員の再質問から行います。

副市長。

○副市長（大原 豊） 日域議員の発言の前に、今の日域議員への答弁の中で、市長の答弁のほうで、本来鑑定評価と発言すべきところを、固定資産評価と間違えて発言しておりましたので、訂正のほうお願いいたします。以上でございます。

○議長（西川健三） それでは、10番、日域議員。

○10番（日域 究） 要するに、あのこと自体が今現在に起こっていること自体が、私は全て否定する気なんかさらさらないんですけども、ただ手続として、この適正価格というのがまずあって、それは製造原価であったり鑑定評価であったりするっていうふうになってるわけです。要は、市民からの預かりもんといいますか公の財産ですから、そういうふうになってまして、それをその値段以上で売るやつは結構なんですけども、それを下回るときには、これこれしかじか、今回のケースは特別なケースだといえば特別なケースかもしれませんが、要するに、極端に言えば、市長というか執行部の一存で、「こりゃ、これこれしかじかじゃけん、安うせにやいけんのんよ。」って言って鑑定評価額より安く売れるようになると、これはモラルハザードっていうことになるわけです。だからこそ、金額を下げて適正な価格でない場合には、議会の承認が要るっていつて地方自治法にわざわざ2カ所も書いてあるんですけども。

今回の議案の提案の中でも、それから生活環境委員会の中の質疑応答の中を見ても、議会に低価格であるけども、これこれしかじかだから売らなくちゃいけないんだと、そこんところをわかってほしいという空気を私には感じられないんですよ。確かに10年先、5年先っていうのは、そりゃ一種のロジックであって、計算したらそうなるっていうことがわからんことはありませんよ、もちろん。最初につくったか後につくったかは知りませんが、わからんことはないですけども、そうしたいっていうことは先に言ってほしい。そして、市長は企業のことをおっしゃいますけども、企業であっても、大竹市における大願

寺っていうのは、企業に置きかえてもかなり企業の命運にかかわる大きな案件だと思えますけども、そのときに、例えば支店長決裁でやってしまったとかいうわけにはいきませんよね。だから、例えば雇われ社長だったら、オーナーに相談ぐらい行くわけです。そして議会で話があってもいいだろうと。それが、ここの地方自治法の定めなわけです。それから見たら、相当に手続的に、抜けてしまっている部分があるんじゃないかと思うんですけども、それと同時に、最初の話に戻りますけども、調書を決めたここで、例えば、「10年後まで我々は計算しておりませんが、今回の不動産鑑定士の見込みは、現在の坪単価が13万9,000円と見ております。その中で我々は、5年後の単価を10万9,000円というふうに見ています。その中で計算した結果が、先ほどに戻るんですが、予定価格というふうに戻ってきます。」って書いてありますよね。これは何を根拠に話をしたんですか。課長の口から出任せですか。これで、予定価格をつくったのであれば、その記録はないんですか。さっきから何回も言いますけども、最初は最初、最後の結論について、私はいいとは言いませんけども、悪いとも言いません。それはなるようになったんですから、しょうがないと思いますが、途中のプロセスが抜けてませんか、私は思うんですけども。要は、情報開示を請求したら、「不存在」って、あのショックは大きいですよ。「不存在」って。でも、ここに言ってますよね。それは、なぜないんですか。「後からつくことはできる。」って、あのとき課長は言われましたけど、「後からつくったんじゃないけんし、ないんです。」って言われましたよね。そんなもんなんですか。あのとき、「100円の物を100円で売るんならルールがあります。」って課長はおっしゃいましたよね。それでは7億円の物を3億5,000万円で売るときには、記録もないのかってなるじゃないですか。大き過ぎてぴんどこないっていえば、確かにそういう面もありますが、だけど、何も無い。市長の本心は、私はよく理解できます。だけど、手続上、大竹市という地方公共団体の手続上、やっぱり何か大きなものが欠落していませんかと思うんですけども、その点は、課長の答弁があって、でも記録がない。だからこれこれしかじかにつくったっていう事実があるからこそ、委員会答弁で言葉が出てきたわけですよ。でも、「記録を出してくれ。」って言ったら、「ない。」って返ってきたんです。この矛盾というのは、なかなか消えませんよね。矛盾は解消されてませんよね。その辺は、市長が記録することはないかもしれないから、誰か知りませんが、なぜそうなんですか、お願いします。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 済みません、課長のほうのちょっと説明不足で。

過去3回失敗しました。当然、設計書に当たるものはあったわけで、3回目につきましては、きっちりしたものが存在します。今回売った4回目につきましては、考え方自体は基本的に全く一緒なので、ただ数字を若干いらったというだけで、そういう形の中で、参考資料となる金額は設定いたしました。以上です。

〔不規則発言あり〕

○議長（西川健三） 内容については、日域議員のほうの説明している分を受けてから言ってください。座談してはいけませんから。

もう一回、今の分について、副市長。

○副市長（大原 豊） 紙に書いたものは3回目までは、しっかりちゃんと計算式、こういう考えでやりましたという設計書というものは当然、1回目、2回目、3回目とある中で、もう4回目につきましては基本的なパターンが一緒なので、考え方も一緒なので、ちょこちょこっと書いたような形のものはあるかと、ちょっとあったかどうか知りませんが、もう単純に計算式があるわけですから、この10万円が15万円になるんだねというだけで、すっといった形の書類なので、課長が電卓をたたいただけだという表現になるのかと思います。基本的なパターンも全部、何年で売るとか、もとの評価がどうかとか、どういう経緯が要るとかというのは、ちゃんとパターンとしてありますので、電卓さえたたけば簡単に出るというような形で、第4回目はやっております。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員、最後ですので、慎重に質問のほう。

○10番（日域 究） 済みません、何回も水かけ論的になってきた気がしますけども。

いわゆるルーチンワークといいますか、定期的にぐるぐるあるような仕事じゃないから、なかなか難しかったのかなという気はしますけども。でも、「4回目じゃけえ。」っておっしゃることも半分は理解できますけども。でも、あの委員会で課長がおっしゃったことは、10万9,000円とか13万9,000円ていうのは、手元には紙はないんですよね。そろばんの得意な監理課長が、頭の中にあった数字をおっしゃったわけですか。電卓ですか。そりゃいいんですけども。ちょっと腑に落ちない点はありますが、ここでこれ以上言ってもあれですから、もうやめなくちゃいけないなっていう気があります。

ただ、このきっかけになった裁判の判決があるんです。これを、誰か知らんが、うちに郵便で送ってきたんですけども、これは最高裁の判決なんです。これは、もちろん監理課長さんにはお渡ししましたけど。要するに、これはどこかの遠くのまちですけども、金額もかわいいもんですけども、ある業者に砂利を安く売ったのがおかしいっていう裁判がありまして、この中で、最高裁が高裁に差し戻すときの判決を要約すれば、「地方自治法237条の2項、議会の議決があったというためには、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上、当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要する。主文は、本件を仙台高等裁判所に差し戻す。」ってなってるんですけども、この判決を難しく考えることもなく、地方自治法を見れば、要するに一つの会社ですから、会社が最高意思決定機関に諮らずに、「こりゃ副社長に言うたら、話漏れるけん、副社長に黙っとけ。」とか、「うちのオーナーに言うたら、オーナーは口が軽いけん、すぐにどっか言ってしまうけん、オーナーにないしょでやっとかにや、ええがにいかんで。」っていう、そういう趣旨に見えるんです。議会を信用して、手順を踏んでやってほしい。今回は、これでよかったかどうか知りませんが、とりあえずうまいぐあいにいったと、市長の思惑どおりいったんなら、それはそれで一つのいいことだと思いますが。「予定価格って、売れそうな値段を決めりゃええんじゃけえの、あんとき大願寺ちゅうのは、あんなん何億っちゅうのをやったんじゃけえの、これはこれでええわいや、あれでええわいや。」って言うたら、予定価格も鑑定評価も要らなくなりますよね。そういう意味で、ちょっとね、これについて、疑念を持ってる多分、職員さんも多いんだと私は思います。こんなもの、普通の人は知りませんから、多分、私は、予想では、職員さんの中の一

人かなと思いますけども。やはり、出るところに出ても、きちんと筋が通るような、なかなか難しいかもしれませんが、執行といえますか、やってほしいなと思います。ありがとうございました。以上です。

○議長（西川健三） 続いて、2番、大井 渉議員。

〔2番 大井 渉議員 登壇〕

○2番（大井 渉） 市民ネットの大井 渉です。最後の質問者でございますので、お疲れだと思いますけど、よろしく願いいたします。本日は、2つのことについて、質問させていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず1点目でございますが、地域担当職員制度の取り組みについてでございます。以前にも、一般質問で地域コミュニティと自治会組織のあり方ということで、質問させていただきましたんですが、そのときは、非常に消極的な御答弁でございましたので、再度、きょうこうして、改めてこのことについて質問させていただきます。

この制度の内容は、タイトルどおりでございます。各地域を職員の皆さんで担当し、地域の行事や自治会などとの連携・協働のまちづくり、市民が主役のまちをつくることでございます。全国でも千葉県習志野市や青森県弘前市、三重県伊勢市など、大阪では八尾市、恐らくもう既に組み込んでおられるまち、それから検討しておられるまち、それは、もう100を超えるんじゃないだろうかと考えております。最近でございますと、広島県では東広島市が、つい数カ月前ごろ新聞で大きく取り上げられました。千六百数名の職員がおられますが、この職員全員を東広島市内の担当に張りつけるということを、市長さんが打ち出されました。これは、もう時代の流れだろうと私は考えておりますので、大変申しわけないんですが、しつこく質問させていただきます。

言うまでもなく、大竹市においても、第五次総合計画などに協働のまちづくりを重要事業に位置づけております。地域の行事、例えば自治会の総会であったり、清掃作業であったり、スポーツの大会であったり、盆踊りなどの納涼祭など、こういう行事に積極的に職員の方が参加をしていただき、地域を知り、地域の市民の声を聞き、協働のまちづくりを目指すという事業でございます。最大死者が32万人を超えるといわれる南海トラフの地震など、こういう災害等でも、そういう地域を職員の方が知っておれば、先導的な役目を果たすことができるものだと思っております。人口が減少し高齢化の進行の中で、職員の方々がその役割を担っていただければ、確かなまちづくりの一步になると思っております。市長の御見解をお聞きいたします。

次に、財団法人大竹市文化振興事業団の解散による職員の処遇について、また廿日市と一部事務組合を組んでいる事業であります宮島競艇施行組合の職員の身分についてお聞きしたいと思います。

先般、開催されました総務文教委員協議会で、財団法人大竹市文化振興事業団の解散ということ、職員の処遇につきまして、執行部より考え方が述べられました。職員の皆様が安心して業務に取り組めることをいち早く決めてあげないと、不安を抱えたままでの業務では、働く意欲も減退し精神的にもよくない状況だと思っております。公務員としての門戸を開きたいとのお考えですが、給料を払うのは市民の皆さんです。市民の皆さんが、納

得の行く説明なり、我々議会としての解決を考えていかなければならないと思っております。

同じく、廿日市市と一部事務組合を組んでおります宮島競艇施行組合の職員の処遇でございますが、一部事務組合は、地方自治法第284条第2項に明記されております特別地方公共団体でございます。もし、合併あるいは道州制への移行、あるいは業績の悪化などにより、解散ということもあろうかと思えます。やはり、宮島競艇にも、先ほどお聞きしましたら、正職員の方が25名くらいおられるとお聞きしております。この職員の方も、今、宮島競艇の売り上げも非常に落ち込んでおまして、「我々の処遇はどうなるのだろうか」と不安を抱えての仕事というのは、非常に精神的に悪いものだと思います。私はよくわかりませんので、特別地方公共団体の職員だと思っておりますが、この2つのことにつきまして、御答弁のほどお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 協働のまちづくりというわかりにくい概念を、地域担当職員制度という具体的な例を引き合いに出されながら、また一部事務組合という一般にはなじみの薄い地方公共団体の仕組みについては、宮島競艇施行組合という身近な例を使って御質問をいただきました。御質問がないと議論する機会もないものでございます。ありがとうございます。

それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

1点目の地域担当職員制度の取り組みについてでございますが、わがまちプランでは、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることにより、市民自治を推進・促進していくことにしています。協働のまちづくりとは、地域の課題について、市民と行政が一緒に考え、お互いの役割を明確にしながら、課題の解決に向けて取り組んでいくことでございます。これから、市民と行政が協働してよいまちをつくっていくためには、市民の方々とともに考える仕組みをつくるのが、とても重要であると考えております。

その試みの一つとして、年間9地区で開催される地区懇談会の場で、地区内の課題等について、要望をお聞きすることだけでなく、地区住民の方々と市の幹部職員が、ざくばらんに意見を交換する時間を設けることといたしました。第1回目は、8月1日に開催された小島地区懇談会では、市職員が進行役となり実施したところでございます。1時間程度の時間ではありましたが、地区の方々も活発に意見を述べられ、有意義な意見交換ができました。次は10月に開催される予定ですが、同じような形で、今後も続けていきたいと考えております。

また、全職員が仕事を進める上で、常に協働の視点に立って考えていくよう、現在、研修等を通じて職員の協働に対する認識を深めております。これからは、職員が率先して地域に出向き、市民の方々と情報や課題を共有しながら、地域における諸課題について一緒に考えながら解決を目指していく機会がふえると考えます。

私が進めようとしております市民自治は、市民と行政との信頼関係がなければ成り立ち

ません。お互いの信頼関係を築いていくためには、情報の公開や広報・広聴活動を充実していくことはもちろんのことですが、市民と行政との距離を縮めていくことが重要でございます。職員はこれまでも、自分の住む地区の自治会活動やPTA活動の役員などを務めたり、主体的に地区の行事にも参加するよう心がけております。実際に、地区の行事や市のイベントなどに多くの市の職員が参加している状況は、今でもよく目にいたします。

御提案の地域担当職員制度についてでございますが、市町村合併により、自治体の規模が大きくなるなど、それぞれの自治体の事情により、導入に対する考え方はさまざまだと思います。本市におきましては、先ほども述べましたように、多くの職員が、地域の一員として活躍しておりますし、機会あるごとに市民の声を聞くよう努めておりますので、今のところ急いで制度をつくり上げるまで必要性は感じておりません。しかし、協働のまちづくりに向けての有効な手法の一つであるとは思いますが、本市が目指しているところに、本当に有効なものかどうか研究してみたいと思います。

次に、2点目の宮島競艇施行組合が仮に解散した場合、当該組合の正規職員の身分や処遇はどうなるのか、あるいは大竹市文化振興事業団の解散による事業団の正規職員の処遇との違いは何かということにつきまして、答弁をさせていただきます。

まず、財団法人大竹市文化振興事業団につきましては、8月20日の総務文教委員協議会の場において、国の公益法人制度改革による自立した法人としての存続が困難であるという判断のもと、解散するという方針について説明をさせていただきました。

また、解散に伴いまして、退職する事業団の正規職員を、主にこれからの社会教育の取り組みを實踐していく即戦力として活用することが、大竹市にとって最も有効であると考えまして、市職員としての採用に門戸を開くということについて、説明をさせていただきました。今後は、事業団職員を対象とする採用試験の方法、あるいは採用後の処遇につきまして、どのような形が最も適当であるかしっかり検討した上で、決定していきたいと考えております。

次に、宮島競艇施行組合についてでございますが、当該組合は、昭和29年10月に旧宮島町、旧大野町及び大竹市で構成する一部事務組合として、モーターボート競走法に定められた事務事業を、共同処理するために設立されたものでございます。その後、旧宮島町、旧大野町の廿日市市への合併に伴いまして、現在、廿日市市と大竹市の2市による一部事務組合として、現在に至っております。かつては、本市の財政運営に大きく寄与していたボートレース事業でございますが、近年は、売り上げが減少し配分金が見込めないという状況にあり、市民の皆様にも御心配をおかけしているところでございます。大井議員の御懸念はごもっともであろうかと存じます。そのため、中期経営計画を策定し、業績の回復、自治体の財政に寄与できる基盤づくりを目指して、職員が一丸となって鋭意経営改革に取り組んでいるところでございます。

さて、宮島競艇施行組合は、一部事務組合ですので、地方自治法上は特別地方公共団体という位置づけであり、当該組合が採用した正規職員につきましては、地方公務員法の適用がでございます。当該組合が解散するということになると、組織自体がなくなりますので、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により、廃職または過員を生じた場合

には、本人の意に反して免職できるという地方公務員法の規定によって対応することになるかと考えております。原則論で申し上げますと、法的には、分限免職となります。

しかしながら、宮島競艇施行組合は、法的には大竹市とは別の地方公共団体という位置づけですが、担当する事務は、廿日市市と大竹市が、本来、担うべき事務でございます。組織の改廃に伴い分限免職の対象となる職員に対しまして、その職員が、今後とも能力を発揮できる可能性があるにもかかわらず、何ら手だてを尽くすことなく、直ちに免職とすることは、やはり最良の方法ではないのであらうと思っております。仮に、解散という事態になれば、職員の処遇につきましては、廿日市市とよく協議した上で、最大限の努力をしていく必要があるものと考えております。

なお、大竹市文化振興事業団と宮島競艇施行組合では、解散後の職員の処遇に違いがあるのではないかとこのことにつきましては、大竹市文化振興事業団は民間団体、宮島競艇施行組合は地方公共団体という違いはありますが、両者とも大竹市とは別の団体ですので、解散後に、大竹市職員への採用について、門戸を開くかどうかの判断についての考え方は同じというふうに考えております。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） ありがとうございます。今、市長からお聞きしましたことを考えますと、地区懇談会で地域の人とそういう懇談の場を多くとるということをとるといふふうにお聞きしたんですが、先ほど壇上でも申し上げましたように、もう東広島さんでさえ、1,600人を超える全職員を地域担当制にしてると。先ほども壇上で申し上げましたけど、これは田中議員さんも先ほど一般質問されておりましたけど、南海トラフのそういう地震のときに、広島県内では800人くらいが最悪亡くなるだろうと、4メートル近い津波も来るだろうと。そういうことを考えたときに、安心安全それから近いようで市民と遠い市の職員。当然、国家公務員というのは非常に国民や市民から遠いです。だから、お話しすることも会うこともほとんどないと思っております。県の職員もないかもわかりません。そうなるが一番近くにおるのは、今、市の職員です。先ほど、市長が言われたように、そういう方は、大竹市内に住んでおられて、自治会のそういう行事にいろいろ参加されとる方もおられるかと思っております。だけど、それは自主的にされておるだけであって、こういう少子高齢化、それから先ほど何回も言いますようにそういう大きな地震、それから近くて遠い職員と市民のきずなといいますか人間関係っていいですか接点といいますか、そういうものがこの制度といいですか、この取り組みをしていただければ、そういう理解も非常に深まり、そして本当に協働のまちづくり、その中で地域を知り地域の声を聞き、それが施策に反映され、職員の方の意識も市民の方の意識も、私は両方ともいいほうに変わってくるんじゃないかと思っております。ですから、「検討の余地はある。」と市長が言われたんですが、これ以上再度質問してもお答えいただけるかどうかわかりませんが、そういうことをもう一度お願いいたしますので、何とか、せめて管理職の方だけでも、とりあえず来年の4月から、とりあえず自治会の総会だけは出てみようとか、清掃作業は出てみようとか、そういうところから始めようという前向きな取り組みといいですか協働の事業

のまず第一歩を踏み出していただけませんか、再度御質問させていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 自治会、いろんな地区にございます。私の知り得るところでは、かなりの自治会に今現在も、市の職員が所属して、いろんな役割をしております。また、議員の皆さん方も自治会に出られて、いろんな役割をされております。議員、多分、自治会に出られたらそういう職員が実際におるのも目にされているというふうに思いますが。そういうことで、職員を役割限定をいたしまして、現職のときから地域に割り振りし、それが職務であるということになりますと、今、多くの自治会で市の職員のOBの方々も大変よく働いてくださって動いてくださっております。職員が業務としてそのことをやりますと、OBになった途端に、その地域ではもう業務は終わりよねということで、せっかくそれから働いていただく方々に、そのチャンスすらなくなってくるようなこともあり得るかというふうに思いますので、今の状況で、職員の皆さんには、できるだけ地域で働いて尽くしてくださいということ、事あるごとにお願ひし続けておりますので、そういうことをやりながら、まず理解を深めるということ、そこからまずスタートしていきたいというふうに思いますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 1番の問題につきましては、ぜひ前向きに考えていただきたいと思ひます。

2番目の問題でございますが、文化振興事業団につきましては、先ほど市長が言われましたように、20日に総務文教委員協議会で市長の考え方を説明されました。市長の考えと申しますのがいいのか、文化振興事業団の理事会としての意見と申しますか、どちらが正しいのかよくわかりません。私は、ここに文化振興事業団の理事の方のメンバーの名簿を持っております。この方は9名でございますが、ほとんどが充て職の方でございます。本来なら、そういうふうに民間の組織が解散、清算、倒産、そういう形になれば、当然、そういう役員の方の責任も問われるかと思うんですが、こういう非常に市の外部団体という言葉はちょっと語弊があるかと思いますが、市が全額人件費を出しているようなそういう団体でございますので、理事の皆さんにも、本当にお願ひしてなっただいというふうな組織だろうと思っております。そうはいいながらも、民間で申しますと、先ほど市長も言われましたように、宮島競艇施行組合との比較でございますが、宮島競艇施行組合は特別地方公共団体でございますが、地方公務員共済組合に入っておられまして、あの人らには解雇・失業というのがないというのが前提でございますから、昔でいう失業保険、今でいう雇用保険には加入されておられないと思ひます。今、ここにおられる方も入っておられないと思ひます。私は、民間でしたから、当然、社会保険でございますので、解散とか早期退職とか倒産とかそういうことになれば、雇用保険を使いまして8カ月か10カ月の雇用保険をいただいて、次の仕事を探すというのが普通の考え方でございます。ここで非常に難しいのが、この役員の方、本来なら解散に、20年に国会を通過してここまでこういう状態になるということがわかつたわけですけど、この役員の方にそういう責任を押しつけるのもどうかなと思ひますし、そこで雇われておる職員の方が、全く職がなくなる

ということも、ほとんどの方が40を超えとってお聞きしておりますので、この前5月でしたか、ハローワークの有効求人倍率を見ましたら0.51とかという2人に1人は職がないというような状態でございますので、全員解雇という形になれば、次の仕事を探すのも大変だろうと思っております。

しかし、先ほど壇上でも申し上げましたけど、この人たちの給料を払うのは市民の人なんです。だから、市民の人が「しょうがないよね。」と、「そうだね。」と、「そういう待遇なら皆さんを雇用していないとまずいよね。」と、やっぱりそういう案を出していただかないと、我々が今度、市民に聞かれたときに議員として説明ができないと。これが一番まずいわけです。もちろん市長もそうでしょうけど、やはりなぜこの人らを、民間の人が解散になったのに公務員の門戸を開くんですかと。これだけ市役所あるいは消防でもそうですけど、ここに公務員試験を受けて入ろうと思ったら20倍、30倍の難関です。それが、何か特別な門戸を開かれて、特別な試験を受けられるのかその辺はわかりませんから、ぜひ議案で出していただきたいと思うんですが、一旦清算されて退職金を払われて、どういう公務員試験をされて、この前、市長の考えでは一般職員になるということで、一般職員になるということは、どこの部署に行っても構わないということだと思っております、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それから、議案としてお出しになるのか。この前のお話では、来年の予算委員会に諮りたいということでございましたんですけど、予算委員会では、今のような厚生年金から共済への掛けかえとか、それから退職金をどうするのか、それから基金といいますか約1億円ぐらい積んであるということですけど、その取り崩しはどういうふうに分けられるのか、そういうものを皆含めて、一つの議案として、これはぜひやっていただきたいと思うんですが、その辺についてお答えがもしできればお願いしたいと思います。

○議長（西川健三） 総務企画部長。

○総務企画部長（太田勲男） 前回の議会で申し上げました3月の予算委員会、3月議会のほうで、議会の議案事項として審議してもらった議案というものは予算の提案しかない。現時点で議案となるようなものがございません。大井議員が言われた内容について、議案となる想定がございません。まず、地方自治法自体にそういうものがございません。

もし、3月議会の予算案の提案でございますが、その中で、何らかの形で事業団の方の職員の方の例えば退職金の補助金とか、解散に伴う基金を例えば一般会計で全部を引き受けるよと、そのようものもありますし、今現在、補助金を出しておりますが、給与関係の補助金、その辺の関連したものの審議しか、議会の皆様方に付託するというか御提案するような議案というものが、現法律上は、私どもの判断では想定するものがございません、自治法上。まことに申しわけないんですが。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 「議案としてできない。」と言われても、それじゃ非常にわかりにくいですよ、はっきり言って。この前、20日、総務文教委員協議会で終わった後に、ちょっと一部の議員の方が、教育委員会から動かないというような特別な、特殊な採用ですからね、今回は。門戸を開くわけですから。ですから、一部の方は、教育委員会にずっ

と退職まで所属するというふうに思っておられる議員もおられました。それが一般職員ですから、今度は、どこの部署に配置されても問題ないですよ。そういうこと。

それから、今、基金ていうんですか、出資金じゃないわけですから、それが1億円あると。これの財産処分はどういう形で歳入で入ってくるのか。それから、退職金もどういふ清算をされて、それは市のほうの一部持ち出しになるのかどうなのか。

それから、せめて何名の方が、とりあえず今、8名おられるわけですけど、8名の方が全員合格されたのか、それとも中には、「私はもうそういう採用試験を受けません。」と言われたのか。そういうものも含めて、現状の給与それから新たに採用される所の給与体系、それから退職金もどういふ形で掛けていかれるのか、清算されるのかそれとも一部継続するのか。それは、全部予算委員会の予算書の中で判断してくださいというのは、私は予算委員にはならないと思いますが、非常に難しいやり方じゃないかと思うんですが、何とか市民の方にわかっていただいて、市民の人に理解いただいて、市民の人に給料を払っていただくわけですから、できるだけわかるような方法というのはないものなんですか。

○議長(西川健三) 総務企画部長。

○総務企画部長(太田勲男) できるだけ、皆様方にわかりやすい、前回の8月20日の総務文教委員協議会の後にも、その後の経過については、お示しできるものについて、また協議会等で説明させていただくというようなお話はさせていただいております。それは、当然3月までの話です。

今さっきの御質問の中で1つだけ御回答できるものがございます。退職金は、継続はしません。採用試験の内容についてはまだ発表できるようなものはございませんが、もし市の試験に通り採用されれば、当然、前文化振興事業団を退職しての採用になりますので、文化振興事業団で退職金は支払っていただくということになります。これは、今のところ法的にはこれ以上のものはございません。

○議長(西川健三) 大井議員。

○2番(大井 渉) 最後の質問にさせていただきます。

何ページかわからなくなりましたが、わがまちプランの中に、文化振興事業団の方がメンバーとしてこの策定に入っておられました。そのときに、役職か何かは社会教育主事とかなんとか書いてあったと思ったんですが、そういう役職、例えば今の8名の方で、役職があるとしたら、それはどういう役職の採用、形になるかと、それもあわせて出していたかかないと、役職も主任主事から始まるものか、例えば今、係長という役職があった者が、全く主任主事とか、一番入ったところまで下げるのか、初任給というのがわかりませんよね。

それから、今8名おられた人件費、この前、山崎議員がちょっと言っておられたのは、1人が600万円とか五百数十万円とか言っておられましたけど、私はその辺は詳しく見ておりませんが、そういうものもお出しいただいて、実際、今市長さんは、1億円から1億円に変わるだけだから問題ないと言われたんですが、そういうものなのか。それだったら今のように、役職もそのままついたまま採用する形になるんじゃないですか。全部、新卒と同じような待遇になるんですか、その辺も詳しく、できるだけ、議案がいいのかわか

りませんが、とにかく市民の人がその方の給料を払うわけですから、もちろん我々議員にも説明していただきたいですけど、市民の人にも御理解いただくような説明なり情報開示をぜひお願いして、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 以上で、一般質問を終結いたします。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第7〔一括上程〕

報告第11号 専決処分の報告について（農業集落排水施設使用料請求事件の和解）

認 第 3号 平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第54号 平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第55号 平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第3、報告第11号専決処分の報告について（農業集落排水施設使用料請求事件の和解）から日程第7、議案第51号大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から報告及び提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 北地範久 登壇〕

○上下水道局長（北地範久） 報告第11号、認第3号、議案第54号、議案第55号、議案第51号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第11号専決処分について、御説明申し上げます。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定で、議会の議決により指定された市長の専決事項に当たる100万円以下の和解について、6月22日に専決処分いたしましたので、その御報告をするものでございます。

和解の相手方は、議案に記載の方でございます。和解に至る経緯でございますが、市は、和解の相手方から大竹市農業集落排水処理施設条例第12条に基づく排水施設の使用申し込みを受け、平成20年2月1日に使用を許可いたしました。しかしながら、市の督促または催促にかかわらず、その使用料を完納しないため、市は、和解の相手方に対して、平成24年3月2日、滞納使用料の完納を求める支払催促の申し立てを、大竹簡易裁判所書記官に行いました。これに対して、和解の相手方は、平成24年3月6日、催促異議の申し立てを同裁判所に行いました。このため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟へ移行することになったため、市は平成24年3月19日、同裁判所に滞納使用料の完納を求める訴えを提起いたしました。その後、裁判において、和解の相手方は、分割納付することを前提に和解したい旨、申し出があったことから、分割納付による完済が可能と判断し、和解をするものでございます。

和解の主な内容でございますが、和解の相手方が、平成21年度4期分の一部及び平成21

年度5期分並びに平成22年度3期分から平成24年度1期分までの未払使用料として、9万3,356円の支払い義務があることを認めること、並びに市に対して、未払使用料9万3,356円を平成24年度2期分以降の大竹市農業集落排水施設使用料とあわせて、平成24年6月から平成29年11月まで毎月月末各5,000円ずつ、平成29年12月に4,489円を分割して支払うこと。また、和解の相手方が、毎月の使用料の支払いを3回以上怠り、その額が1万5,000円に達したときは、未払使用料から既払金を控除した金員を支払うこととさせていただきます。

続きまして、認第3号平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。工業用水道事業につきましては、平成20年度の追加給水契約の締結により財政面の改善が進んだことや、経費の節減等による経営の健全化に努めた結果、前年に引き続き利益を確保することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、1,634万8,022立方メートルで、前年度と比較いたしますと93万8,729立方メートル増加しております。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は収入総額5億4,869万6,861円、支出総額4億9,863万8,277円で、差し引き5,005万8,584円の純利益となりました。前年度からの繰越欠損金を加算しますと、平成23年度末の未処理欠損金が5億5,597万51円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億8,754万1,000円、支出総額4億1,617万4,470円で、差し引き2億2,863万3,470円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133万8,577円と過年度分損益勘定留保資金2億2,729万4,893円で補填いたしました。

続きまして、議案第54号平成23年度大竹市水道会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。地方公営企業法の改正により、平成23年度決算から剰余金の処分につきましては、議会の議決を経て処分を行うことになりましたので、同法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書(案)のとおり、未処分利益剰余金から減債積立金に200万円、建設改良積立金に3,600万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。水道事業の現況といたしましては、給水人口が減少してきていることや、節水意識の定着、さらには家庭における節水機器の普及が進んでいることで、給水収益の減少になかなか歯どめがかからなかったものとなっております。こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、経費の削減等による経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は347万126立方メートルで、前年度と比較いたしますと8万4,254立方メートルの減少となっております。

次に、建設改良事業ですが、総額9,308万3,335円を支払いました。主な事業といたしましては、2号緩速ろ過池改修工事が1,802万7,450円、南栄2丁目地内配水管改良工事(1

工区)が1,822万8,000円、御園1・2丁目地内配水管改良工事(その2)が2,117万7,450円などがございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は収入総額5億270万7,925円、支出総額4億6,452万1,316円で、差し引き3,818万6,609円の純利益となりました。これに、前年度繰越利益剰余金の2,118万4,767円を加算いたしますと、平成23年度末の当年度未処分利益剰余金は5,937万1,376円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額4,592万5,340円、支出総額1億2,927万3,422円で、差し引き8,334万8,082円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額396万1,924円、過年度分損益勘定留保資金3,238万6,158円、建設改良積立金4,700万円で補填いたしました。

続きまして、議案第55号平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。先ほどの水道事業会計と同じく、地方公営企業法の改正により、平成23年度決算から剰余金の処分につきましては、議会の議決を経て処分を行うことになりましたので、同法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書(案)のとおり、未処分利益剰余金から減債積立金に200万円を積み立てるものがございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、処理区域内人口が年々減少している中、平成22年度から導入した下水処理場等の包括的民間委託による経費の節減など、経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。処理状況でございますが、年間総処理水量857万5,190立方メートルで、このうち汚水分年間有収水量は313万8,630立方メートルです。前年度と比較いたしますと10万1,104立方メートル減少しております。次に、建設改良事業ですが、総額で3億2,692万402円を支払いました。主な事業といたしましては、合流改善雨水滞水池設置(電気)工事が1億3,310万8,650円、合流改善雨水滞水池設置(機械)工事が2,224万3,150円、小島汚水中継ポンプ場自家発電棟建設工事が3,058万7,600円などがございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は収入総額7億7,016万723円、支出総額7億4,343万2,046円で、差し引き2,672万8,677円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、平成23年度末の当年度未処分利益剰余金は1億129万3,430円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額5億807万7,709円、支出総額7億8,964万1,909円で、差し引き2億8,156万4,200円の不足が生じたことに対しまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万1,631円、過年度分損益勘定留保資金1億2,332万9,181円、当年度分損益勘定留保資金1億5,297万3,388円で補填いたしました。

続きまして、議案第51号大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について、御説明申し上げます。本条例には、資金の貸し付けを受ける要件のうち、市税に滞納のないこと

があり、証明書の提出を義務づけております。このたび、新しい基幹業務システムの導入及び総合証明窓口の設置に当たり、滞納のない証明書の取り扱いを調整したところ、各制度との証明の取り扱いに差異があることが判明いたしました。そのため、本条例の要件に、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含めることにより、同様の取り扱いにするものでございます。なお、このことにより、証明書の取り扱いが統一され、総合証明窓口における証明書の発行及び交付事務の効率化が図られるものでございます。

以上で、報告第11号、認第3号、議案第54号、議案第55号、議案第51号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） この際、監査委員から、決算審査の報告を求めます。

黒田監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。それでは、監査委員を代表いたしまして、平成23年度大竹市水道事業会計及び工業用水道事業会計、並びに公共下水道事業会計の決算審査の結果について御報告申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。審査は平成24年7月2日から7月27日までの期間で行いました。市長から提出されました決算書類が、水道事業及び工業用水道事業並びに公共下水道事業の経営成績及び財政状態を、適正に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証票類の照合など、通常実施すべき審査手続によりまして審査をいたしました。

ついで、3事業の経営内容を把握するために計数の分析を行い、3事業が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを主眼といたしまして、慎重に審査を行いました。

その結果、決算諸表の計数は正確であり、当年度の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めました。

それでは、審査結果の詳細につきましては、お手元にございます決算審査意見書により御説明いたします。

当年度の水道事業会計決算は、10年連続の黒字決算、工業用水道事業会計決算は3年連続して黒字決算、また、公共下水道事業会計は5年連続して黒字決算となっております。

まず、水道事業会計の経営内容を分析してみますと、給水原価は1立方メートル当たり133円41銭、これに対する供給単価いわゆる販売単価は130円55銭となり、2円86銭の販売損となっております。これは、ほぼ前年と同じでございます。同じ販売損となっておりますが、これは多分に有収率の減少が影響をしております。

次に、決算内容を見てみますと、営業収支は4,113万3,000円の利益、営業外収支を加えた経常収支は3,975万2,000円の利益となっております。これに特別損益を加えますと、当年度は3,818万6,000円の純利益となり、昨年度の純利益と比較しますと874万1,000円増加をしております。この主な要因ですが、費用面において、給配水費等の営業費用が1,099万円減少したことによるものでございます。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金5,937万1,000円について議会の議決を受けて、3,800万円を建

設改良積立金等に積み立て、残り2,137万1,000円を繰越利益剰余金として、翌年度に繰り越すことになっております。

なお、本年度、建設改良積立金から4,700万円を組入資本金に組み入れ、資本の増加を図っております。

次に、工業用水道事業会計です。経営内容を分析しますと、給水原価は1立方メートル当たり30円50銭、供給単価いわゆる販売単価は33円44銭でございます、差し引き2円94銭の販売益となっております。

決算内容について見てみますと、営業収支は1億8,928万6,000円の利益に対しまして、営業外収支は企業債の支払利息等で1億3,919万2,000円の損失となっており、全体としては5,005万8,000円の純利益となりました。昨年度の純利益と比較しますと355万5,000円の減少となっております。当年度純利益5,005万8,000円は、前年度繰越欠損金6億602万8,000円へ補填され、翌年度繰越欠損金は5億5,597万円となっております。

さらに、公共下水道事業会計でございますが、経営内容を分析しますと、処理原価は1立方メートル当たり86円54銭で、処理単価いわゆる使用料単価は89円76銭でございます、差し引き3円22銭の処理益となっております。

決算内容について見ますと、営業収支は9,563万7,000円の利益となっておりますが、営業外収支は企業債支払利息等で6,760万5,000円の損失となっており、特別損益を加えますと、全体としましては2,672万8,000円の純利益となっております。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金1億129万3,000円については、議会の議決を受けて200万円を減債積立金に積み立て、残り9,929万3,000円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すことになっております。

次に、建設投資についてでございますが、水道事業では、御園1・2丁目地区内配水管改良工事2,117万7,000円、南栄2丁目地内配水管改良工事1,822万8,000円等でございますが、前年度と比較しますと1,813万円減少しております。

工業用水道事業では、建設投資に関する工事はございませんでした。

公共下水道事業においては、合流改善雨水滞水池設置（電気）工事1億3,310万9,000円、同機械工事2,224万3,000円、小島汚水中継ポンプ場自家発電棟建設工事3,058万8,000円等でございますが、前年度と比較しますと6,352万3,000円減少しております。

以上が、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の審査の概要でございます。

さて、平成23年度の経済動向を振り返ってみますと、東日本大震災により、我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、サプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、平成22年度から続くEUの信用不安は、中国を初めアジア新興国の景気減速の原因となり、円高ユーロ安、さらには円高ドル安に拍車をかけ、一時過去最高の1ドル75円台を記録いたしました。こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ、景気の下方リスクに先手を打って対処しており、エコカー補助金、地上デジタル放送によるテレビの買いかえ等、一時的には景気の下支え

となりました。しかし、物価の動向を見ますと、緩やかなデフレ状況が続いており、消費者物価指数は3年連続の下落となっております。

平成23年度の国内総生産の実質成長率は、年度当初がマイナスであったことから、その景気の持ち直しにもかかわらず0%と、国民の景気実感に近い名目成長率はマイナス2.2%となっております。貿易収支においても31年ぶりの赤字となり、輸出企業の国際競争力の低下は、国内においても人員削減や工場の統廃合が行われ、雇用の促進や内需の拡大に対して負の要因の一つとなっております。さらに、原発事故に端を発した発電コストの負担、電力の供給不安は、経済活動の抑制につながっております。

こうした状況の中で、平成23年度の決算につきましては、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の全てで黒字決算となっております。

水道事業会計につきましては、給水人口の減少や節水型社会への移行により、水需要の減少は続くため、収益面の減少は避けられず、費用の削減努力を続けていかざるを得ないと考えます。

また、有収水量は年々下がっておりますので、有収率の向上対策をしっかりと進めていく必要があると考えます。

次に、工業用水道事業会計につきましては、平成21年度に収益増と起債により、工業用水道事業会計内で、企業債の償還財源が賅えるようになりました。しかしながら、企業における用水の循環型利用の徹底や設備の集約などで、水需要は期待できない現状にあります。さらに、旧第2期工業用水道事業における日本大昭和板紙株式会社との給水契約の期間が、平成24年度末までとなっております。今現在、新需要の見通しが無い状況で、収支を均衡させていくためには、より一層の費用の削減努力が必要と考えます。

公共下水道事業会計につきましては、平成19年度において、料金改定をして黒字経営となっておりますが、今年度の全ての用途において、有収水量及び使用料金収入は減少しており、家事用については水道事業会計と同様に下降し続けています。料金収入等、引き続き、今後の動向を見守る必要があると思えます。

したがって、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業いずれも、今後も厳しい経営環境の中にあることを十分認識され、より一層、市民の福祉増進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、まことに簡単でございますが、決算審査に当たっての御報告といたします。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、報告第11号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

認第3号から議案第51号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第46号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（西川健三） 日程第8、議案第46号教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第46号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で5人を委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち和田世弘氏が、9月29日をもちまして任期満了となりますので、その後任として島田晃子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意をを求めるものでございます。

島田氏は、昭和58年3月岩国商業高等学校を卒業され、同年4月から三菱レイヨン株式会社中央研究所、同社退社後、平成11年8月から東京都中央区立日本橋高齢者サービスセンター、同社退社後、平成23年5月からT&T WAMサポート株式会社に勤務されております。また、平成15年9月には読み聞かせの会、小方小学校えほんの国代表者、平成16年8月には大竹市スポーツ少年団役員、あるいは地区子供の役員などを務められ、人格、識見ともにすぐれ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案申し上げるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第47号 大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第9、議案第47号大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

[総務企画部長 太田勲男 登壇]

○総務企画部長（太田勲男） 議案第47号大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に施行されたことに伴い、大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は次のとおりでございます。

まず、1点目として、市防災会議の所掌事務に、「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「審議した重要事項について市長に意見を述べること」を追加するものでございます。これは、市長の諮問に応じて、地域の特性に応じた防災に関する取り組みを幅広く市防災会議において議論することを明確化したものでございます。

次に、2点目でございますが、市防災会議の委員として多様な主体の参画を促進することにより、各種防災対策の充実を図ることを目的として、「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」を新たに加えたものでございます。

次に、3点目でございます。市災害対策本部については、改正前の災害対策基本法第23条において、県災害対策本部と同一の規定で定められておりましたが、このたび新たに法第23条の2として別個に規定されたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第47号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第12〔一括上程〕

議案第48号 大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について

議案第49号 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第53号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

○議長（西川健三） 日程第10、議案第48号大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正についてから日程第12、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます

都市環境部長。

〔都市環境部長 長谷川寿男 登壇〕

○都市環境部長（長谷川寿男） 議案第48号、議案第49号及び議案第53号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第48号大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について御説明申し上げます。本条例には、資金の貸し付けを受ける要件のうち、市税及び国民健康保険料に滞納のないことがあり、証明書の提出を義務づけております。このたび、新しい基幹業務システムの導入及び総合証明窓口の設置に当たり、滞納のない証明書の取り扱いを調整したところ、各制度との証明の取り扱いに差異があることが判明いたしました。そのため、本条例の要件に介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含めることにより、同様の取り扱いにするものでございます。なお、このことにより、証明書の取り扱いが統一され、総合証明窓口における証明書の発行及び交付事務の効率化が図られるものでございます。以上で、議案第48号の御説明を終わります。

続きまして、議案第49号大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御説明申し上げます。このたび、公営住宅法の一部が改正され、平成24年4月1日付で施行されたことに伴い、条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法の第5条及び第23条が改正され、同施行令から公営住宅等整備基準と入居収入基準の要件が削除され、これらの要件を事業主体が条例で定めることとされました。これに基づき、新たな公営住宅を建設する際に、浴室の設置やバリアフリーなど、住宅の性能を示した技術的基準等を定める整備基準と、新規入居の際に、対象入居世帯の所得限度額を定める入居収入基準について、従来の国の基準のとおり条例で定めるため、一部改正を行うものでございます。

また、新規入居する際に必要となります連帯保証人の選定に関する届け出書類の提出方法を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。以上で、議案第49号の御説明を終わります。

続きまして、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。現在は、大竹市営住宅等施設の維持管理及び使用料徴収業務につきましては、市の職員で対応しておりますが、平成25年度から指定管理者へ管理を委託するため、大竹市営住

宅管理条例第60条の3及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例第34条の規定に基づき、このたびその候補者として株式会社第一ビルサービスを選定しましたので、議会の御承認をいただきたく御提案させていただくものでございます。

この業者は、民間賃貸住宅及び分譲マンションの管理を行っており、公営住宅では広島県営住宅や廿日市市営住宅など、中国四国地方の公営住宅で2万戸以上の管理実績を有しております。市営住宅の管理を指定管理者へ移行することで、入居者からの問い合わせなどに対し、24時間体制での対応を可能とし、より細やかなサービスの提供ができるようになります。

さらには、今までの市の運営ノウハウに加え、民間の管理ノウハウを導入することにより、より安心・安全な市営住宅の運営を目指すとともに、安定した収納率の確保を実現させるためのものでございます。このようなことから、株式会社第一ビルサービスを、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、議案第48号、議案第49号及び議案第53号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第50号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第13、議案第50号大竹市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます

教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） 議案第50号大竹市立学校設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この改正の内容でございますが、平成25年4月1日から、阿多田小学校と穂仁原小学校を、現在、小方ヶ丘に建設中の小方小学校に統合しようとするものでございます。これまで、阿多田小学校、穂仁原小学校のPTAの方々と統合についての話し合いを重ねてまいりましたが、このたび、両小学校のPTAと統合について同意を得ることができましたので、小方小学校に統合しようとするものでございます。また、小方小学校、小方中学校もそれぞれ現在地から移転をすることとなりますので、位置の変更をしようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第50号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第52号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第14、議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます

消防長。

〔消防長 賀屋幸治 登壇〕

○消防長（賀屋幸治） 議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年3月27日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加されたことにより、急速充電設備の特性等を踏まえ、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理についての基準を新たに定めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第52号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第17〔一括上程〕

議案第56号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西川健三） 日程第15、議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）から日程第17、議案第58号平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る

3件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）から、議案第58号平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る3件の補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

最初に、議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,396万2,000円を増額し、予算総額を145億1,415万円にするものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第2号）の内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、46ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、508万1,000円を増額するものでございます。内容としましては、訴訟案件や相談業務の増加に伴い弁護士謝礼を350万円、広島県後期高齢者医療制度特別対策事業などの前年度精算分として国庫補助金等返還金を158万1,000円計上しております。

第3款民生費につきましては、836万8,000円を増額するものでございます。主な内容としていたしましては、介護基盤緊急整備等基金県補助金を財源とした災害時要援護者対策に係るパーティション、小型吸引器等の備品購入費を300万円、介護用品や衛生用品等の消耗品費を55万円、地域福祉活動リーダー養成のための補助金を50万円計上し、障害者自立支援特別対策事業県補助金を財源とした障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修委託料を141万8,000円、障害者スポーツ推進のための備品購入費を20万1,000円計上しております。

また、大竹保育所電源移設に伴う工事請負費を63万円、阿多田児童館における窓及びフェンス改修のための工事請負費を200万円計上しております。

48ページの第4款衛生費につきましては、予防接種法改正に伴う不活化ポリオワクチン接種及び4種混合ワクチン接種のための予防接種負担金等を合わせて1,430万4,000円計上するものでございます。

第7款商工費につきましては、48万8,000円を増額するものでございます。内容としていたしましては、地方消費者行政活性化交付金を財源とした窓口カウンター等を整備するものでございます。

第8款土木費につきましては、JR西日本との協議が整ったことに伴う玖波駅西口整備に係る用地買収費を610万円計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、112万5,000円を増額するものでございます。内容としていたしましては、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金を財源とした活動用手袋購入のための消耗品費を72万5,000円計上しております。また、消防車両外部スピーカー購入のための、備品購入費を40万円計上しております。

50ページの第10款教育費につきましては、1,849万6,000円を増額するものでございます。

十

主な内容といたしましては、給食配送車購入のための備品購入費を1,500万円計上しております。また、阿多田小学校及び穂仁原小学校の閉校に伴う閉校記念誌作成のための印刷製本費を308万2,000円、阿多田島汽船旅客待合所内に設置予定のコインロッカー購入のための備品購入費を25万9,000円計上しております。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、44ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款県支出金につきましては、2,057万8,000円の増額でございます。内容といたしましては、歳出予算に計上されております障害者自立支援特別対策事業に係る県補助金を112万8,000円、介護基盤緊急整備等基金事業に係る県補助金を405万円、地方消費者行政活性化事業に係る県補助金を48万8,000円計上しております。また、小方小学校・小方中学校移転改築事業に伴う財源が、新たに見込まれることとなったため、小中学校教育環境支援事業県補助金を1,491万2,000円計上しております。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算における財源調整として、財政調整基金繰入金を2,496万5,000円増額するものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金を219万4,000円計上しております。

第19款諸収入につきましては、82万5,000円増額するものでございます。内容といたしましては、歳出予算に計上されております消防団員安全装備品整備等助成事業に係る助成金を72万5,000円計上しております。また、閉校記念誌販売代金として10万円を計上しております。

第20款市債につきましては、玖波駅西口整備に係る市道改良事業債を540万円計上するものでございます。

続きまして、40ページの第2表債務負担行為の補正は、大竹市給食センター給食調理業務委託に要する経費につきまして、配送業務等を含めて計上する必要が生じたので、事項及び金額を変更させていただくものでございます。

41ページの第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。以上が、議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、52ページからの議案第57号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,867万1,000円を増額し、予算総額を34億8,241万6,000円にするものでございます。内容といたしましては、前年度精算分として療養給付費交付金等返還金を2,867万1,000円を計上し、同額を財政調整基金繰入金及び前年度繰越金で計上しております。

続きまして、58ページからの議案第58号平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,025万円を追加し、予算総額を24億4,152万円とするものでございます。内容につきましては、前年度精算分として国庫補助

金等返還金を1,025万計上し、同額を国県支出金の前年度精算分として、基金繰入金及び前年度繰越金で計上しております。

以上、議案第56号から議案第58号に係る補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち議案第56号は、総務文教委員会に付託いたします。議案第57号及び議案第58号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第18 平成24年請願第1号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願**

○議長（西川健三） 日程第18、平成24年請願第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成24年請願第1号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求める陳情

○議長（西川健三） 日程第19、平成24年陳情第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成24年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月5日から9月13日までの9日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、9月5日から9月13日までの9日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
この際、御通知申し上げます。

9月6日午前10時から総務文教委員会を、9月7日午前10時から生活環境委員会を、9月10日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、9月11日午前10時から議会運営委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会をそれぞれ開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

9月14日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

17時34分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月4日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 藤 井 馨

大竹市議会議員 乃 美 晴 一

大竹市議会副議長 二階堂 博

+